

第4次本庄市障害者計画・
第7期本庄市障害福祉計画・
第3期本庄市障害児福祉計画

誰もが自分らしく暮らせる共生のまち 本庄



本庄市
はにぼん

令和6年3月
本庄市

手話で「ありがとう」を表しています。

はじめに



全ての人々が、障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合い、各々の個性を生かしつつ、いきいきとした人生を送ることができる共生社会は、誰もが目指すべき理想の社会像です。

こうした共生社会の実現には、行政の取り組みだけではなく、市民の皆様をはじめ企業や各種関係機関の方々のご理解とご協力のもと、絶え間ない努力により初めて成し遂げられるものです。

本庄市が生誕の地である塙保己一先生は、盲目という障害を抱えながらも、不断・不屈の努力により、「群書類従」を編纂されました。その偉業は、計り知れない足跡を我が国の文化史上に残しました。その陰で、先生の周囲において、惜しみ無い力添えをした多くの人々の支えがあったことを忘れてはなりません。このことは、後世の私たちに、あるべき共生社会の一端を指し示してくれています。

本庄市では、障害のある人のための施策に関する基本的な計画として、障害者基本法に基づく「第3次本庄市障害者計画」を、また、障害のある人に対する障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援の提供体制の確保に関する計画として、障害者総合支援法に基づく「第6期本庄市障害福祉計画」を、さらには、児童福祉法に基づき、障害のある子どもへの通所支援や相談支援の提供体制の確保に関する「第2期本庄市障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、計画の実現に向け取り組みを進めて参りましたが、令和5年度でこの3つの計画とも期間が満了いたします。このことを受け、新たに、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とした「第4次本庄市障害者計画」を、また、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とした「第7期本庄市障害福祉計画」、「第3期本庄市障害児福祉計画」を策定しました。

近年、障害のある人に対する施策は、デジタル技術を用いた障害のある方の意思を反映する施策やバリアフリーの拡充、「誰一人取り残さない」というSDGs（国連提唱の「持続可能な開発目標」）の理念を取り入れた取組など、社会の変化に即して変容を遂げています。さらには、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」の改正により令和6年4月から、障害にある人への合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されることなど、法整備を含め着実な歩みを進めております。

今後とも国・県の動向を注視しつつ、適宜、計画の改善も視野に入れ、この3つの計画の基本理念である「誰もが自分らしく暮らせる共生のまち 本庄」の構築を目指して、市民の皆様や保健、医療、福祉、労働、教育をはじめとする幅広い関係者の皆様と連携・協働して取り組んで参りたいと存じます。

この度の3つの計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様、障害のある皆様やそのご家族の皆様、関係団体の皆様、そして、お忙しい中、会議にご出席いただいた本庄市障害者施策推進協議会委員の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

本庄市長 **吉田信解**



盲目の国学者

はなわ ほきいち
塙 保己一

はなわ ほきいち
〔塙 保己一 肖像画〕
提供：本庄市教育委員会

盲目の国学者 塙 保己一は、江戸時代の延享3年（1746年）5月5日武蔵野国
こだまのこおりほきのむら こだまちょうほきの
児玉郡保木野村（現本庄市児玉町保木野）に生まれました。

保己一は、7歳の時に病気で失明し、15歳で単身江戸に出て、当時の盲人社会の
ほきいち
指導者である雨富検校のもとで按摩や針、灸などを修行しましたが、一念発起し
あめとみけんぎょう あんま きゅう
て学問の道を志し、本人の努力と好意ある人々の助力で重い障害を乗り越え大学者
となり、また盲人の最高位である総検校にまで登りました。

大学者となった保己一は、和学講談所（東京大学資料編纂所の前身）の開設、「大
ほきいち わがくこうだんじょ へんさんじょ
日本史」（水戸光圀が作り始めた歴史書）の校正、日本最大の叢書「群書類従」の編纂
みとみつくに そうしよ ぐんしよるいじゅう へんさん
と刊行などの大きな事業を成し遂げました。

特に、「群書類従」の編纂は、保己一が生涯をかけて取り組んだ一大事業でした。
ほきいち
保己一は、価値のある古い書物や貴重な記録が将来無くなってしまうことを心配し、
数多くの古書文献を集めて分類・整理し、約40年の歳月をかけて文政2年（1819
ぐんしよるいじゅう へんさん ぐんしよるいじゅう
年）「群書類従」正編666巻に編纂して刊行しました。「群書類従」は、日本史
や日本文学等を研究するために不可欠で貴重な資料を後世に伝えるものとなりました。

また、保己一は、盲人社会の改革に努力し、その無私で清廉な人柄と偉大な業績
ほきいち
は、「奇跡の人」ヘレンケラー女史をはじめ多くの人々に尊敬されました。

重い障害を克服し、困難な大事業を成し遂げ、人々から尊敬された 塙 保己一は、
はなわほきいち
「共生社会の創造」、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」という基
本理念を江戸時代に実践した偉大な先人です。

i 「検校」

しょうかん しょうえん とうどうざ
= 荘官、社寺や荘園の監督役職名のこと、室町時代以降に盲人組織（当道座）における位階となった。

【目次】

第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨.....	3
第2節	本計画の基本的な性格と位置づけ.....	3
第3節	「障害者」等の定義.....	5
第4節	計画の期間.....	6
第5節	計画の策定体制と方法.....	7
	(1) アンケート調査等の実施.....	7
	(2) 本庄市障害者施策推進協議会による検討.....	7
	(3) 障害者計画策定庁内検討会議による検討.....	7
	(4) 児玉郡市障害者自立支援協議会からの意見聴取.....	7
	(5) パブリックコメントの実施.....	7
第6節	障害者施策を取り巻く法制度・社会情勢の変化.....	8
	(1) 「障害者権利条約」の批准.....	8
	(2) 障害者基本計画（第5次）の策定.....	8
	(3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正.....	9
	(4) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定.....	10
	(5) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正.....	10
	(6) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立.....	11
	(7) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー継承.....	12
	(8) 新型コロナウイルス感染症の拡大とその対応.....	12

第2章 本庄市の現状

第1節	統計で見る障害者の現状.....	15
	(1) 人口の推移.....	15
	(2) 世帯数の推移.....	17
	(3) 手帳所持者数の推移.....	18

(4) 身体障害者手帳所持者の状況.....	19
(5) 療育手帳所持者の状況.....	21
(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	22
(7) 難病患者などの状況.....	23
(8) 障害支援区分の認定状況.....	24
(9) 児童・生徒の状況.....	25
(10) 経済的支援の受給状況.....	27
第2節 アンケートで見る障害者の現状.....	28
(1) 調査（市民対象）の概要.....	28
(2) 調査（市民対象）の結果概要.....	29
(3) 調査（事業者・団体対象）の概要.....	45
(4) 調査（事業者・団体対象）の結果概要.....	46
(5) 団体ヒアリング.....	53
第3節 本庄市の障害者施策における課題.....	55
(1) 障害そのものや障害のある人への理解のさらなる拡大.....	55
(2) 就労を含めた障害のある人の社会参画の促進.....	55
(3) 一人一人の状況に応じた切れ目のないサポートの提供.....	56
(4) すべての人が安心して暮らせるまちづくり.....	56
第3章 基本理念	
第1節 計画の基本理念.....	59
第2節 基本目標の設定.....	60
«基本目標1» 誰もが暮らしやすいまちづくり.....	60
«基本目標2» 利用者本位のサービスの提供.....	60
«基本目標3» 自立と社会参加の推進.....	61
«基本目標4» 市民の安心を守る取組の充実.....	61
第3節 施策体系.....	62
第4章 施策の展開	
第1節 （基本目標1） 誰もが暮らしやすいまちづくり.....	65
(1) 障害に対する正しい理解の拡大.....	65

(2) 福祉教育と交流活動の推進.....	67
(3) 障害の特性に応じた情報提供の充実とコミュニケーション支援.....	69
(4) バリアフリーのまちづくりと移動支援の充実.....	71
第2節 (基本目標2) 利用者本位のサービス提供.....	74
(1) 相談機能の充実.....	74
(2) 福祉サービスの充実と連携強化.....	76
(3) 療育・教育の充実.....	78
(4) 福祉人材の確保.....	81
第3節 (基本目標3) 自立と社会参加の推進.....	82
(1) 障害者雇用の促進と就労環境の向上.....	82
(2) 多様な学習活動・文化芸術活動への参加促進.....	84
(3) スポーツ・レクリエーション活動への参加促進.....	85
第4節 (基本目標4) 市民の安全を守る取組の充実.....	86
(1) 災害対策の充実.....	86
(2) 交通安全・地域安全対策の推進.....	88
(3) 権利擁護施策の充実.....	90
第5章 計画の推進体制	
第1節 障害者施策の推進に関する基本的な考え方.....	95
(1) 意思疎通・意思決定支援.....	95
(2) バリアフリー・移動支援推進.....	95
(3) 障害や障害のある人への理解拡大と差別解消.....	95
第2節 関係機関との連携.....	96
第3節 計画の進行管理.....	96
第6章 障害（児）福祉サービス等の見込みと確保方策	
(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)	
第1節 障害福祉計画・障害児福祉計画の考え方.....	99
(1) 計画の性質.....	99
(2) 計画策定における基本的な考え方.....	99

(3) 計画の推進体制.....	99
第2節 新たな成果目標の設定.....	100
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	100
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	101
(3) 地域生活支援の充実.....	102
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	103
(5) 障害児支援の提供体制の整備等.....	105
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	107
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	109
第3節 障害福祉サービスの見込量とその確保方策.....	110
(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策.....	110
(2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策.....	113
(3) 居住系サービスの見込量と確保方策.....	117
(4) 相談支援の見込量と確保方策.....	119
第4節 地域生活支援事業の見込量とその確保方策.....	121
(1) 地域生活支援事業の概要.....	121
(2) 地域生活支援事業の見込みと確保方策.....	122
第5節 障害児が利用するサービスの見込量とその確保方策.....	139
(1) 障害児通所・訪問系サービスの見込量と確保方策.....	139
(2) 障害児相談支援の見込量と確保方策.....	142
第7章 資料編	
(1) 計画の策定経過.....	145
(2) 本庄市障害者施策推進協議会条例.....	146
(3) 本庄市障害者施策推進協議会規則.....	148
(4) 本庄市障害者施策推進協議会委員名簿.....	149
(5) 用語の解説.....	150

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市は、平成30年3月に「みんなが輝く共生のまち 本庄」を基本理念に掲げる「第3次本庄市障害者計画」を策定し、この計画に基づいて様々な障害者施策を推進してきました。

障害者施策をめぐっては、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」などの法整備が行われており、障害のある人の生活環境の改善が図られています。また、内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」以降、障害のある人の自己決定や社会参加が重視されており、本市においても、引き続き法制度や社会情勢の変化に対応しながら、障害のある人が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

この度、「第3次本庄市障害者計画」がその期間を満了し、合わせて「第6期本庄市障害福祉計画・第2期本庄市障害児福祉計画」も3年間を経過し見直しが必要となることから、本市の障害のある人等を取り巻く現況を踏まえるとともに、障害福祉制度における変更や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び「障害者基本法」の改正等に対応した新たな「第4次本庄市障害者計画・第7期本庄市障害福祉計画・第3期本庄市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画は本市の最上位計画である「本庄市総合振興計画」や福祉分野における上位計画である「本庄市地域福祉計画」との整合性を確保するとともに、他の関連計画との調和を図っています。

本市においても、本計画に基づき、障害の有無にかかわらず、すべての市民が身近な地域で役割を持ち、お互いを尊重しながら、その人らしい暮らしのできる共生社会の実現を図っていきます。

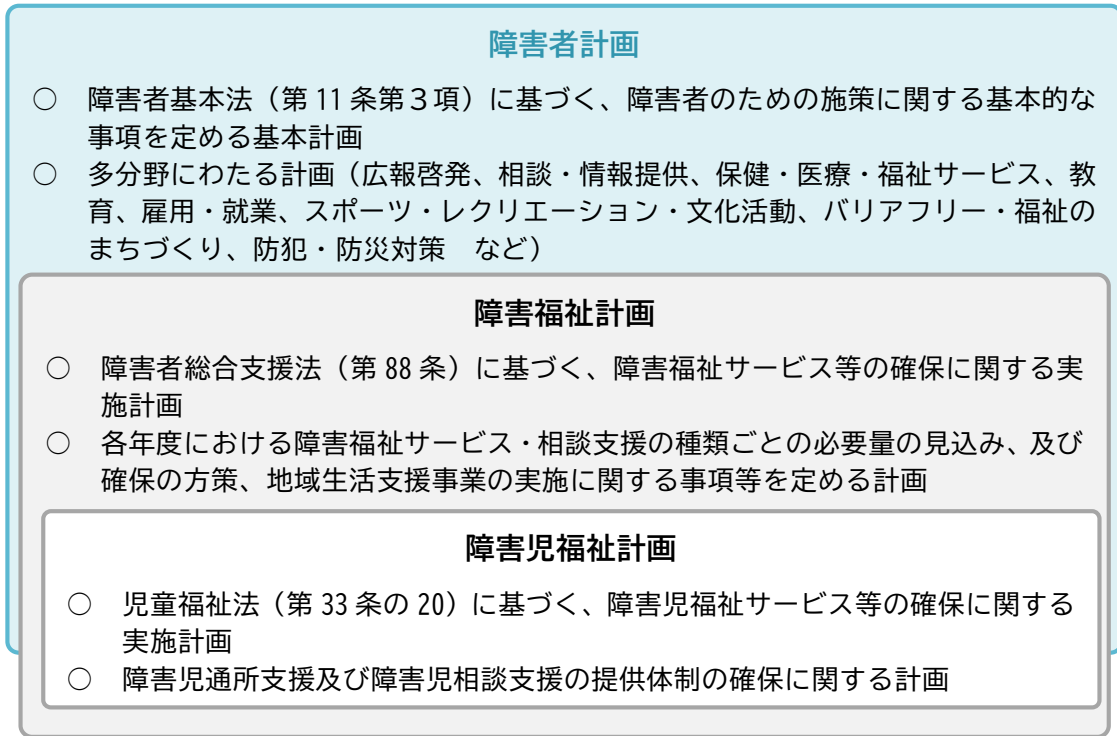
第2節 本計画の基本的な性格と位置づけ

第4次本庄市障害者計画は、「障害者基本法」に基づいて、本市の障害のある人のニーズや課題をまとめ、取り組むべき障害者施策の方向性について定めたものです。国は、障害の有無にかかわらず、すべての人が互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、いきいきとした人生を送ることができる社会である「共生社会」の構築を進めています。障害のある人もない人も、その能力を最大限発揮しながら、支える人と支えられる人という立場を超えて、互いに支え合える関係性の構築が求められています。

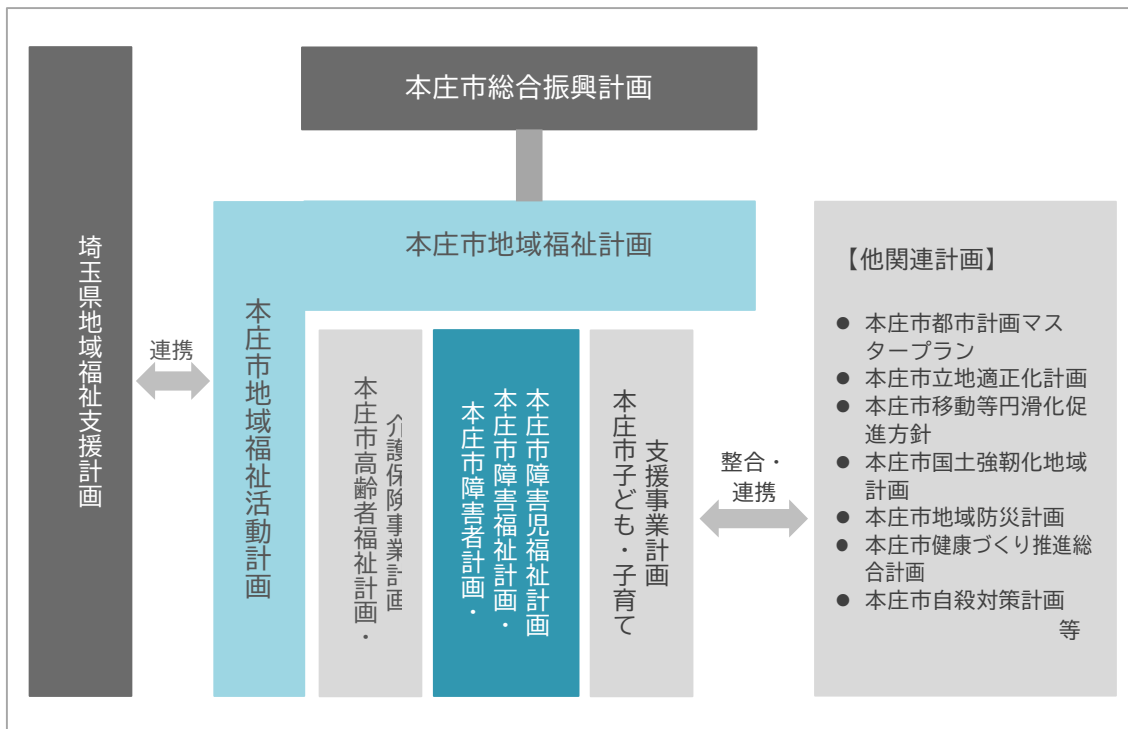
第7期本庄市障害福祉計画・第3期本庄市障害児福祉計画は「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、障害（児）福祉サービス、地域生活支援

事業等の提供体制の確保に関する基本的な目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標を定めるものです。

図表 障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の性格



図表 計画の位置づけ



第3節 「障害者」等の定義

本計画における「障害者」等の定義は以下のとおりです。

難病患者については、平成25年4月から障害者総合支援法の対象となっています。

図表 本計画における「障害者」等の定義

- 『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
- 『障害児』とは、児童福祉法第4条第2項に規定する「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童」をいいます。
- 『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条第1項に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。
- 『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

[補説]『社会的障壁』とは、障害者基本法第2条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。

第4節 計画の期間

第4次障害者計画の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、計画期間中に、本計画の根幹となる法律や制度などの改正があった場合や社会情勢、ニーズの変化に伴って新しい課題に対応する必要性が生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行います。

図表 計画の期間

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	…
障害者計画	→	第4次 令和6～11年度						→
障害福祉計画	→	第7期 令和6～8年度			→	第8期～		
障害児福祉計画	→	第3期 令和6～8年度			→	第4期～		

第5節 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、障害のある人やその家族が抱える生活課題や今後の希望を把握するとともに、あるべき障害者施策について市民や有識者の意見を聴取しています。

(1) アンケート調査等の実施

障害のある人の生活課題や希望を把握するため、障害者手帳所持者及び受給者証所持者、福祉サービス利用者、障害児の保護者、一般市民を対象とする「障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、障害者団体や障害福祉サービスを提供する事業者に対し、アンケート調査を実施したほか、一部団体を対象にヒアリングを行っています。

(2) 本庄市障害者施策推進協議会による検討

障害者本人やその家族・保護者、障害福祉サービス事業者、教育機関等の代表から構成される「本庄市障害者施策推進協議会」において、計画の策定及び障害者福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

(3) 障害者計画策定庁内検討会議による検討

庁内関係各課から推薦された職員で構成される障害者計画策定庁内検討会議を設置し、計画の策定及び障害者福祉に関する施策の推進について協議しています。

(4) 児玉郡市障害者自立支援協議会からの意見聴取

障害者総合支援法に基づき、障害者等への支援体制の整備及び関係機関、団体、事業者等との連携を図るため、本庄市、美里町、神川町、上里町が共同設置している「児玉郡市障害者自立支援協議会」に本計画を提示して意見を聴取しています。

(5) パブリックコメントⁱⁱの実施

パブリックコメントを実施し、広く市民から計画に対する意見を募集しました。

ⁱⁱ 計画策定時に原案を公表し、市民から幅広い意見を受け入れ、最終的な計画内容を検討する制度。

第6節 障害者施策を取り巻く法制度・社会情勢の変化

我が国においては、「障害者権利条約」の批准（平成26年1月）に先立って、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）、「障害者総合支援法」の成立（平成24年6月）、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正（平成25年6月）など、様々な法制度等の整備が行われてきました。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本市に居住する障害のある人が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

（1）「障害者権利条約」の批准

「障害者権利条約」は、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、その固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めるものです。

我が国は平成26年1月にこの条約を批准し、これに先立って様々な法制度の整備・改正が進められており、障害者施策の充実を国全体で図っています。

（2）障害者基本計画（第5次）の策定

内閣府は、「障害者施策は全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要」との考えに基づき、「障害者基本法」に基づいて「障害者基本計画」を策定しています。

令和5年3月に策定された「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）では、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調の3点を基本原則と定め、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止など11の分野における施策の推進を図っていくこととしています。

この計画の中では、「実現を目指すべき社会」として次の4点が掲げられています。

図表 基本計画を通じて実現を目指すべき社会

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にしたⁱⁱⁱ、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

資料：内閣府「障害者基本計画（第5次）」

（3）「障害者差別解消法」の改正

「障害者差別解消法」は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。

この法律では、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。令和3年5月の改正により、障害のある人に対する合理的配慮の提供が、民間事業者においても令和6年4月から義務化されることとなりました。

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化
されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

目次

- 1 表紙
- 2 共生社会の実現に向けて
- 3 合理的配慮の提供とは
- 4 「合理的配慮」には対話が重要です！
- 6 不当な差別的取扱いとは
- 8 障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト
- 10 チェックリスト
- 12 困ったときは

ⁱⁱⁱ 立場や方向を同じくすること。

(4) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加するために、必要な情報を十分に入手・利用したり、コミュニケーションを図ったりすることができる環境を整備するための法律で、令和4年5月に制定されました。内閣府の「障害者基本計画」の策定や変更にあたっては、この法律の規定の趣旨を踏まえることとなっています。

(5) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）は、高齢者や障害のある人などを含むすべての人が、移動や施設の利用において安全性や利便性を確保できるようにすることを目的とするものです。

令和2年5月にバリアフリー法が改正され、建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物に「公立小中学校」が追加されました。文部科学省では、バリアフリースイッチャーやスロープ、エレベーターの整備について整備目標を定めており、市内の学校施設についても、必要な改修・整備を行っていくこととなります。

また、「地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進」として、市町村が作成する移動等円滑化推進方針や基本構想に基づいて、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとなっています。基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることが可能です。

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について

公立小中学校等施設は、障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があるとともに、災害時の避難所としての役割も果たすことから、バリアフリー化が重要です。それには、学校設置者である市区町村による取組の加速化が不可欠です。

必要性1 令和2年5月のバリアフリー法の改正により
既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化

必要性2 近年、特別な支援が必要な児童生徒が増加^{※1}

必要性3 公立小中学校等の9割以上が避難所に指定^{※2}
災害時に、不特定多数の方が利用することが想定

※1 特別支援学級（特別支援学校）は、令和2年5月時点で155,216名（うち特別支援学級）に増加。令和3年時点では22,226名増加し、177,442名に増加している。これは、特別支援学級（特別支援学校）の増加に加え、公立小中学校等（特別支援学級を除く）の増加によるものである。令和3年時点では、特別支援学級（特別支援学校）の増加による増加が約17,146名で、残りは特別支援学級（特別支援学校）の増加による増加である。

国の取組

- 令和7年度までの整備目標を設定、緊急かつ集中的な整備を要請
- 令和3年度から、バリアフリー化のための改修事業について
国庫補助率を1/3から1/2に引き上げ
- 指針の改訂、相談窓口の設置、事例集の公表など技術的支援を実施

対象		令和2年度 令和4年度	令和7年度までの目標
バリアフリースイッチャー	校舎	65.2%	70.4%
	屋内運動場	36.9%	41.9%
	門から建物 の扉まで	78.5%	82.2%
	スロープ 等による 段差解消	74.4%	77.9%
エレベーター	校舎	27.1%	29.0%
	屋内運動場	65.9%	70.5%

全ての学校に整備する
※令和4年度調査時点で調査対象の約93%に相当

全ての学校に整備する
※令和4年度調査時点で調査対象の約94%に相当

要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する
※令和4年度調査時点で調査対象の約76%に相当

要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する
※令和4年度調査時点で調査対象の約76%に相当

学校施設のバリアフリー化に関する計画がある地方自治体は約25%（R4.9）。

毎年度「学校施設におけるバリアフリー化の促進に向けて」学校施設バリアフリー化推進指針（R2.12）

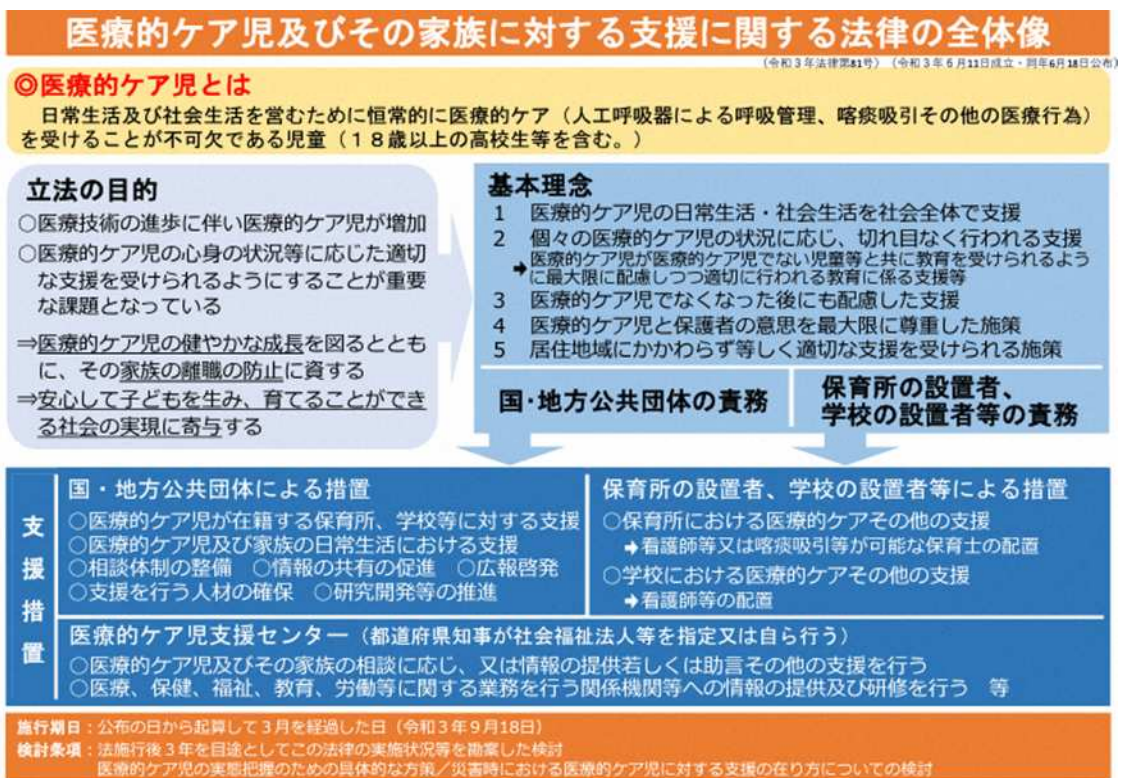
学校施設のバリアフリー化の促進に向けた取組事例集（R4.6）

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する相談窓口

(6) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立

令和3年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加し、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となったことを受け、医療的ケアを必要とする児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防ぎ、安心して子どもを産み育てることのできる社会の構築を目指すものです。

この法律では、地方公共団体による措置として、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、相談体制の整備などが定められています。



(7) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー継承

国では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を共生社会の実現に向けた機会とするため、「心のバリアフリー」「ユニバーサルデザインの街づくり」を2つの柱とする「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づいて、障害当事者の意見を取り入れた施設整備、バリアフリー法の改正などが行われてきました。こうした機運を一過性のものとすることなく、障害のある人への理解が一層進むよう、引き続き官民双方において、すべての人が暮らしやすい社会の構築のための取組が求められています。

(8) 新型コロナウイルス感染症の拡大とその対応

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民生活に様々な影響を及ぼし、障害のある人など脆弱な立場に置かれている人々に大きな影響を与えています。

感染拡大防止措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失などが生じ、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しました。障害のある人やその家族等に対しても、「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）を踏まえた支援が必要とされています。

また、障害のある人にサービスを提供する事業者側でも、経営に影響が出るなどの課題が生じています。さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える人も多く見られました。令和5年5月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけとしては5類感染症となりましたが、感染症拡大時をはじめ、地震・台風等の災害発生時といった非常時においても、障害のある人やその家族等の抱える課題に留意しながら、必要な施策を展開する必要があります。

第2章 本庄市の現状

第1節 統計で見る障害者の現状

(1) 人口の推移

住民基本台帳による人口の推移を見ると、総人口は微減で推移しています。65歳以上人口（高齢者人口）は増加傾向にありますが、18歳未満人口（児童人口）は減少が続いています。

図表 総人口と年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

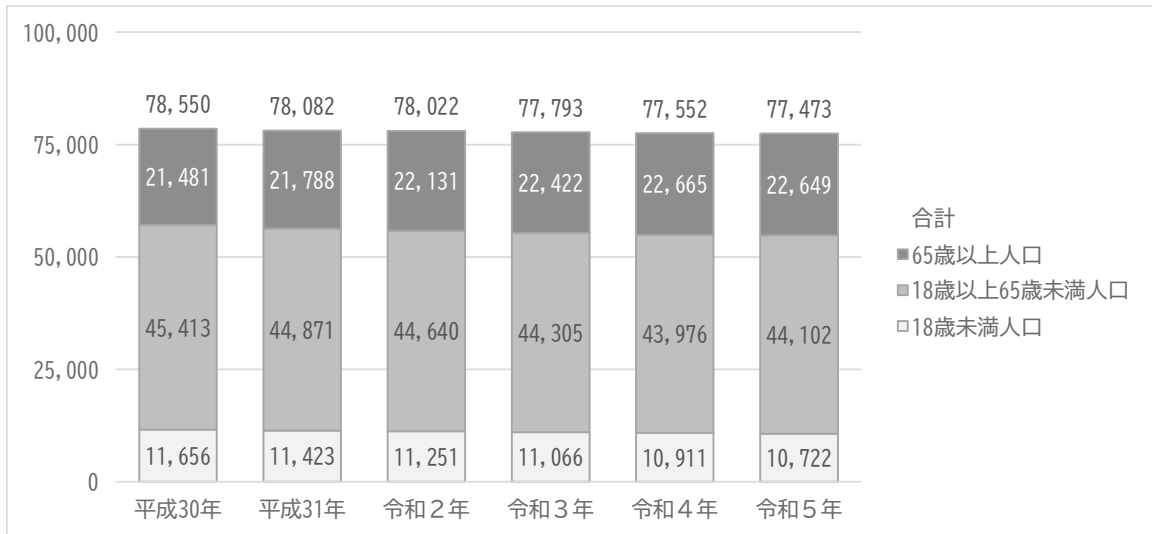
		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	人口	11,656	11,423	11,251	11,066	10,911	10,722
	(構成比)	14.8	14.6	14.4	14.2	14.1	13.8
18歳以上 65歳未満	人口	45,413	44,871	44,640	44,305	43,976	44,102
	(構成比)	57.8	57.5	57.2	57.0	56.7	56.9
65歳以上	人口	21,481	21,788	22,131	22,422	22,665	22,649
	(構成比)	27.3	27.9	28.4	28.8	29.2	29.2
総人口		78,550	78,082	78,022	77,793	77,552	77,473

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※端数処理のため年齢3区分別人口比率の和は必ずしも100.0%とにならない。

図表 年齢3区分別人口の推移

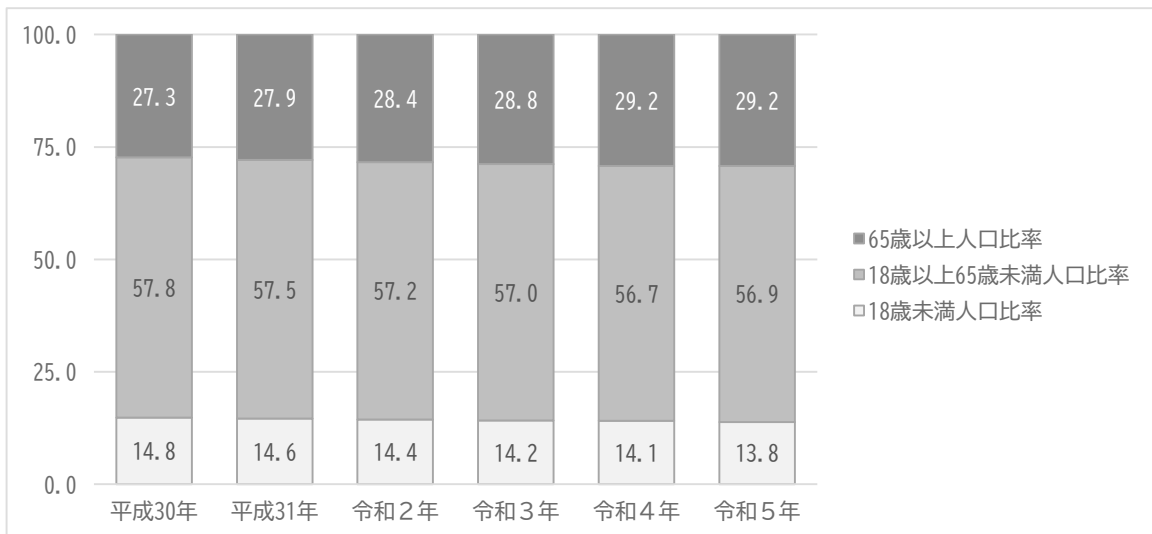
単位：人



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表 年齢3区分別人口比率の推移

単位：%



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※端数処理のため年齢3区分別人口比率の和は必ずしも100.0%とならない。

(2) 世帯数の推移

世帯数は一貫して増加傾向が続いています。総人口は減少傾向にあるため、1世帯当たり人員数は減少しており、令和5年には2.15人となっています。核家族化が進行していることがうかがえます。

図表 世帯数の推移

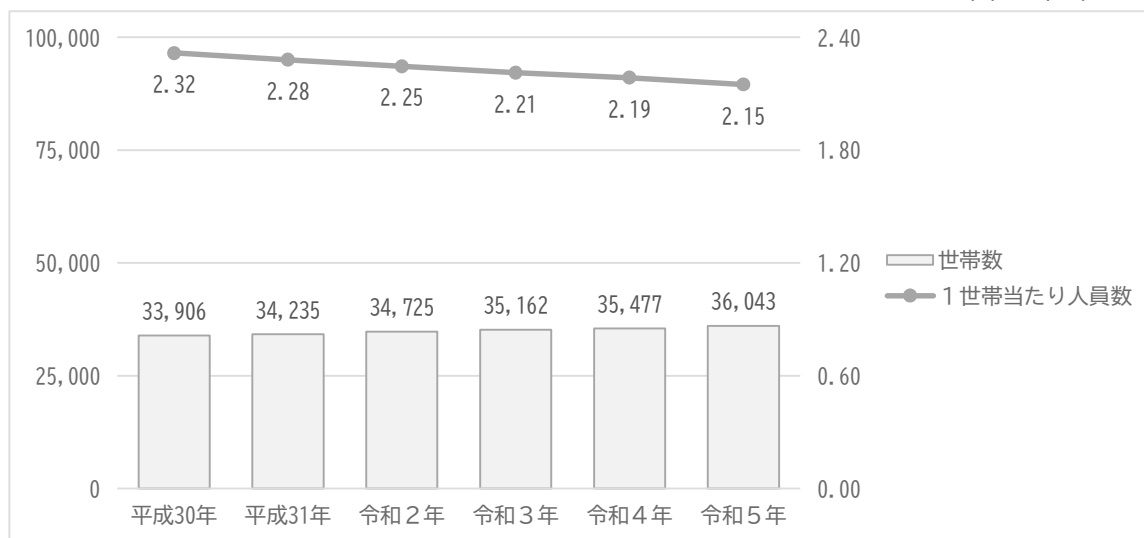
単位：世帯、人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	78,550	78,082	78,022	77,793	77,552	77,473
世帯数	33,906	34,235	34,725	35,162	35,477	36,043
1世帯当たり 人員数	2.32	2.28	2.25	2.21	2.19	2.15

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表 世帯数と平均世帯人員数の推移

単位：世帯、人



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

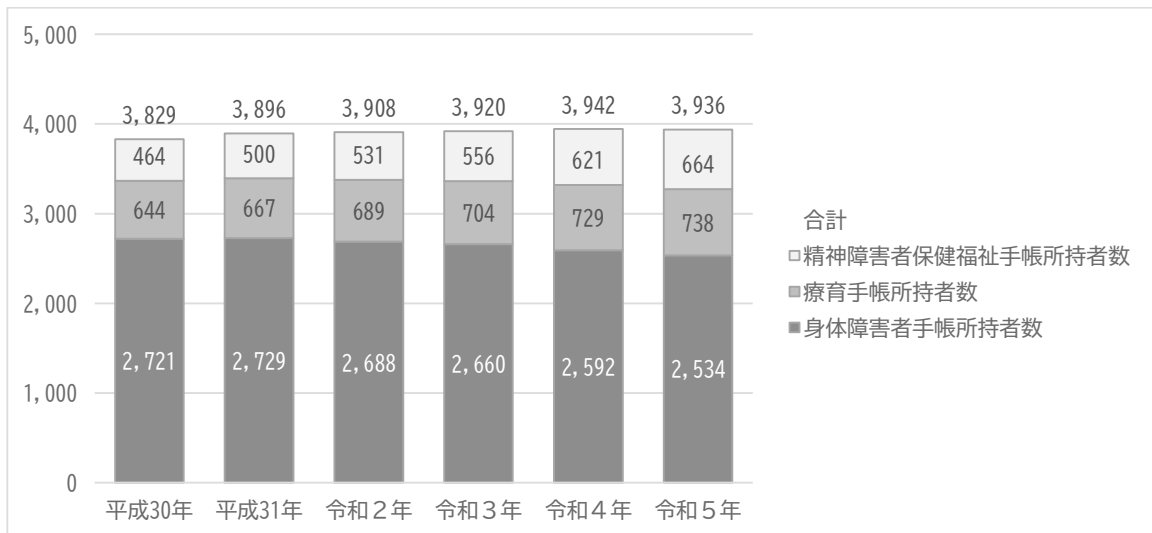
(3) 手帳所持者数の推移

本市における障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、3,900人程度で横ばいとなっています。

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあるものの、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加が続いています。

図表 手帳所持者数（全体・手帳種別）の推移

単位：人



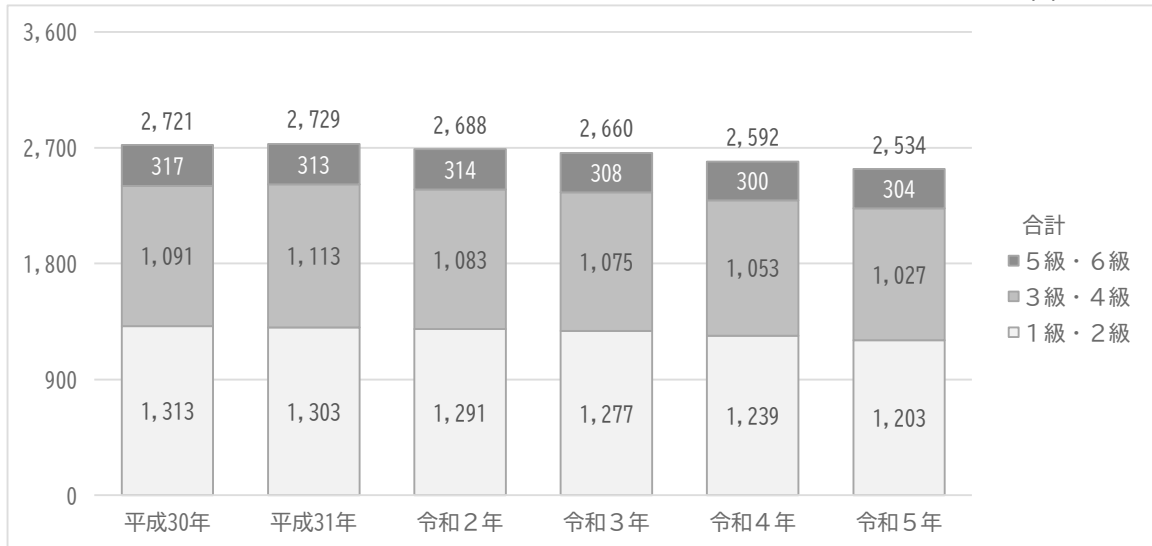
資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

(4) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を障害の等級^{iv}別に見ると、1級から4級までは減少傾向が続いているのに対し、5級・6級は300人強と横ばいで推移しています。

図表 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

単位：人

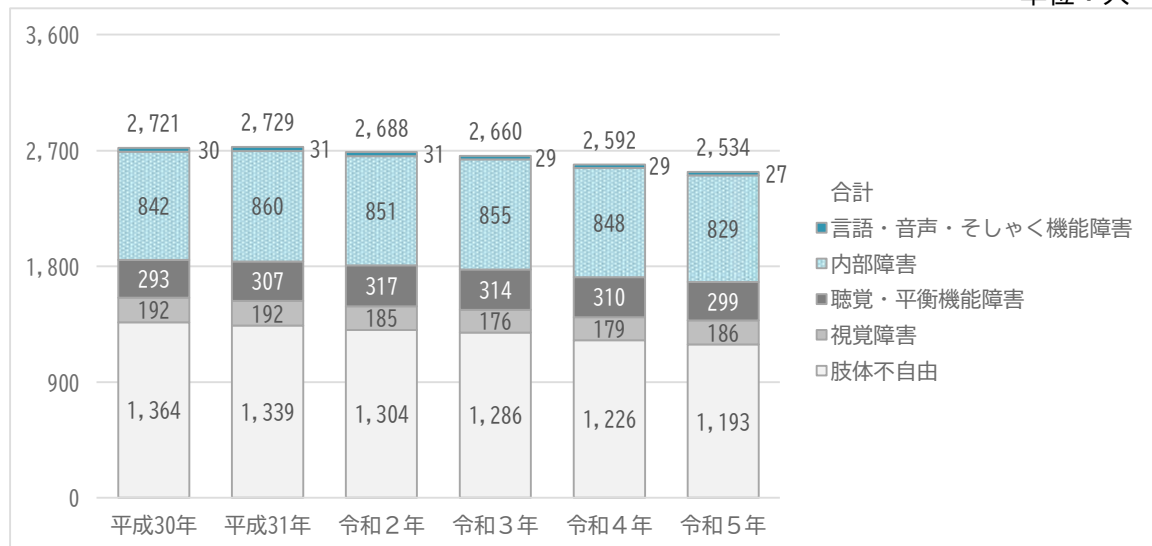


資料：埼玉県（各年3月31日現在）

身体障害者手帳所持者数を障害の部位別に見ると、肢体不自由は比較的大きく減少しています。内部障害や聴覚・平衡機能障害は微減となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数（障害の部位別）の推移

単位：人



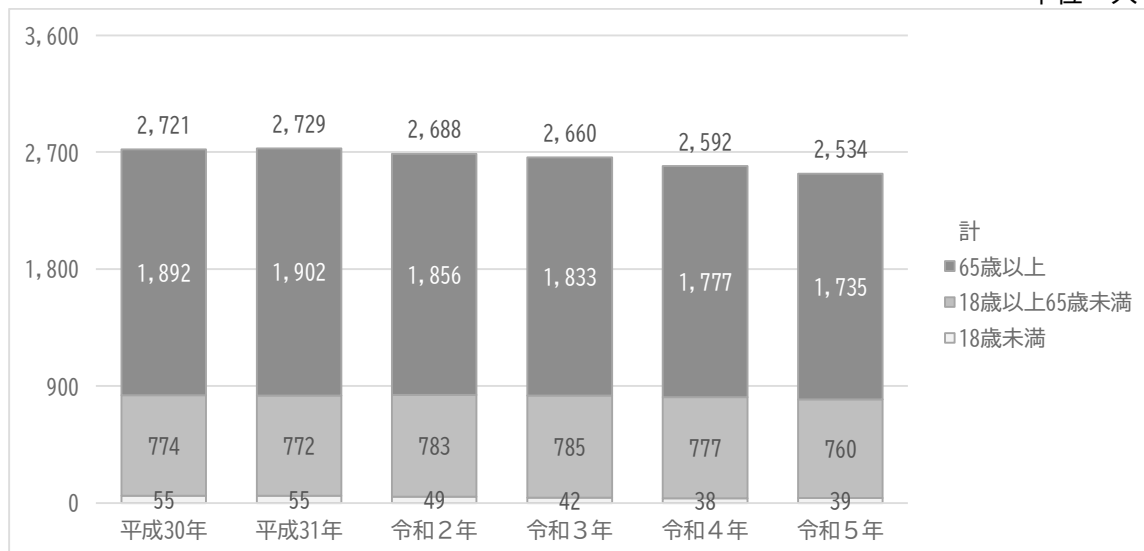
資料：埼玉県（各年3月31日現在）

^{iv} 障害の程度を示すもの。数字が小さいほど重度であることを示す。

身体障害者手帳所持者数を年齢構成別で見ると、そのほとんどが18歳以上であることがわかります。いずれの年齢層でも減少傾向が続いています。

図表 年齢区分別に見た障害者手帳所持者数の推移

単位：人



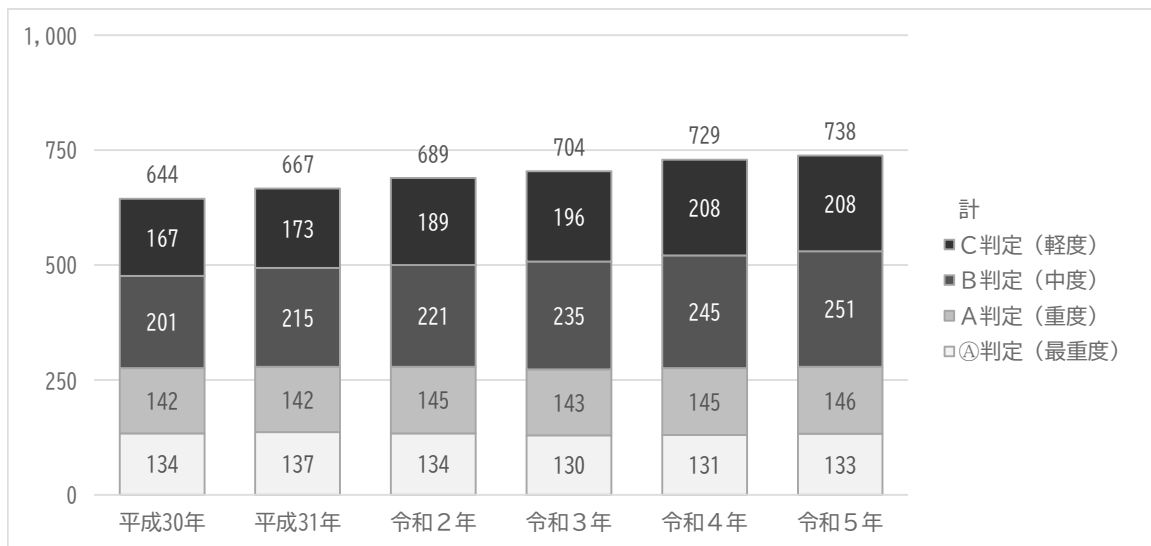
資料：埼玉県（各年3月31日現在）

(5) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数をその等級別に見ると、B判定、C判定の手帳を取得する人が大きく増加しています。平成30年から見ると令和4年の数値はともに約1.2倍となっています。他の等級では横ばいとなっています。

図表 療育手帳所持者数（等級別）の推移

単位：人

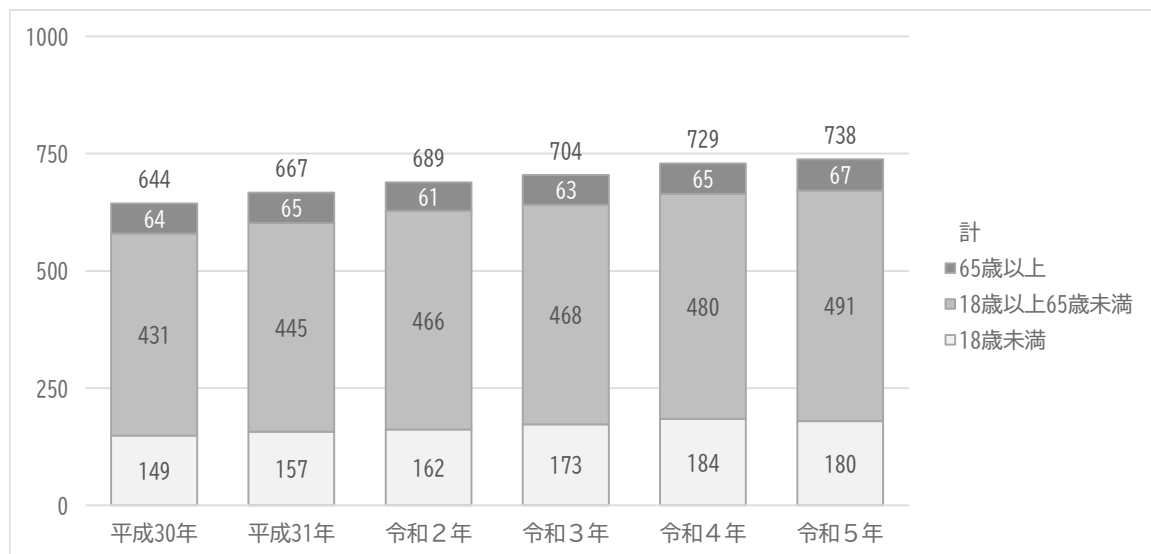


資料：埼玉県（各年3月31日現在）

18歳未満の療育手帳所持者は平成30年の149人から令和5年の180人と約1.2倍、18歳以上65歳未満の療育手帳所持者は平成30年の431人から令和5年の491人と約1.1倍となっています。

図表 療育手帳所持者数（年齢区分別）の推移

単位：人



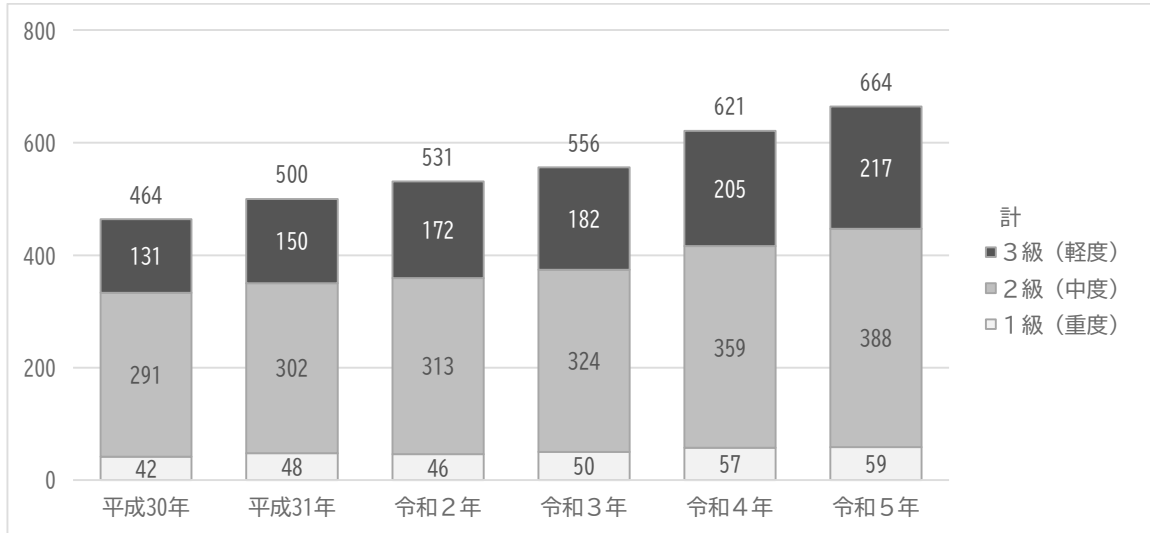
資料：埼玉県（各年3月31日現在）

(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数をその等級別に見ると、2級（中度）、3級（軽度）の手帳を取得する人が大きく増加しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

単位：人



資料：埼玉県（各年3月31日現在）

(7) 難病患者などの状況

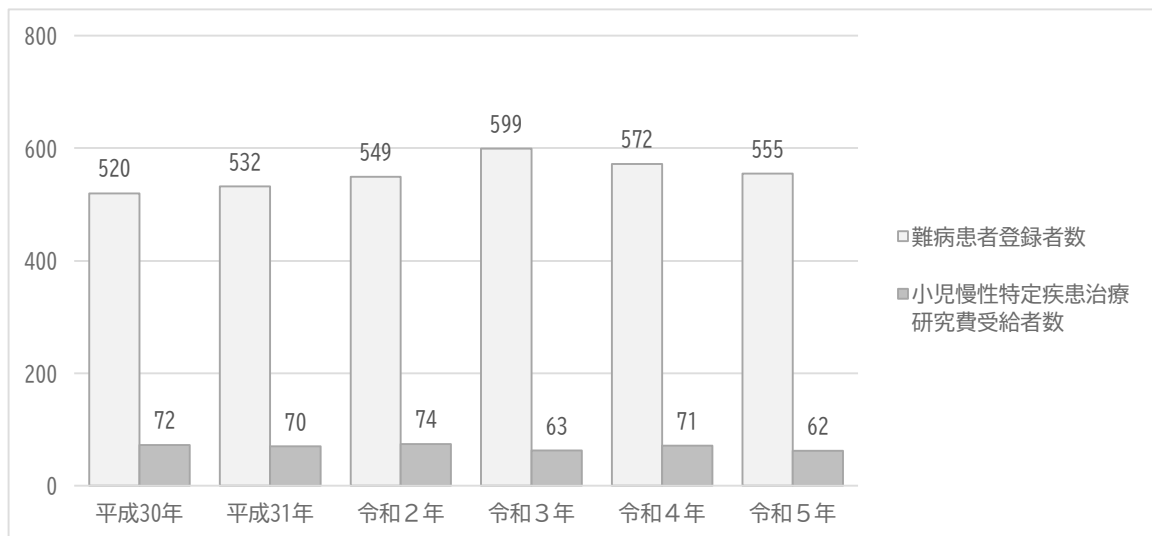
発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病のことを「難病」といいます。こうした疾病は、完治はしないものの、適切な治療や自己管理によって通常の生活を送ることができるものが増えてきています。

厚生労働省では都道府県を通じ、「指定難病」などに認定されている疾病のある人が必要とする医療について、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づいてその経済的負担の軽減を図っています。また、特定の疾患については、特定疾患治療研究事業の推進により医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の一部を公費で負担することで個人の経済的負担の軽減を図っています。

以下の図表では、各医療費の公費負担制度を受給する人数の推移を示しています。「指定難病」は対象疾病の拡充や見直しが随時行われており、令和3年11月以降は338の疾患が登録されています。制度の見直しなどもあり、受給者数の増減があるものの、令和5年には難病患者登録者数は555人、小児慢性特定疾患治療研究費受給者数は62人となっています。

図表 難病患者登録者数、小児慢性特定疾患治療研究費受給者数の推移

単位：人



資料：埼玉県（各年4月1日現在）

(8) 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスは、その利用に「障害支援区分」の認定が必要になることがあります。「障害支援区分」とは、障害のある人が必要とする支援の度合いを総合的に示したもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

平成30年以降の認定者数の推移は以下のとおりです。

図表 障害支援区分認定者数（等級別）の推移

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
区分 1	5	2	3	4	6	5
区分 2	64	72	76	73	79	67
区分 3	69	68	67	66	72	79
区分 4	60	69	69	70	77	91
区分 5	54	56	54	60	62	66
区分 6	100	105	107	106	110	104
合計	352	372	376	379	406	412

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

(9) 児童・生徒の状況

保育所・認定こども園における障害児保育の利用者数（受け入れ者数）の推移は以下のとおりです。令和5年においては合わせて29人となっています。

図表 保育所・認定こども園における障害児保育利用者数の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所における障害児保育利用者数	23	18	16	16	26	26
認定こども園における障害児保育利用者数	1	3	2	1	3	3
合計	24	21	18	17	29	29

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

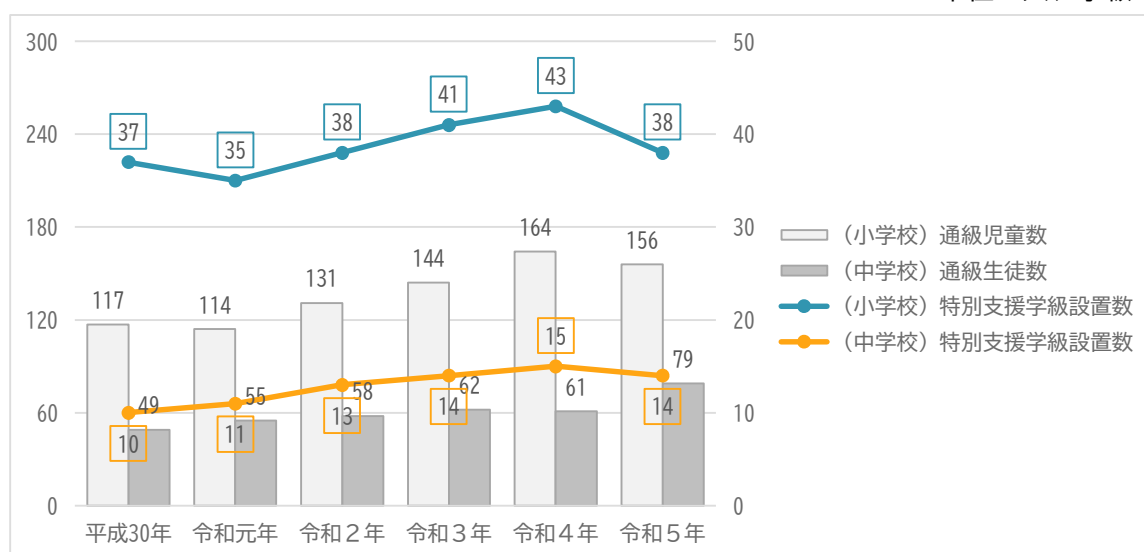
市内小中学校における特別支援学級の設置数と在籍者数の推移は以下のとおりです。

小学校における特別支援学級在籍者は令和元年以降増加しており、令和4年には164人、特別支援学級設置数も43学級となっています。

中学校における特別支援学級在籍者も増加傾向が続いており、令和5年には79人となっています。

図表 小学校・中学校における特別支援学級在籍者数と特別支援学級設置数の推移

単位：人、学級



資料：障害福祉課（各年5月1日現在）

市内在住の特別支援学校在籍者数の推移は以下のとおりです。高等部在籍者数が増加傾向にあります。

図表 市内在住の特別支援学校在籍者数の推移

単位：人

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
小学部	39	39	38	42	41	41
中学部	28	29	27	25	22	22
高等部	41	40	40	50	63	61
合計	108	108	105	117	126	124

資料：障害福祉課（各年 5 月 1 日現在）

(10) 経済的支援の受給状況

各種手当の受給状況の推移は以下のとおりです。いずれも横ばいとなっています。

図表 各種手当の受給者数の推移

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
特別障害者手当 受給者数	51	58	65	64	64	67
障害児福祉手当 受給者数	46	41	41	41	36	33
特別児童扶養手当 受給者数	135	126	135	133	129	134
在宅重度心身障害 者手当受給者数	724	713	731	714	713	707
心身障害者扶養共 済制度加入者数	9	10	12	12	12	12
心身障害者扶養共 済制度受給者数	18	16	16	16	17	17

資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

自立支援医療の推移については以下のとおりです。更生医療受給者数、精神通院医療受給者数が増加しています。

図表 自立支援医療受給者数の推移

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
更生医療 受給者数	96	120	127	155	171	180
精神通院医療 受給者数	931	938	967	1,089	1,083	1,110
育成医療 受給者数	32	23	21	21	9	1
合計	1,059	1,081	1,115	1,265	1,263	1,291

資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

第2節 アンケートで見る障害者の現状

(1) 調査（市民対象）の概要

本計画を策定するにあたり、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握するため、障害者手帳所持者等を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

図表 調査の実施概要

調査	障害者調査	障害児調査	一般市民調査
調査対象	● 市内に居住する障害者手帳所持者、自立支援医療費の支給を受けている人等	● 障害者手帳を持つ児童の保護者、児童の発達に不安のある保護者等	● 市内在住者
抽出数	2,220票	362票	1,810票
抽出法	無作為抽出 (一部全数)	全数抽出	無作為抽出
調査方法	郵送による配布 郵送・Webによる回収	郵送による配布 郵送・Webによる回収	郵送による配布 郵送・Webによる回収
調査時期	令和5年5月	令和5年5月	令和5年5月
調査地域	本庄市全域	本庄市全域	本庄市全域

図表 調査の回収状況

調査	障害者調査	障害児調査	一般市民調査
配布数	2,220票	362票	1,810票
有効回収数	1,028票	133票	647票
有効回収率	46.3%	36.7%	35.7%

(2) 調査（市民対象）の結果概要

① 日常生活における介助

障害者調査において、日常生活における介助の必要性についてたずねたところ、④ 入浴、⑥ 外出時で介助を必要とする人の割合が高くなっています。

図表 （障害者調査）日常生活における介助の必要性

① 食事	（％）				n
	全面介助が必要	一部介助が必要	ひとりできる	無回答	
① 食事	11.7	74.6	10.0		1028
② トイレ	5.4	8.3	76.4	10.0	1028
③ 着替え	5.8	10.8	73.1	10.3	1028
④ 入浴	10.2	10.2	69.6	10.0	1028
⑤ 家の中の移動	8.6	76.0	11.0		1028
⑥ 外出時	12.1	20.7	57.8	9.4	1028

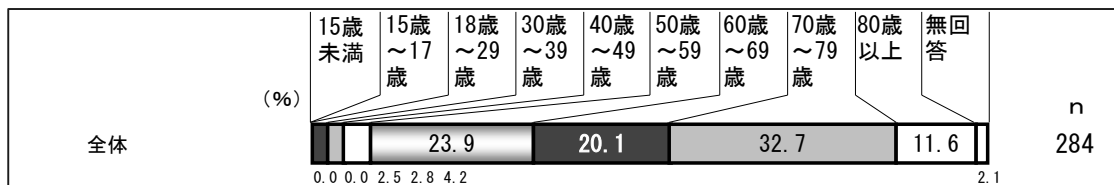
また、主な介助者については、「配偶者」が34.6%、「子ども」が18.0%、「母親」が12.2%と、親族が介助を行うケースが過半を占めています。特に知的障害の場合、「母親」が63.0%となっています。

図表 (障害者調査) 主な介助者

	父親	母親	配偶者	子ども	配偶者 子どもの	兄弟 姉妹	祖父母	孫	ヘルパー	ボランティア	その他	無回答	n
全体	12.2	12.2	34.6	18.0	18.0	0.0	18.0	0.0	9.1	9.1	10.9	5.5	384
性別													
男性	12.5	12.5	39.3	13.1	13.1	0.0	13.1	0.0	6.0	8.9	9.5	5.4	168
女性	12.4	12.4	30.6	22.0	22.0	0.0	22.0	0.0	9.6	9.6	12.0	0.0	209
年齢													
29歳以下	10.0	10.0	85.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20
30歳～39歳	6.7	6.7	40.0	20.0	20.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15
40歳～49歳	12.0	12.0	40.0	12.0	12.0	0.0	16.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25
50歳～64歳	15.2	15.2	29.1	15.2	13.9	11.4	10.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	79
65歳以上	41.9	41.9	23.3	10.6	10.2	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	236
居住地													
本庄東中学校区	17.9	17.9	33.3	16.7	8.3	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	84
本庄西中学校区	6.3	12.5	42.2	18.8	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	64
本庄南中学校区	14.7	14.7	37.3	20.6	6.9	10.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	102
児玉中学校区	10.1	10.1	32.9	22.8	15.2	8.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	79
本庄市外・わからない	18.4	18.4	5.3	10.5	23.7	23.7	13.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38
手帳の種類													
身体	40.7	40.7	21.0	10.3	9.7	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	300
知的	8.7	8.7	63.0	6.5	15.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	46
精神	6.3	6.3	33.3	16.7	6.3	12.5	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	48
難病・持っていない	6.9	6.9	24.1	20.7	17.2	6.9	13.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29

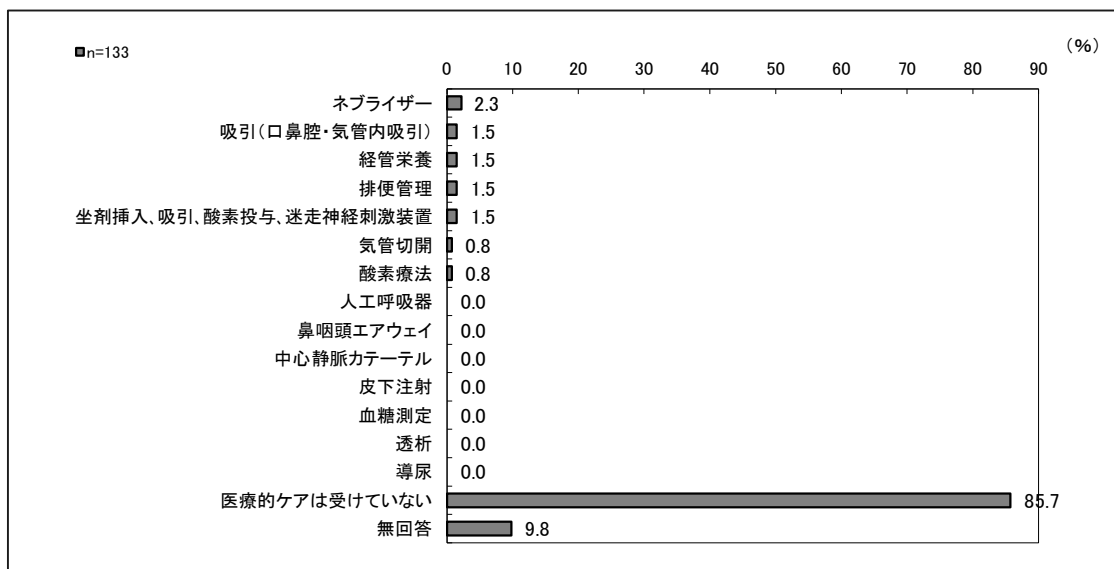
主な介助者の年齢については、「60歳～69歳」が20.1%、「70歳～79歳」が32.7%、「80歳以上」が11.6%となっており、障害のある人本人の高齢化とともに、その介助者（保護者）の高齢化が進んでいます。現状の介助に不安を感じる人が多いこと、親亡き後への不安が大きくなっていることがうかがえます。

図表 （障害者調査）主な介助者の年齢



障害児調査で、受けている医療的ケアについてたずねたところ、「ネブライザー」などの回答が寄せられています。

図表 （障害児調査）受けている医療的ケア（全体／複数回答）

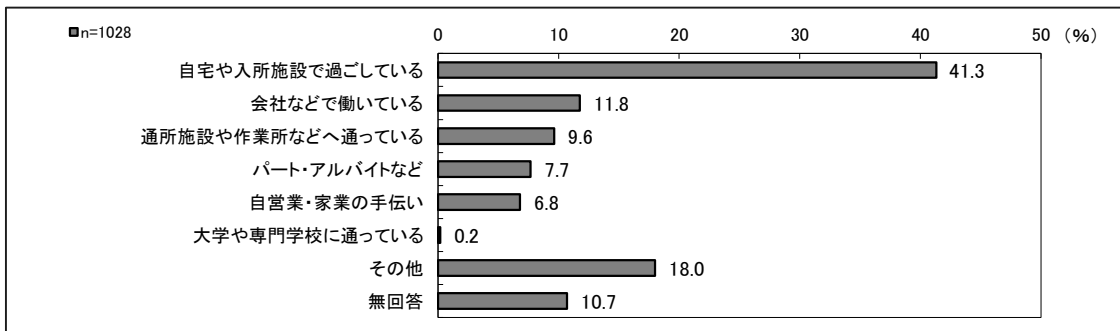


② 本庄市における暮らし

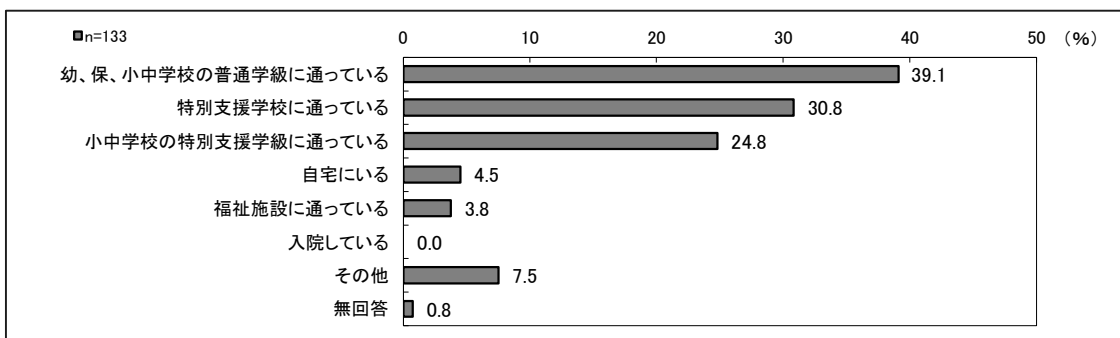
日中の主な過ごし方についてたずねたところ、障害者調査では「自宅や入所施設で過ごしている」（41.3%）が最も多く、次いで「会社などで働いている」（11.8%）、「通所施設や作業所などへ通っている」（9.6%）などとなっています。

障害児調査では「幼、保、小中学校の普通学級に通っている」（39.1%）が最も多くなっています。

図表 （障害者調査）日中の主な過ごし方（全体／複数回答）



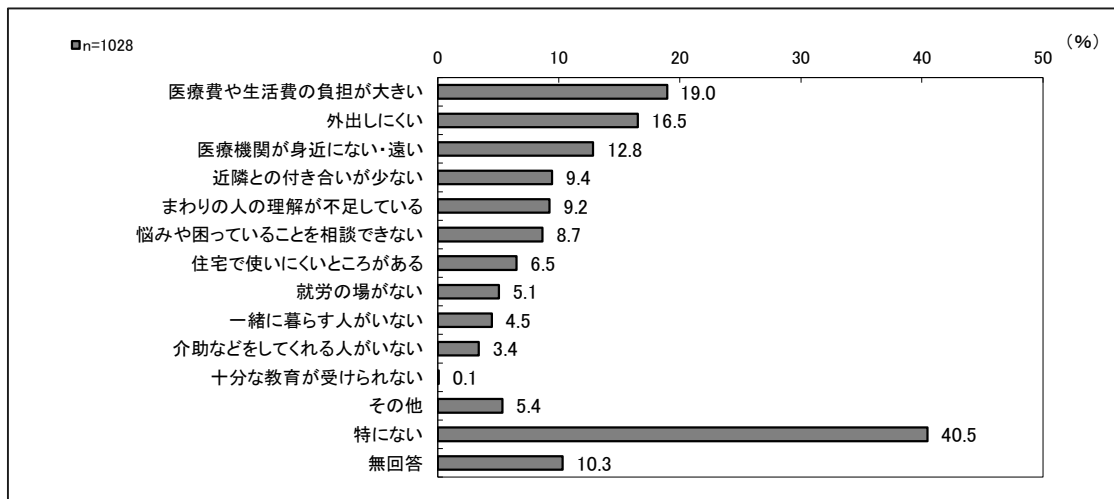
図表 （障害児調査）日中の主な過ごし方（全体／複数回答）



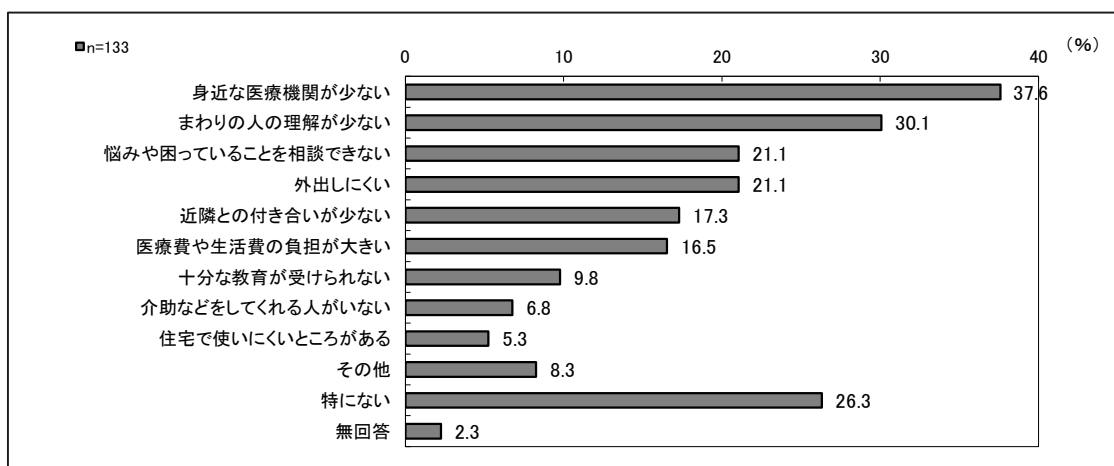
日常生活での困りごとについては、障害者調査では「特にない」（40.5%）を除いた項目のうち、最も多かったのは「医療費や生活費の負担が大きい」（19.0%）となっています。

障害児調査では「身近な医療機関が少ない」（37.6%）が最も多く、次いで「まわりの人の理解が少ない」（30.1%）、「悩みや困っていることを相談できない」・「外出しにくい」（同率21.1%）などとなっています。

図表 （障害者調査）日常生活での困りごと（全体／複数回答）

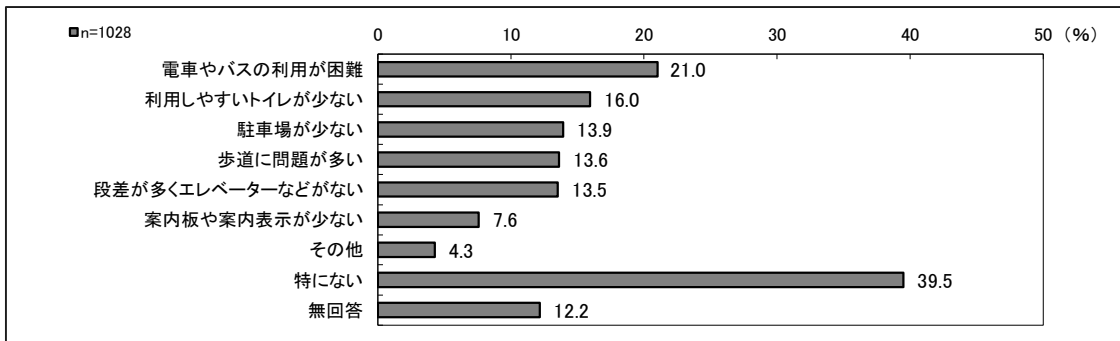


図表 （障害児調査）日常生活での困りごと（全体／複数回答）



障害者調査において、外出時に困ることをたずねたところ、「特にない」(39.5%)を除いた項目のうち、最も多かったのは「電車やバスの利用が困難」(21.0%)となっています。移動に不便を感じる人が多いことがうかがえます。

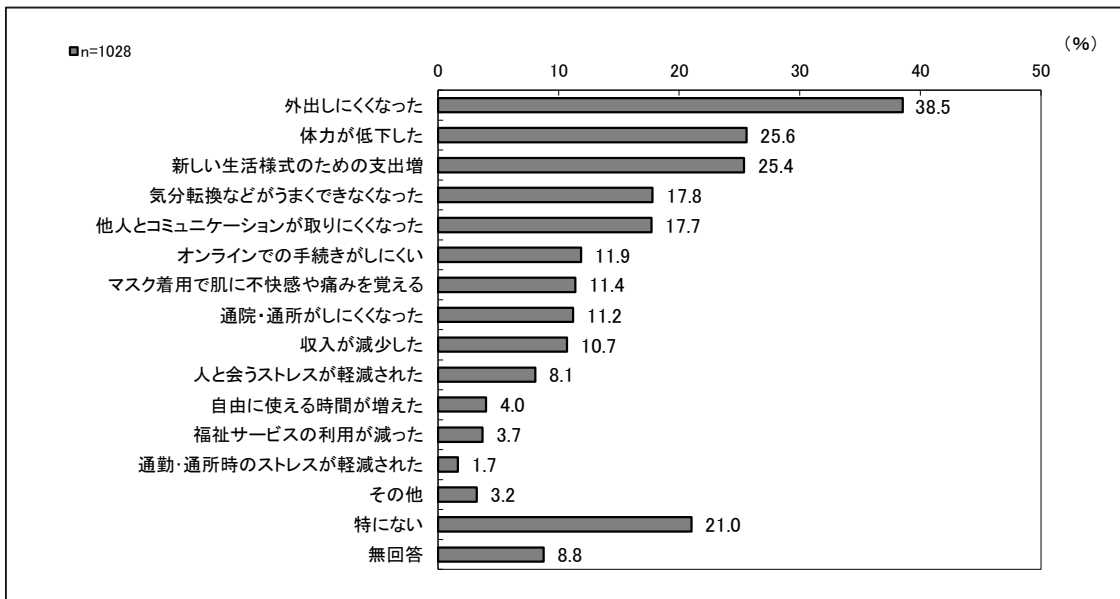
図表 (障害者調査) 外出時に困ること (全体/複数回答)



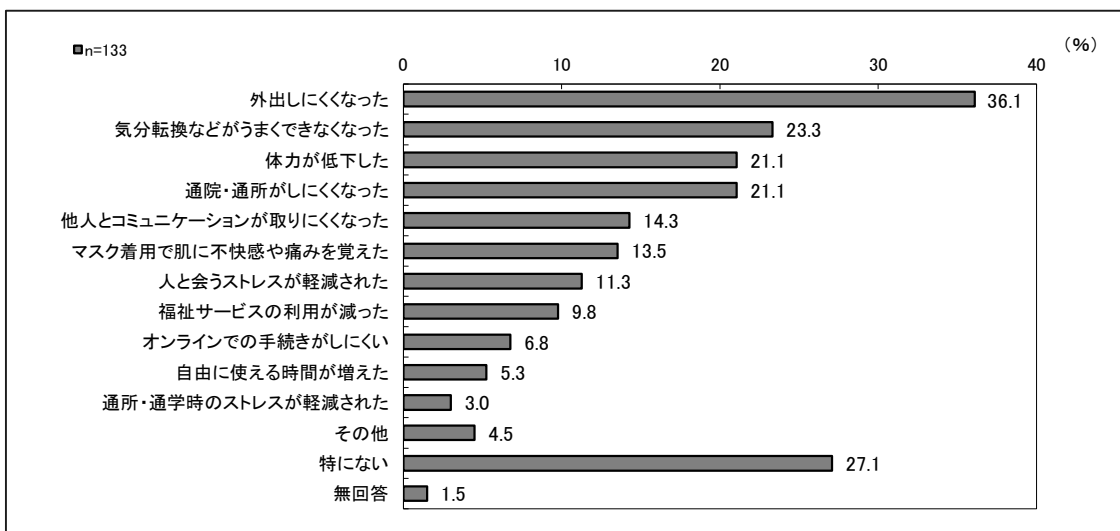
③ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活の変化については、障害者及び障害児対象の調査ともに「外出しにくくなった」（38.5%）が第1位となっています。

図表 （障害者調査）新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活の変化
（全体／複数回答）



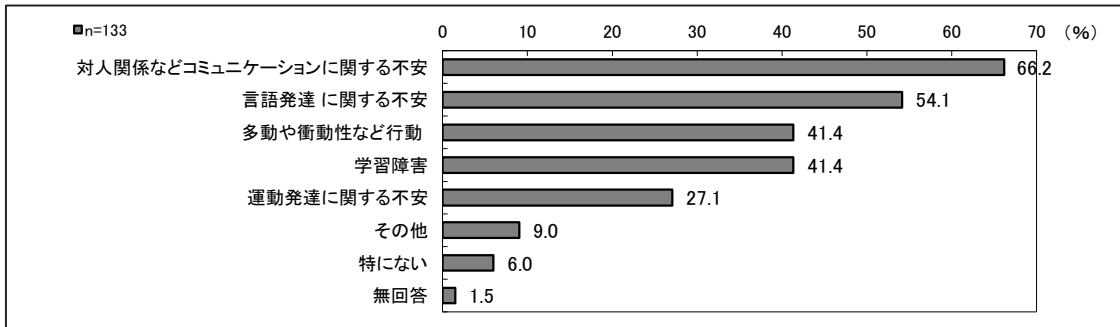
図表 （障害児調査）新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活の変化
（全体／複数回答）



④ こどもの発達・発育や教育

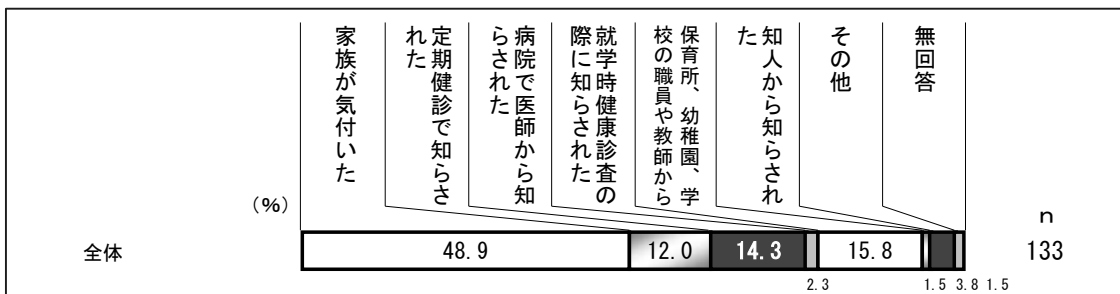
こどもの発達で気になることとして、「対人関係などコミュニケーションに関する不安」(66.2%)が最も多く、次いで「言語発達に関する不安」(54.1%)などとなっています。

図表 (障害児調査) こどもの発達で気になること (全体/複数回答)



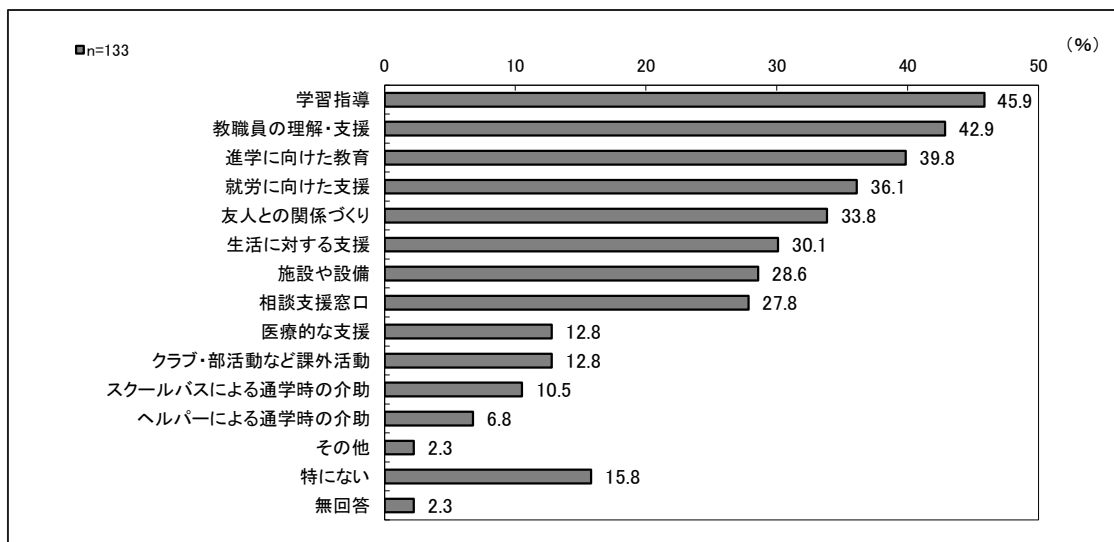
発達の不安や障害に気付いたきっかけについては、「家族が気付いた」が48.9%となっています。

図表 (障害児調査) 発達の不安や障害に気付いたきっかけ



療育・教育・学校生活で充実させる必要があることについては、「学習指導」(45.9%)が最も多く、次いで「教職員の理解・支援」(42.9%)、「進学に向けた教育」(39.8%)などとなっています。

図表 (障害児調査) 療育・教育・学校生活で充実させる必要があること
(全体/複数回答)



⑤ 就労

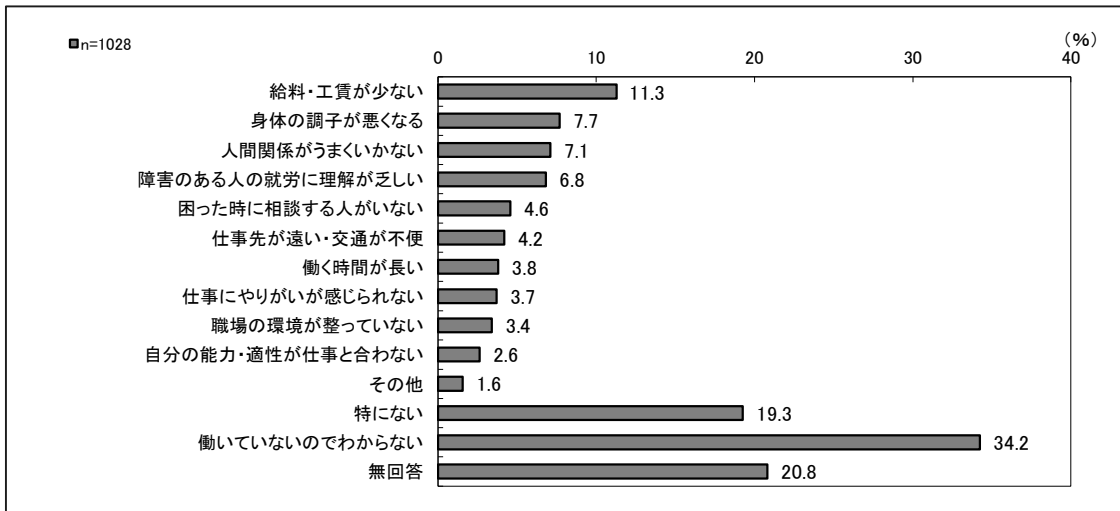
今後の就労希望についてたずねたところ、障害者調査においては、「会社や団体などで正社員で働く」が10.3%、「パート・アルバイトとして働く」が9.3%、「自営業や家業の手伝いをする」が5.5%と、一般就労を希望する人が全体の25.1%となっています。また、「通所施設や作業所などで働く」は6.3%となっています。特に若年層で就労希望のある人が多くなっています。

図表 (障害者調査) 今後の就労希望

		正社員として働く	会社や団体などで働く	パート・アルバイトとして働く	自営業や家業の手伝いをする	通所施設や作業所などで働く	障害や病気で働くことができない	働くつもりはない・働きたくない	その他	わからない	無回答	n
全体		10.3	9.3	5.5	6.3	16.9	15.3	6.7	10.8	18.8	1028	
性別	男性	15.2	8.0	7.2	6.3	19.1	13.3	7.4	9.8	13.8	528	
	女性	5.1	10.9	6.6	15.0	17.3	6.0	12.1	23.3	486		
年齢	29歳以下	3.7	34.5	14.5	23.6	9.1	10.9	0.0	1.8	1.8	55	
	30歳～39歳	3.6	40.7	15.3	15.3	10.2	6.8	5.1	0.0	3.4	59	
	40歳～49歳	3.4	22.1	12.8	8.1	20.9	10.5	5.8	11.6	3.5	86	
	50歳～64歳	4.7	14.5	15.3	5.6	5.6	22.6	6.9	5.6	17.3	6.5	248
	65歳以上	1.4	1.6	17.4	23.4	8.3	8.5	28.5	1.4	1.6	564	

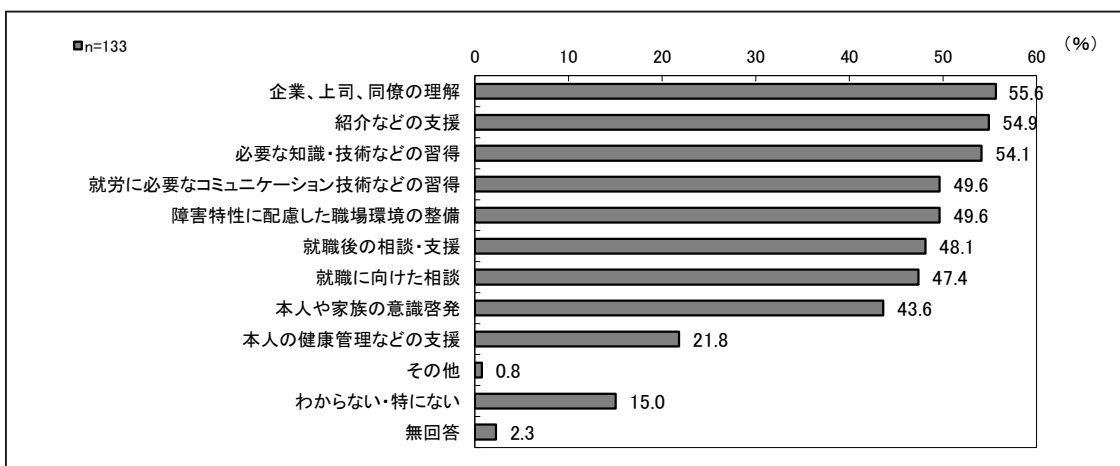
仕事での不満や不安、困りごとについては、「特にない」などの回答を除いた項目のうち、最も多かったのは「給料・工賃が少ない」（11.3%）となっています。

図表 （障害者調査）仕事での不満・不安や困りごと（全体／複数回答）



障害児調査において、希望に合った就労環境を整備する上で重要なことをたずねたところ、「企業、上司、同僚の理解」（55.6%）が最も多く、次いで「紹介などの支援」（54.9%）、「必要な知識・技術などの習得」（54.1%）など位となっています。雇用側の受け入れ体制が重視されていることがうかがえます。

図表 （障害児調査）希望に合った就労環境を整備する上で重要なこと（全体／複数回答）

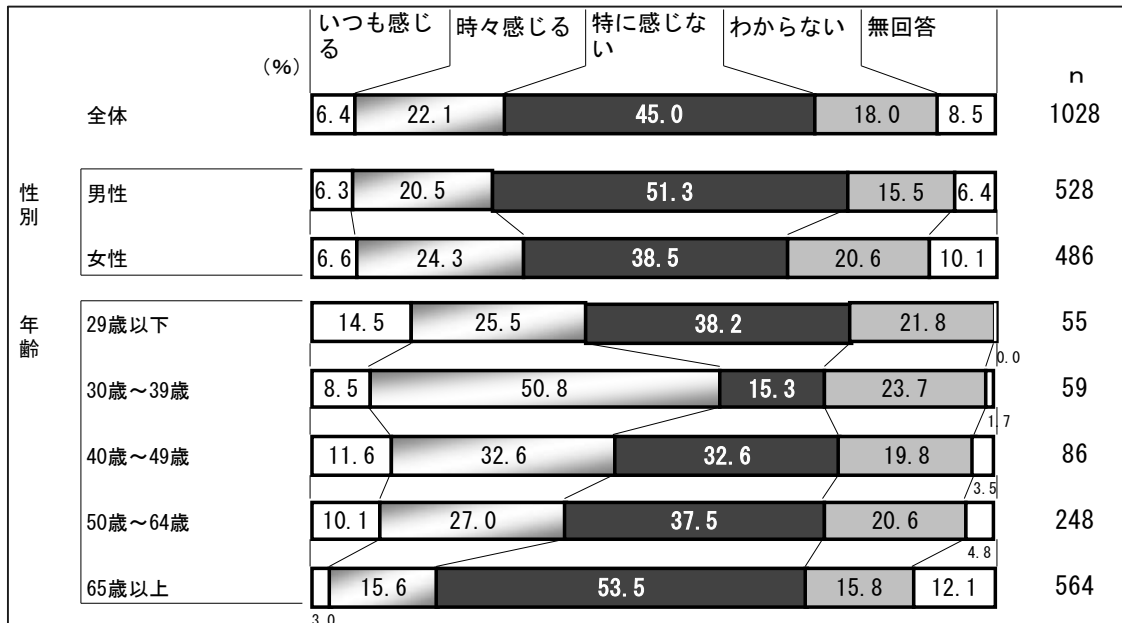


⑥ 障害者への理解

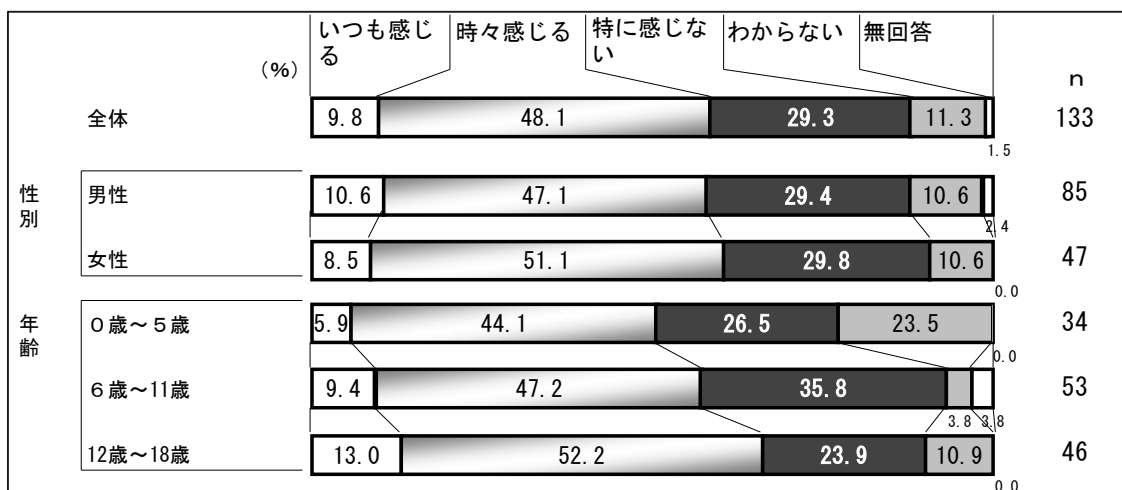
差別や偏見を“感じる”（「いつも感じる」と「時々感じる」の合計）人の割合は、障害者調査で28.5%、障害児調査で57.9%、一般市民調査では50.2%なっています。障害者調査、一般市民調査ともに、30代で“感じる”と回答した人の割合が高くなっています。

今後とも、障害や障害のある人への理解を広く周知する取組が重要です。

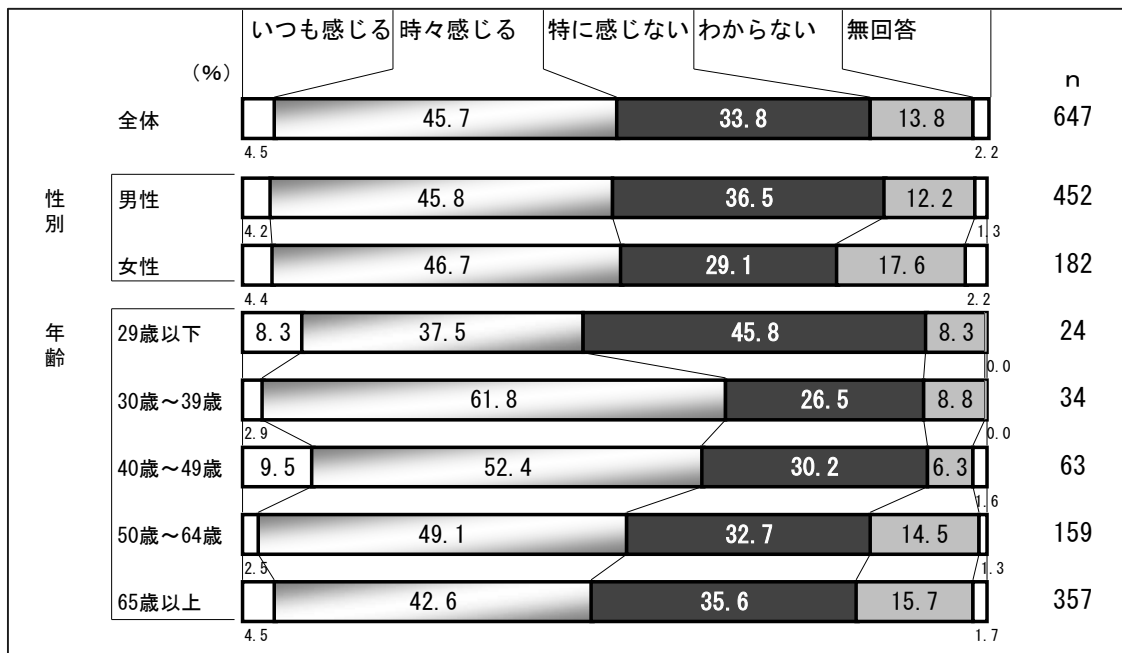
図表 （障害者調査）障害のある人などへの差別や偏見を感じることもあるか



図表 （障害児調査）障害のある人などへの差別や偏見を感じることもあるか

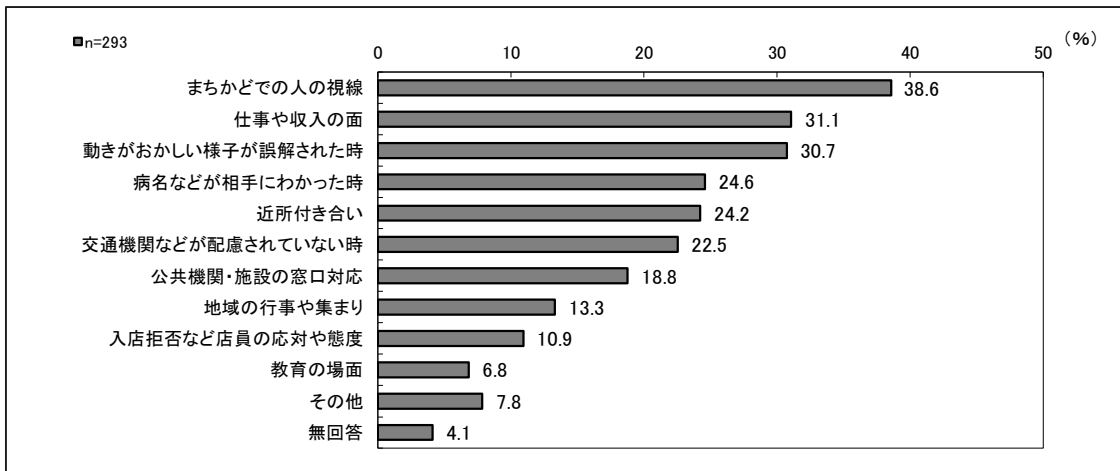


図表 (一般市民調査) 障害のある人などへの差別や偏見を感じることもあるか

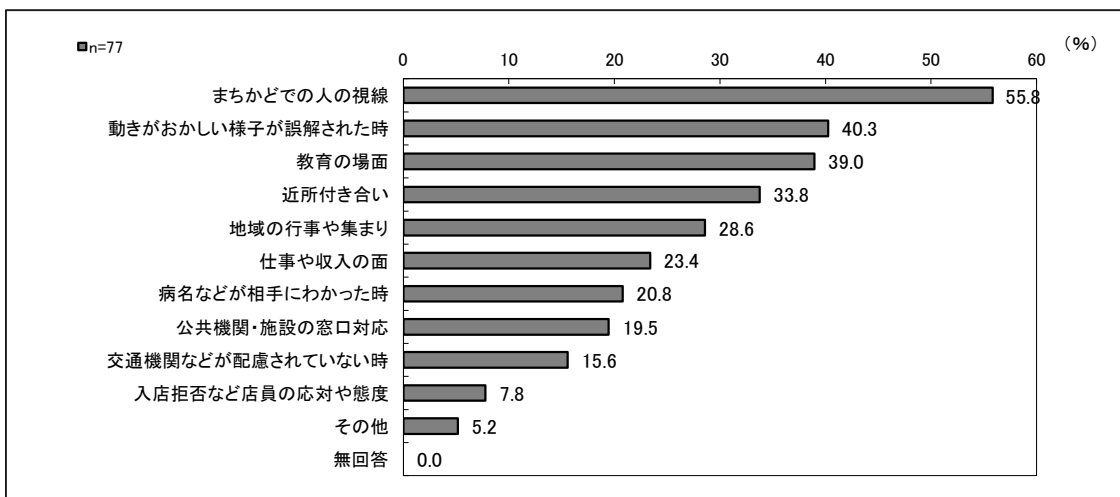


差別や偏見を感じる場面については、障害者調査、障害児調査ともに「まちかどでの人の視線」(38.6%)が最も多くなっています。一般市民調査では「仕事や収入の面」が最も多くなっています。

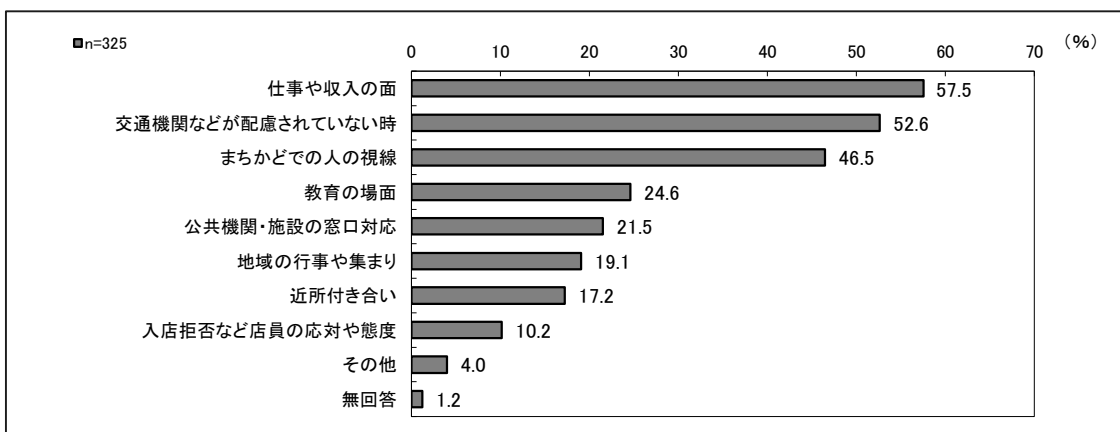
図表 (障害者調査) 差別や偏見を感じる場面 (全体/複数回答)



図表 (障害児調査) 差別や偏見を感じる場面 (全体/複数回答)

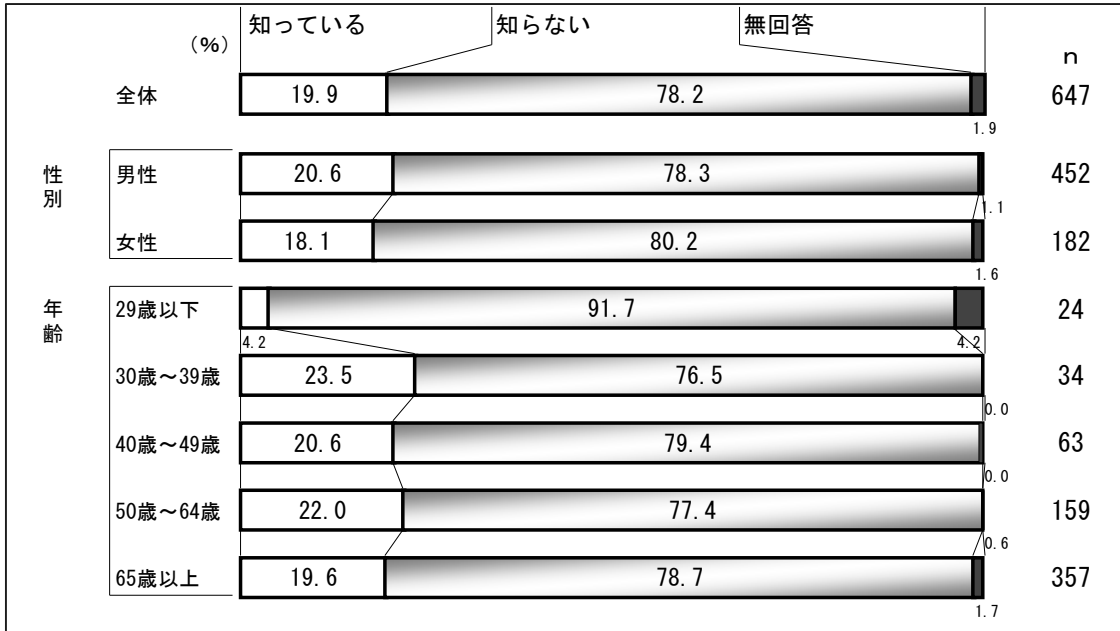


図表 (一般市民調査) 差別や偏見を感じる場面 (全体/複数回答)



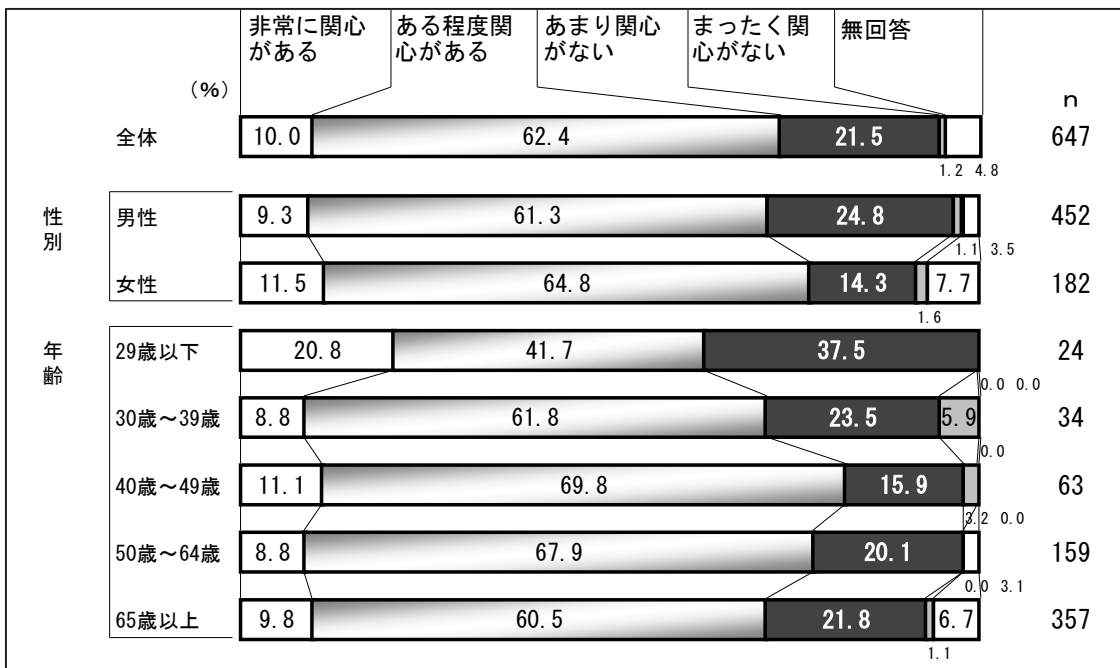
一般市民調査において、障害者差別解消法を「知っている」人の割合は19.9%となっています。特に29歳以下では「知らない」が91.7%と認知度が低くなっています。

図表 (一般市民調査) 障害者差別解消法を知っているか



一般市民調査において、障害のある人が抱える問題について“関心がある”（「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）と回答した人の割合は全体の72.4%となっています。

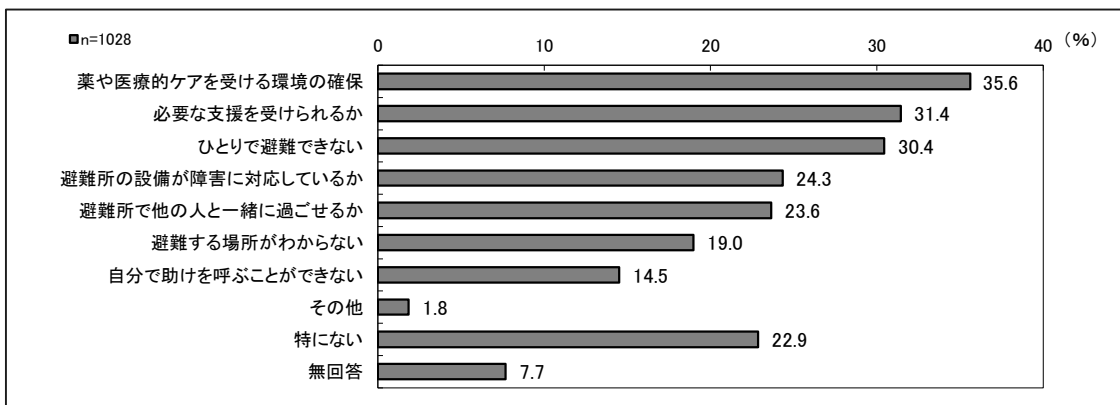
図表 (一般市民調査) 障害のある人が抱える問題について関心があるか



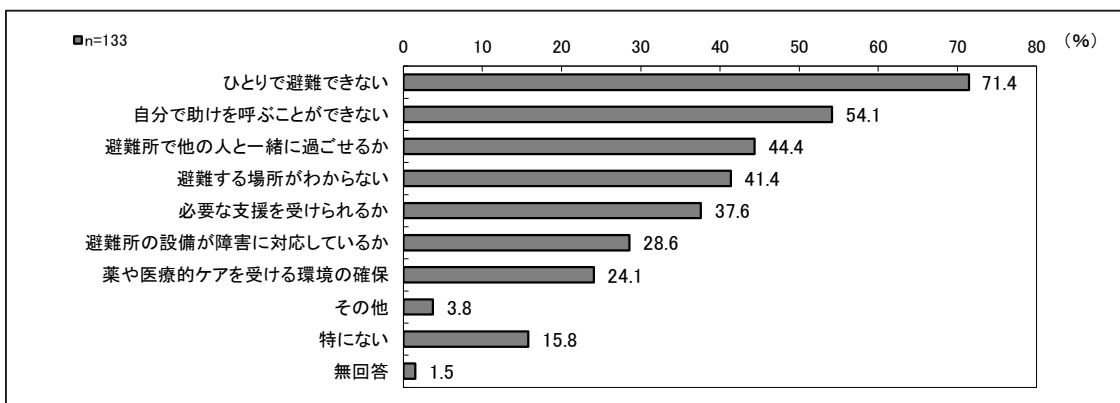
⑦ 災害への備え・対策

災害時に不安なことについてたずねたところ、障害者調査では「薬や医療的ケアを受ける環境の確保」(35.6%)が最も多く、次いで「必要な支援を受けられるか」(31.4%)、「ひとりで避難できない」(30.4%)となっています。障害児調査では「ひとりで避難できない」(71.4%)が最も多く、次いで「自分で助けを呼ぶことができない」(54.1%)、「避難所で他の人と一緒に過ごせるか」(44.4%)などとなっています。

図表 (障害者調査) 災害時に不安なこと (全体/複数回答)



図表 (障害児調査) 災害時に不安なこと (全体/複数回答)



(3) 調査（事業者・団体対象）の概要

本調査は、新たな障害者計画・障害（児）福祉計画の策定にあたり、障害のある人を支える福祉サービス事業者や福祉団体の課題、今後の方針などを把握するために実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

図表 調査の実施概要

調査	サービス事業所・関係団体調査
調査対象	<ul style="list-style-type: none">● 市内の障害福祉サービス事業所● 市内の福祉団体
抽出数	42票（事業所34票＋福祉団体8票）
抽出法	有意抽出
調査方法	メールによる配布 メール・FAXによる回収
調査時期	令和5年6月
調査地域	本庄市全域

図表 調査の回収状況

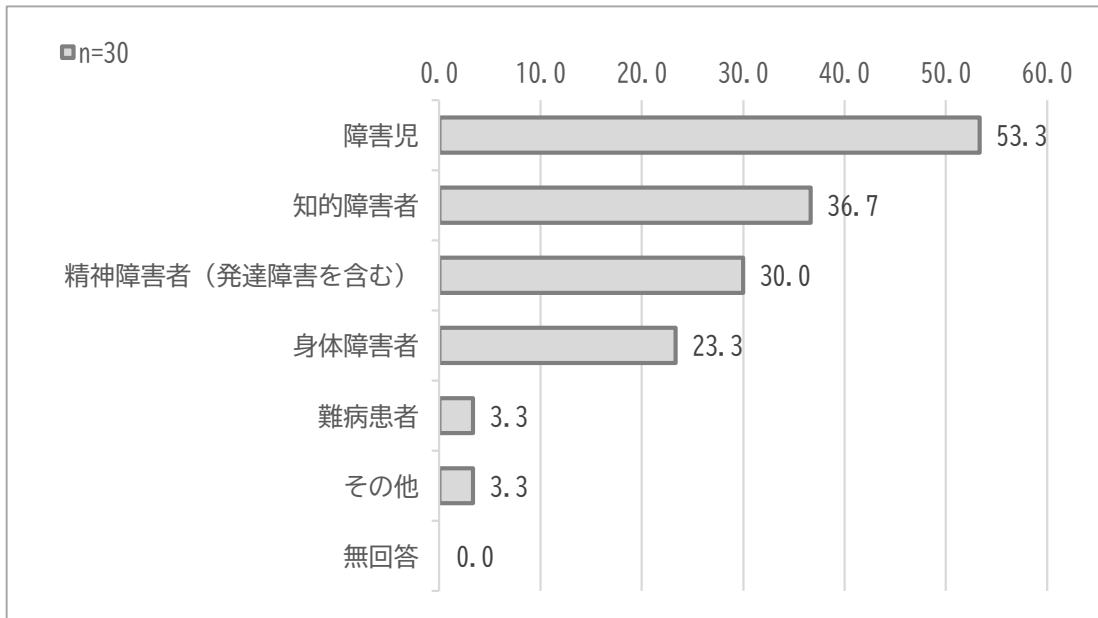
調査	サービス事業所・関係団体調査
配布数	42票
有効回収数	30票

(4) 調査（事業者・団体対象）の結果概要

① 現在の活動

事業者及び団体の対象者等については以下のとおりです。

図表 対象者等（全体／複数回答）



事業・活動における課題については、以下のような回答が寄せられています。

図表 事業・活動における課題（自由意見）

主な回答
障害特性の理解がないため、活動できる場所が少ない。公園等。車いすで移動可能な環境も少ない（トイレの問題等）。相談支援を利用している利用者が少ない。相談支援事業所が少ない。（事業所）
従業員の確保。（事業所）
業務が多く、相談者の方の話をじっくりと聞けないこと。社会資源の開発が不十分であること。地域で生活されている方の課題が福祉サービスだけでは解決できないことが多いこと。（事業所）
何よりも人材の確保が課題になっています。障害関係施設・事業所に就職する学生が増えることが重要。しかし、大学で障害を学ぶ学部はほとんどない。社会福祉系の学部の卒業生は行政や社会福祉協議会などに就職する例が多く、障害福祉の現場にはほとんど来ないのが現実です。専門学校でも介護福祉士は高齢者施設の就職することが多く、どこの求人を出せば良いのか本当に苦慮しています。（事業所）
緊急の短期入所先が見つからない（特に障害児）。医療的ケアが必要な方が利用できる事業所が少ない（病院、短期入所、日中活動、訪問介護、訪問入浴等）。相談支援専門員が少ない（特に児童）。（事業所）

主な回答
地域との関わりが持てないこと。(事業所)
会員のニーズに対しての「場」の不足。行政や事業所との連携（意見や苦情等の取りまとめ）。「親亡き後」についての体制や情報の少なさ。個別課題に対する柔軟な対応。(団体)

課題の解決に必要なことについては、以下のような回答が寄せられています。

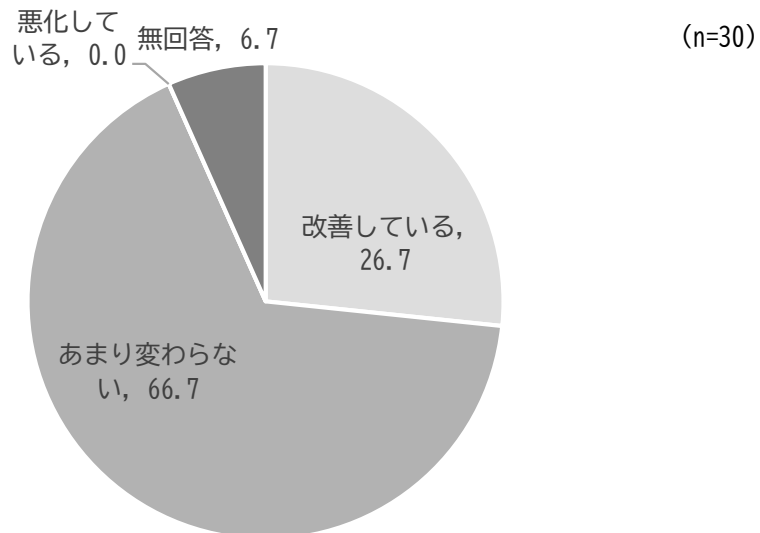
図表 課題の解決に必要なこと（自由意見）

主な回答
業務内容の改善が必要である。また、相談員のスキルアップを図ることや相談員の増員も必要である。まだ地域にインフォーマルな資源はたくさんあるので、積極的に見つける努力が必要。高齢化、貧困問題、孤独や孤立感の増大など、地域社会での難しい課題が多く、社会全体でどのようにすれば良いのか考える必要がある。(事業所)
給与等待遇改善。(事業所)
子どもを預けられる入所系施設。現在ある入所系施設（主に大人向け）で、子どもを預けられるような体制、仕組みづくりや職員向けの研修機会の提供等。(事業所)
カミケンドーム、はにぼんプラザ等（回数の制限がある）。障害児童用に広いスペース、安全な場所、まわりの理解、手軽に利用できればと要望します。(事業所)
活動を理解していただくためのネットワークづくり。(団体)
職員のスキルアップ、協調性。地域の連携。(事業所)

② 障害者の生活環境の変化

障害者の生活環境の変化については、「あまり変わらない」が66.7%、「改善している」が26.7%、「悪化している」が回答なしとなっています。

図表 障害者の生活環境の変化（全体）



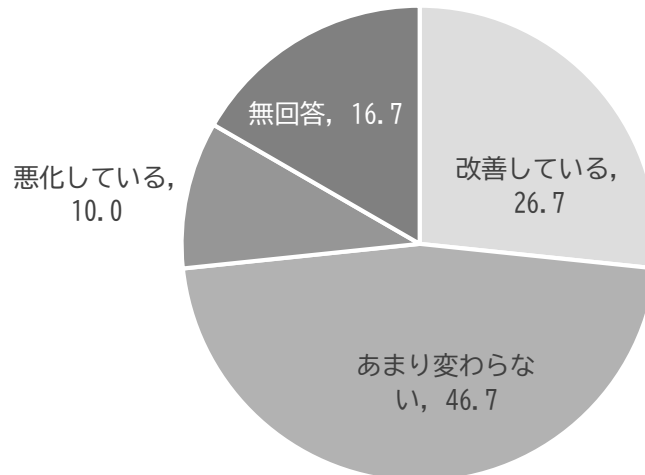
生活環境の変化（自由回答）	
まだ安心して生活を送るのは難しい現状であると思います。家族、保護者が安心して暮らせるよう相談支援事業所を増やして利用者へ必要な福祉サービスを提供できたらと思います。（事業所）	
ネットや情報技術は進歩しているが、障害のある人はそれらの技術を十分に活用できていない。社会全体の生活環境との格差がまだ大きいと感じられる。（事業所）	
訪問看護や GH などは増加傾向にあるものの、外出の支援（行動援護や重訪、移動支援）などはまだまだ資源として不足していると思います。また、各支給決定についてももっと柔軟な対応をしていただけると助かる方が増えると思います。（事業所）	
同業種（放課後等デイサービス）が増えたことで、利用者が選択できる幅が広がった。また、事業者も特色を持つようになり、質の必要性も認識され始めているように感じる。（事業所）	
「発達障害」というものがあり、育てにくさや困った行動を起こしやすいということを知ってくれている人が増えたように感じる。（事業所）	
グループホームや就労Bなどが増え、自分で選べる自由さがある一方、情報の入り方によっては、どの施設を選んで良いかわからなくなることもあると思います。（事業所）	
障害のある人を日常生活の場面で見かけることが増えたように思えないから。外出していてもそのような変化を目の当たりにしていないから。（団体）	
支援する方も支援される方も高齢化しているので、これからの関わり方が問題となっている。（団体）	
特に活動していて感じる。障害のある人に対する理解度は向上している。（事業所）	

③ 障害者の就労環境の変化

就労環境の変化については、「あまり変わらない」が46.7%、「改善している」が26.7%、「悪化している」が10.0%となっています。

図表 就労環境の変化（全体）

(n=30)



就労環境の変化（自由回答）

障害者雇用の拡大など、働く場は増えている。ただ、特性などの理解はまだ不十分だと感じる。（事業所）

就労関係の事業所は増えてきていることから、就労場所を選択できるようになっている。しかし、その人に適した事業所であるかどうかを見つけていく必要がある。（事業所）

就労継続支援B型事業所が増えており、利用を希望する方の選択肢が増えている現状ではないかと思います。ただ、A型や就労移行、就労定着支援などのサービスはまだ不足していると思います。（事業所）

聴覚障害者は目で見て（外見では）わからない障害者です。耳が聞こえないため、様々な情報が得られません。聴覚障害者の特性を理解していただき、周囲とコミュニケーションを取れる環境の中で就労が必要。（団体）

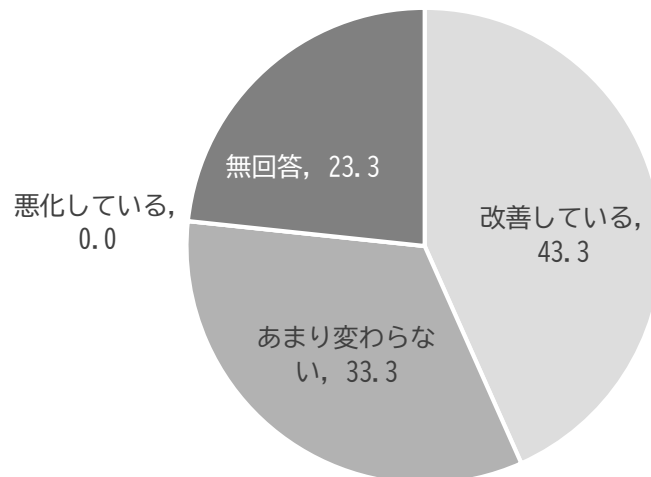
障害者を積極的に採用する動きは活発になっていると感じる。障害者雇用をしている企業は、非常に理解があり働きやすい環境を整える努力をしている企業が多数ある。しかし、新たに採用する企業は求めるレベルが高く、障害理解の点では今後も働きかけが必要である。また、障害者側も障害以外の配慮を求めるケースも多々あり、企業側が難色を示すのも理解できる。（事業所）

④ 療育・保育・教育の変化

療育・保育・教育の変化については、「改善している」が43.3%、「あまり変わらない」が33.3%、「悪化している」が0.0%となっています。

図表 療育・保育・教育の変化（全体）

(n=30)



療育・保育・教育の変化（自由回答）

良くなっていることもあれば、悪くなっていることもある。発達障害の理解が広がり、個人の特性に応じた支援は広がっている。しかし、貧困家庭やひとり親世帯は確実に増加していて、これらの影響はこどもに大きな負の影響を与えていると思う。（事業所）

発達の気になるこどもが、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの事業者が増えたことで療育を受ける機会が得られやすくなった。しかし、そのこどもに適した場所かどうかを総合的に見続けていく必要は大いにある。（事業所）

学校現場でもこどもたちの特性に応じた取組が進んでおり、福祉サービスも幅が広がり、こどもも保護者も頼れるまた相談できる場が増えたことで一定の環境の変化を感じます。（事業所）

相変わらず療育機関はないし、公共の窓口には知識のある職員が少ない。何の有益な情報も得られない。療育機関と学校のつながりが無い。サポート手帳を知らない関係者もいる。支援者の方が、有効な支援についてもっと学んでほしい。困った時に対応できる機関・場所の充実を。（団体）

⑤ 充実させたいサービス

充実させたいサービスについては、以下のような回答が寄せられています。

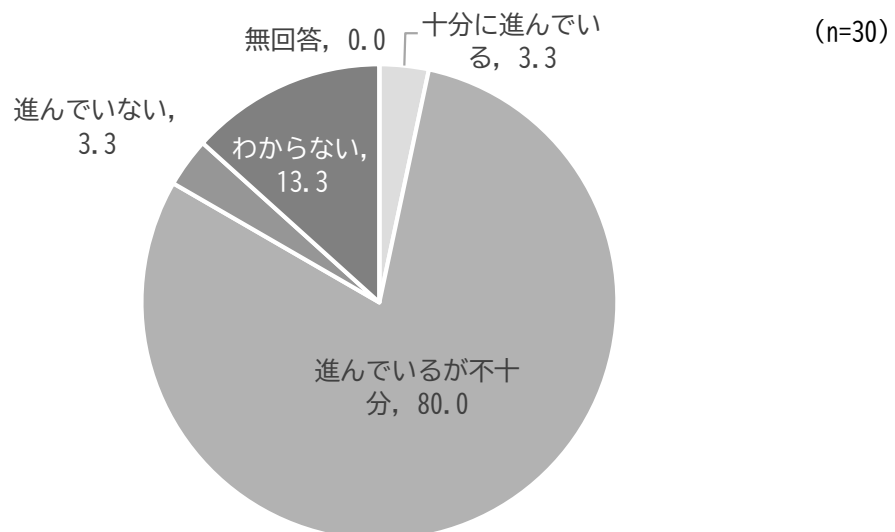
図表 充実させたいサービス（自由意見）

主な回答
障害児が利用できる移動援護、行動援護、日中一時支援事業所。本当はないので困っている家庭が多い。（事業所）
緊急時に簡単な手続きで利用することができる短期入所や日中一時支援が充実すると良いと思う。また地域で安心して暮らすためにグループホームがもっと増えると良いと思う。（事業所）
障害のある人がまちで暮らすために。通勤、通所、通院時の移動が低額で移動しやすくしてほしい。予約なしで乗れる車（バス）があると良い。ヘルパー利用（夜間も含め）の時間を増やしてほしい。（事業所）
障害のある子どもと障害のない子どもがともに遊んだり学んだりすることのできる施設が必要であると思います。最近は特にゲームを自宅で長時間やるので、問題が起きています。子どもたちが親と一緒に参加できる場所やまたは指導員と一緒に参加できる活動施設があれば、子どもたちの成長につながると思います。（事業所）

⑥ 障害者への理解

障害者への理解については、「進んでいるが不十分」が80.0%、「わからない」が13.3%、「十分に進んでいる」・「進んでいない」が同率で3.3%となっています。

図表 障害者への理解が進んでいるか（全体）



⑦ 安心して暮らせる地域づくりのために必要な取組

安心して暮らせる地域づくりのために必要な取組については、以下のような回答が寄せられています。

図表 安心して暮らせる地域づくりのために必要な取組（自由意見）

主な回答
こどもの頃からの障害への理解、教育が必要だと思います。サービスの充実も必要。 （事業所）
障害のある人が日常生活を行う上で、どうしても地域でのサポートの手が必要です。 地域全体でそうしたサポーターが増えていけるような地域づくりが大切だと感じます。 （事業所）
困った時に相談できる場所、人を身近に感じられると良い。障害のある人への配慮は、 健常者にとっても優しい配慮であると考えます。（事業所）
障害者が気軽に社会に出て行けるような理解と協力、介助や行動支援を含む移動の サービス・ボランティアの充実を希望します。また、障害者と健常者、障害者同士の交 流ができるような機会づくりや情報提供を実施してほしい。（団体）
私たちの言語は手話です。多くの方に簡単な手話を覚えてほしい。（団体）
人と人との信頼と思いやりが必要だと思います。（団体）

(5) 団体ヒアリング

障害者当事者で構成する団体と障害者を支援している一部の団体に対しヒアリングを実施し、日ごりの活動と課題や今後の取組、要望や意見について聴取しています。ヒアリングを実施した団体については以下のとおりです。

図表 ヒアリングの実施概要

団体名	実施日
アドナイ・イルエ青い鳥	令和5年6月28日
本庄市身体障害者福祉会	
本庄市身体障害者福祉会 盲人部会	
本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会	
こだま精神保健福祉をすすめる会ハート to ハート	令和5年6月29日
本庄保健所管内精神障害者を守る会（双葉会）	
特定非営利活動法人 ま・るーく	令和5年6月30日

各団体からは、会の存続、新たな会員の確保、仲間づくりの問題から、会としての活動における移動手段、活動の場の確保の難しさなどについて意見が寄せられています。

図表 主な意見

主な意見
作業所が増えていない。市から作業所に関する情報が欲しい。農業は障害者にとっても良い取組で、農福連携を実施している事業所も既にある。
地域にどのような障害者がいるかが地域で共有されている必要がある。
人を集める時に移動手段がない。総会に出席したくても、交通手段がなくて出られないケースがある。平日ははにぼん号を使っている人は多いが、日曜の運行がない。高齢になり運転免許の返納も増えてきている。はにぼん号を日曜に運行してほしい。本当は家の前まで来てもらえると助かるが、タクシーとの重複が生じるため難しい。乗り合いタクシーができると良いのではないか。
公共施設の移動円滑化は途上。公共施設の整備においても、設計段階で意見を聞いてもらえない。設計段階で何らかの打診があって然るべき。 就労については、障害者枠の拡大によって改善している。多様な就労先が出てきたのは事実。実態としては注視が必要。
小中学校にエレベーターを設置してほしい。障害者用トイレも必要。これらがあれば地域の小中学校に通うことができると思う。

主な意見

外見ではわからない障害であり、改善されてはいるものの、社会の理解が不十分な印象。

手話通訳者の派遣も問題。通訳者の高齢化が進んでいるほか、会員の高齢化も進んでいる。次を担う人が育っていない。手話指導者（講師）が足りない。

通訳者の派遣と IT は両輪として考えている。高齢者は IT 機器の利用が少ないため、相対での手話通訳が必要になる。どちらかということではない。高齢者の場合は医療関係の部分があるので、通訳への依存が強い。若年層はスマートフォンを利用していることが多いのでは。

手話の体験講座の開催について、消防・警察からの要請がない。できれば病院でも開催してほしい。

経済的な安定が基本。障害者年金だけでは不十分で就労は不可欠。一般就労に移行した時にうまくなじめないケースが多く戻ってくるケースが多い。障害を明らかにして生きてこなかった＝隠してしまうことで、雇用先に障害を伝えないことが原因になっていることがある。8時間就労が難しい。

治療を妨げているのは偏見。高校の保健体育でも取り入れられているが、モデルとなっている 13 校のみ。教える先生に知識がなければ効果が出ない。先生の理解が不可欠。

多様な障害に柔軟に対応できるかが難しい。年齢などによっても異なる。親からよく出る意見としては「こどもの見通しが立たない」。特に就学の部分。普通学校に行きたいと思っている人が必要な情報が得られない。どこに相談すればいいのかわからない。サービスと支援の違いがわからないケースが多いのでは。

親亡き後を考えると、専門職・士業との関係が必要。親権代理の任意後見を利用してみようと思っている。制度利用におけるトラブルもあるので良心的な人を探す必要がある。兄弟に負担を掛けたくないという人の場合は制度利用の意向が強い。

就労支援センターの存在を普通高校の先生が知らないケースがある。高校を中退してしまうとその先の支援が受けられない。男子よりも女子のケースで困りごとが見えない。早い段階でサポートにつながられると自立の面でも良い。

児童発達支援事業所は増えている。事業所が増えた反面保護者が放任的になっているケースがある印象。保育園の代替を果たそうとする事業者の存在もある。保育園での理解・受け入れも広がっているので併用させた方が良いと思う。保育園・療育施設・保護者の連携が取れていないケースもあるのでは。こどもを中心に話す機会が必要ではないか。

保護者への支援をする機関がどこなのかが判然としない。

ショートステイが少ない。グループホームを利用させるにも、泊まりの練習が必要。子離れ・親離れのためにも必要だが、自立させるためのグループホームも不足。

第3節 本庄市の障害者施策における課題

本庄市の障害者施策の課題について、社会情勢の変化や統計データ、アンケート調査結果を踏まえて以下のように整理します。

(1) 障害そのものや障害のある人への理解のさらなる拡大

「障害者差別解消法」の施行以降、行政機関のみならず民間事業者に対しても「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められるようになり、本市でも、障害を理由とする差別の解消に向けた市民への広報・啓発活動を進めてきました。また、平成30年には本庄市手話言語条例が施行され、手話への理解や普及、手話の習得支援にも努めてきました。

一方で、内部障害や発達障害、精神疾患など、いわゆる「見えない障害」は全国的に増加傾向にあります。また、アンケートでも差別や偏見を“感じる”と回答した人は、障害者調査では28.5%、障害児調査では57.9%を占めています。

共生社会の実現に向けて、多様な障害の存在が広く認知されるよう、広報・啓発を今後も継続的に実施する必要があります。誰もが社会の大切な一員として尊重され、全員が社会に参画する機会を持てるよう、身近な地域における相互理解を深める機会を提供していくことが求められます。また、障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月から事業者の合理的配慮の提供が義務化されることの周知を図り、トラブル等の抑制を事前に図っていく必要があります。

(2) 就労を含めた障害のある人の社会参画の促進

就労は、収入を得る手段であると同時に、社会参加を実現する場の一つです。障害者調査では、一般就労を希望する人は25.1%、福祉就労を希望する人は6.3%を占めています。一般就労においては、企業の受け入れ体制の構築が求められます。あらゆる人が自身の状況や希望に合わせた就労ができる環境を整えていくことが、今後の課題の一つとなっています。

また、障害の有無にかかわらず、一人一人がその能力や個性を発揮しながら、地域の中での役割や生きがいを持って生活を送ることができるよう、ボランティアや生涯学習活動、生涯スポーツなどの活性化を図っていく必要があります。

(3) 一人一人の状況に応じた切れ目のないサポートの提供

人口減少や少子高齢化、長寿化、晩婚化・非婚化など、社会情勢の変化に合わせて、市民が抱える生活課題も複合化・多様化しています。障害のある人に関連する生活課題を見ると、「親亡き後」や「8050問題」など複数の課題が複雑に関係するなど、既存の福祉サービスだけでは解決が難しいものもあり、制度間の連携が強く求められるようになっていきます。

障害のある人を支えていく上では、一人一人異なる生活環境を整理し、それぞれに合った支援を包括的・総合的に提供していく体制づくりが求められます。住み慣れた地域での生活をより長く続けてもらえる環境づくりの一環として、市内外の連携を更に強化していく必要があります。

また、全国的に発達障害のある人は増加傾向にあります。発達障害の概念が広く普及し、以前よりも支援を受けやすくなったことで、様々な生きづらさを抱える人の存在が可視化されるようになりました。幼少期は課題を感じていなくても、成長にしたがって生きづらさを感じるようになるケースも少なくありません。年齢を重ね、生活環境が変わることで、必要な支援が得られなくなることもあります。

発達に不安を抱える当事者だけでなく、その家族の負担も軽減することができるサポートが求められています。一人一人異なる「生きづらさ」に寄り添いながら支援していくことができる支援体制の構築を図っていく必要があります。

(4) すべての人が安心して暮らせるまちづくり

障害のある人の社会参加を進めるためには、生活環境における物理的・心理的障壁が除去され、あらゆる人が暮らしやすいまちでなくてはなりません。

障害者調査において、外出時に困ることについてたずねたところ、「特にない」が最も多かったものの、「電車やバスの利用が困難」(21.0%)、「利用しやすいトイレが少ない」(16.0%)などが続いています。移動における不便の解消、外出先でのバリアフリーは今後も本市の課題の一つと言えます。障害のある人が利用しやすい交通手段や施設の整備を利用者の視点に立って進めていくことが求められます。

また、災害時における避難行動支援や避難生活に対する不安の軽減も課題の一つとなっています。災害時に不安なこととして、障害者調査では「薬や医療的ケアを受ける環境の確保」(35.6%)、障害児調査では「ひとりで避難できない」(71.4%)が最も多くなっています。障害のある人が高齢化することで、避難行動や避難所での生活に不安を抱える人はさらに増えていく可能性が高くなっています。

これ以外にも、高齢化に伴って、障害のある人の権利や財産を守るための取組(権利擁護)の重要性はさらに高まっていくことが見込まれます。制度の正しい理解と利用につなげていく必要があります。

第3章 基本概念

第1節 計画の基本理念

障害者福祉に関連する法律や制度の改正、アンケート調査の結果などを総合的に踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定めます。

この基本理念は、内閣府などが掲げる「共生社会」の実現を目指すものです。また、「本庄市地域福祉計画」の基本理念「みんなで支えあう 思いやりのあるまち 本庄～安心と共生のまちづくり～」の実現に、障害者福祉の観点から寄与することを願い、定めるものです。障害の有無だけではなく、性別や年齢など、すべての属性を超えて、あらゆる人がいきいきとした人生を享受できる社会づくりを推進します。

図表 本計画の基本理念

誰もが自分らしく暮らせる共生のまち 本庄

第2節 基本目標の設定

本計画の基本理念「誰もが自分らしく暮らせる共生のまち 本庄」の実現のため、次の4つの基本目標を掲げ、障害者を含む市民、事業者、行政、様々な主体と連携・協力し、障害者施策の推進に取り組みます。

《基本目標1》誰もが暮らしやすいまちづくり

障害のある人が暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいまちです。私たちの住む本庄市を、心のバリアフリーと生活環境面でのバリアフリーの両方の側面からバランス良く整えることが大切です。

障害そのものや障害のある人に対する理解を深め、お互いを尊重し、交流を図る取組を充実します。また、環境を整備し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

- 施策の方向（1）障害に対する正しい理解の拡大
- 施策の方向（2）福祉教育と交流活動の推進
- 施策の方向（3）障害の特性に応じた情報提供の充実とコミュニケーション支援
- 施策の方向（4）バリアフリーのまちづくりと移動支援の充実

《基本目標2》利用者本位のサービスの提供

誰もが住み慣れた地域で、自分の意思で住み続けていくために、地域における切れ目のない支援体制を整備することが大切です。

障害者総合支援法によるサービス等の充実を図るとともに、基幹相談支援センターを中核とした地域の相談支援体制の充実を図ります。また、様々な機関との連携を強化することで地域の力を高め、利用者本位のサービスを提供できる体制づくりを推進します。

- 施策の方向（1）相談機能の充実
- 施策の方向（2）福祉サービスの充実と連携強化
- 施策の方向（3）療育・教育の充実
- 施策の方向（4）福祉人材の確保

《基本目標3》 自立と社会参加の推進

障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、就労に向けた様々な取組を、関係する事業者・団体等との連携を強化して推進します。また、障害のある人があらゆる社会参加の機会を喪失することがないように、スポーツや文化芸術活動への参加機会の拡充を図り、自立と社会参加を推進します。

施策の方向（1）障害者雇用の促進と就労環境の向上

施策の方向（2）多様な学習活動・文化芸術活動への参加促進

施策の方向（3）スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

《基本目標4》 市民の安心を守る取組の充実

誰もが安心して暮らすことのできる生活環境の整備や意識づくりを進めます。災害時に、障害のある人が安全に避難することができる環境、支援体制を構築します。また、災害に強い地域づくり、交通安全施策等を推進します。さらに、障害者虐待防止や成年後見制度の周知などの権利擁護に係る施策を推進し、市民の安心を守る取組を充実します。

施策の方向（1）災害対策の充実

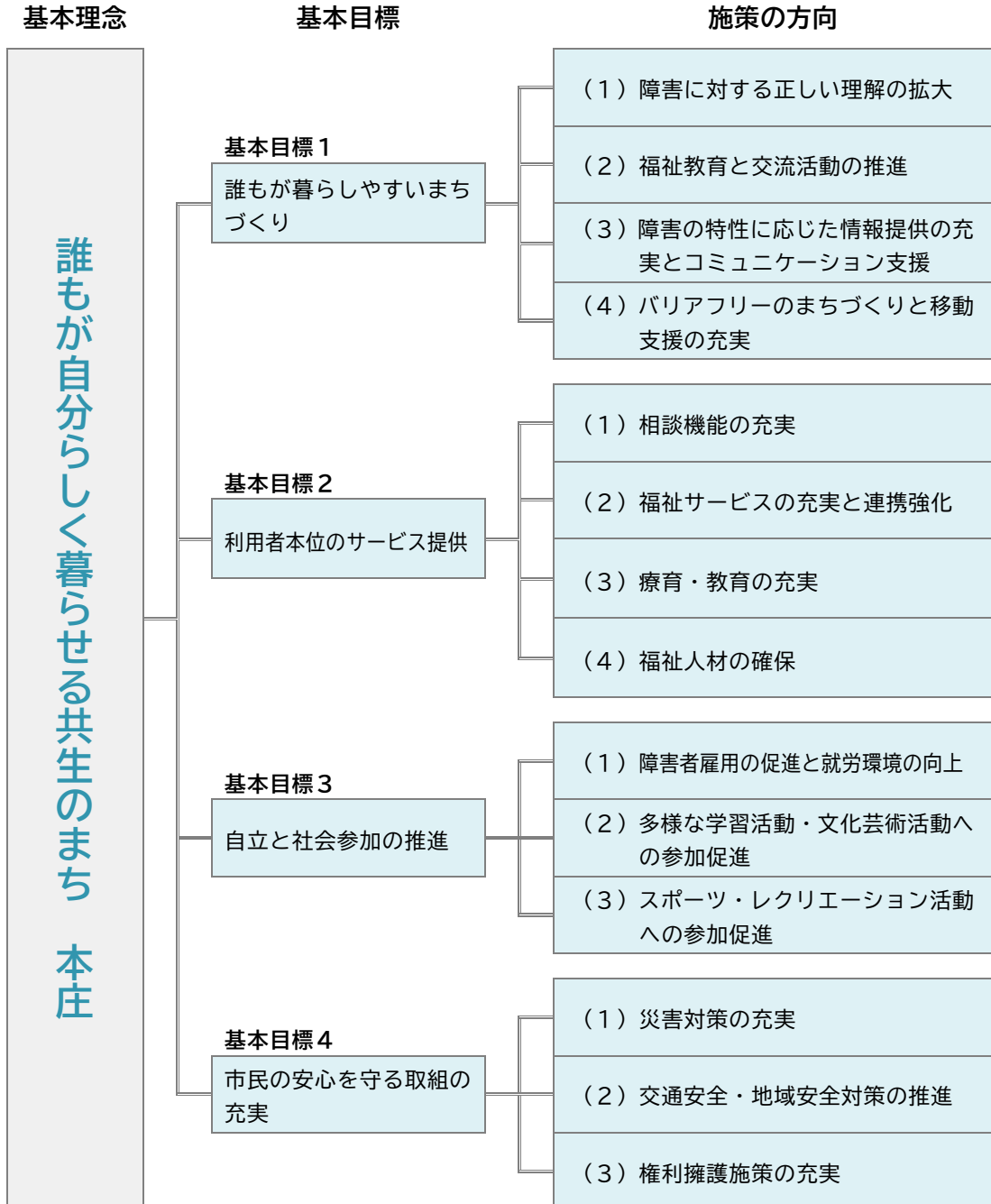
施策の方向（2）交通安全・地域安全対策の推進

施策の方向（3）権利擁護施策の充実

第3節 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように施策を定めます。

図表 施策体系



第4章 施策の展開

第1節 (基本目標1) 誰もが暮らしやすいまちづくり

(1) 障害に対する正しい理解の拡大

「障害者差別解消法」の施行により、行政機関のみならず民間事業者などでも「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められるようになりました。本市においても、障害を理由とする差別の解消に向けて、市民や市内団体、事業所などへの広報・啓発活動を行っています。

一方で、アンケートでは、差別や偏見を“感じる”と回答した人の割合が、障害者調査で28.5%、障害児調査では57.9%となっているなど、依然として障害を理由とした差別、障害への偏見が残っていることがうかがえます。

障害そのものや障害のある人に対する差別や偏見の解消に向けて、引き続き周知・啓発活動を実施します。また、障害のある人の「自分のことは自分で決める」自己決定権を尊重し、誰も排除されることのない社会を創出するため、広報・啓発を図ります。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 共生社会に関する理解・啓発の促進	障害者差別解消法等の周知を図り、障害のある人に対する差別や偏見を解消し、ともに生きる社会を築く「ノーマライゼーション」、「ソーシャル・インクルージョン ^ⅴ 」などの理念の普及啓発を促進します。	障害福祉課 市民活動推進課
② 障害のある人の人権に関する啓発活動の推進	各種広報媒体を活用した啓発や教室、研修会等の開催を通じて、人権啓発を推進します。 「障害者週間」(12月3日～12月9日)や「人権週間」(12月4日～12月10日)などにおける啓発活動を行います。	市民活動推進課
③ 啓発活動に対する当事者参画の促進	当事者団体や関係団体との連携による市民啓発活動の企画・講演会等に、障害のある人の参画を促進します。	市民活動推進課

^ⅴ 「社会的に弱い立場にある人々も含め、市民一人一人を排除や摩擦、孤独、孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み支え合う考え方」のこと。

取組	事業内容	担当課等
④ ヘルプマークやカードの配布と認知の向上	<p>内部障害をはじめとする「見えない障害」のある人が周囲の人に支援を必要としていることを示すためのヘルプマークやカードについて、その普及・啓発を図るため、ポスター設置やホームページ等による広報を行います。</p> <p>また、市役所等の窓口で、ヘルプマークやカードを必要とする人に配布します。</p>	障害福祉課

ヘルプカード

をご存じですか？

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード

埼玉県
本庄市 美里町
神川町 上里町

※このマークは、お持ちのバッグに入れて持ち帰ってください。

わたしの情報

名前: _____ 性別: 男・女

住所: _____

生年月日: _____ 年 月 日

電話番号: _____

「障害のある」など支援が必要な方が、自分から「困っている」「助けて」を伝えられない時に、周囲の人に「手助け」を求めるためのカードです。



(2) 福祉教育と交流活動の推進

近年進む家庭や地域における福祉課題の複雑化、深刻化の背景には、社会的排除の問題があるとされています。誰もが自分らしく地域での生活を実現できる「地域共生社会」の構築にあたっては、市民の生活の場である地域社会に「排除しない」、「ともに生きる」という意識が共有されている必要があります。

障害のある人もない人も、同じ時間を共有し、相互に学び合う機会をこどもに提供し、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を理解してもらえよう努めます。また、市民が多様な人々の存在に気付き、互いを尊重することの大切さ、ともに協力して生活することの大切さを知ることができるよう、こどもから大人まで幅広い年齢層の人が参加できる、障害のある人との交流機会を創出します。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 保育所等における人権教育	<p>一人一人のこどもの特性や発達段階での課題に対応し、こどもの人権を尊重した保育・教育を推進します。</p> <p>こどもが命の大切さやお互いを認め合えるよう、人権教育を推進します。</p>	<p>保育課</p> <p>市民活動推進課</p>
② 学校における人権教育	<p>児童・生徒が、命の大切さやお互いを認め合えるよう、また、障害のある人への理解を深め、ともに生きる心を育めるよう、学校教育全般を通じた人権教育を推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
③ 学校における福祉教育の推進	<p>社会福祉協議会のボランティア体験プログラム事業を支援し、参加者の拡大を図ります。</p> <p>家庭・職場に向けた啓発パンフレットを配布します。</p> <p>障害福祉関連講座等への参加を促進します。</p> <p>施設見学や職場体験・手話体験等を通じ、障害のある人等との交流機会を児童・生徒に提供します。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>学校教育課</p>
④ 福祉教育推進校の指定	<p>社会福祉協議会の福祉教育推進校の指定を支援し、学生によるボランティア活動・福祉教育の推進を図ります。</p>	<p>地域福祉課</p>
⑤ ボランティア活動の促進	<p>社会福祉協議会のボランティアセンターを支援し、ボランティア活動の充実を図ります。</p> <p>ボランティア団体の活動内容の紹介、市民の相談への対応に努めるとともに、登録を促進します。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>生涯学習課</p>

取組	事業内容	担当課等
⑥ 障害者団体の活動支援	活動場所の提供等を行い、障害者団体の活動を支援します。	障害福祉課
⑦ 障害者団体等相互の交流の促進	広報ほんじょう等を通じて、障害者団体等の活動を周知します。団体相互の交流のきっかけを創出します。	障害福祉課
⑧ 交流機会の提供	社会福祉協議会の活動を支援し、作品展の開催やサロンの設置等、障害者や障害者関係団体等の交流、社会参加を促進します。	地域福祉課
⑨ ふれ愛祭の開催支援	市内の福祉施設や支援団体、行政や関係機関が出展する「ふれ愛祭」の開催を支援します。	障害福祉課 社会福祉協議会
⑩ 地域活動支援センターの充実	創作活動や生産活動機会の提供、地域との交流を行う地域活動支援センターの設置を支援します。	障害福祉課
⑪ 社会教育における福祉教育の推進	<p>社会福祉協議会のボランティア体験プログラム事業を支援し、参加者の拡大を図ります。</p> <p>障害のある人とふれあう機会を創出するよう努めます。</p> <p>家庭・職場に向けた啓発パンフレットを配布します。</p> <p>障害福祉関連講座等への参加を促進します。</p>	生涯学習課

(3) 障害の特性に応じた情報提供の充実とコミュニケーション支援

令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立しました。この法律では、障害の種類・程度に応じた手段が選択できること、生活を営む地域にかかわらず等しく情報取得等ができること、障害のある人とない人が同一内容の情報を同一時点で取得できることなどを基本理念に掲げています。

本市では、現在も地域生活支援事業等により、点字・声の広報等の発行・配布や手話通訳者の派遣などを行っています。また、障害者福祉ガイドやコミュニケーション支援ボードを作成し、障害福祉課等の相談窓口を設置するなど、障害のある人が自らの意思を表明することができるよう、情報提供やコミュニケーションにおける環境の改善を図っています。さらに、手話言語条例の制定により、手話による意思疎通の尊重や円滑な意思疎通の環境の構築を理念に、手話に関する施策の推進を図っています。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の基本理念を実現することができるよう、これまでの取組を継続的に実施しつつ、障害のある人の意見を聴取しながら、障害のある人の情報アクセシビリティの改善、よりよいコミュニケーション支援の提供に努めます。また、本格的なデジタル社会の到来に備え、ホームページのアクセシビリティの継続的な改善に努めるとともに、障害のある人向けのテクノロジーについても注視していきます。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 障害者福祉ガイドの更新	市民が利用できるサービスなどをまとめた障害者福祉ガイドを随時更新します。障害者福祉ガイドを窓口を設置するほか、ホームページに掲載します。	障害福祉課
② コミュニケーション支援ボードの設置	相談窓口等にコミュニケーション支援ボードを設置します。障害のある人等の意見を把握しつつ、コミュニケーション支援ボードの改善を図ります。	障害福祉課
③ 障害のある人に対応した広報の発行	ボランティア団体と連携し、広報紙を読み上げたCD版（声の広報）を発行します。 広報ほんじょう、おしらせ版により、障害及び障害者関連情報の充実を図ります。 弱視等の障害に対応した広報紙の発行を検討します。	障害福祉課 広報課

取組	事業内容	担当課等
④ 意思疎通支援の充実	<p>手話通訳者、要約筆記者の派遣など意思疎通支援の充実を図ります。</p> <p>手話通訳者養成講座等を実施し、登録通訳者の養成を図ります。</p> <p>本庄市手話言語条例に基づき、手話を使いやすい環境の整備を図ります。</p>	障害福祉課
⑤ 手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座等の開催	手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座を開催し、手話奉仕員、要約筆記者の確保・育成に努めます。	障害福祉課
⑥ ホームページにおけるアクセシビリティの確保	あらゆる人が利用しやすいホームページとなるよう、アクセシビリティに配慮した改善を図ります。	広報課

(4) バリアフリーのまちづくりと移動支援の充実

「バリアフリー」とは、人間の意識や社会の制度、あるいは建築や都市環境などあらゆる社会の中で、高齢者や障害者などが自立した生活を送る上での障壁をなくしていくことをいいます。障害の有無や年齢などに関係なく、すべての市民が暮らしやすい生活環境の創出に向け、ソフト・ハード両面からの整備が必要です。

令和5年度に策定された「本庄市移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）」は、市内の旅客施設及び車両、道路、建築物、都市公園、路外駐車場などにおいて、高齢者や障害のある人等の円滑な移動を確保するため、バリアフリー化における基本方針とその取り組み方を取りまとめたものです。障害の有無にかかわらず、すべての人が安全かつ円滑に移動できる環境の創出に向けて、施設や道路等のバリアフリー化を引き続き推進します。

障害のある人の移動についても、既存の制度を活用しながら支援します。また、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用しやすい公共交通体系の維持・確保を図ります。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 公共施設のバリアフリー化の推進	誰もが使いやすい手すり・スロープ・エレベーター・専用トイレの設置、専用駐車場の確保等を図ります。	各関係課
② 公園のバリアフリー化の推進	市内の公園に設置されているトイレや水飲み場、水洗場等公園施設のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
③ 埼玉県福祉のまちづくり条例の普及	広報やホームページ等を通じ、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の周知を図ります。	建築開発課
④ 埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本指針の普及	広報やホームページ等を通じ、「埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本指針」の周知を図ります。	建築開発課
⑤ 埼玉県思いやり駐車場制度に基づく専用区画の整備と協力事業者の確保	障害者や高齢者、妊産婦など歩行が困難な人が安心して生活できるよう、専用の駐車区画を定めるとともに、対象者には利用証を交付します。 また、市民や市内事業者には制度の周知を図り、協力施設の募集や適正利用の推進に努めます。	障害福祉課
⑥ 公営住宅の整備	市営住宅の改修時において、手すりやスロープ等の設置など必要なバリアフリー化を推進します。 計画的な改修を実施します。	営繕住宅課

取組	事業内容	担当課等
⑦ 住宅改修に対する支援	在宅の重度障害のある人が、住宅改修を行う際の費用の一部を助成します。	障害福祉課
⑧ 障害者(児)移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等を対象に、外出のための支援を行います。	障害福祉課
⑨ 福祉タクシー利用券の交付	在宅の重度心身障害者を対象に、タクシー利用料金(基本料金)を助成する福祉タクシー利用券を交付します。	障害福祉課
⑩ 自動車等燃料費の助成	在宅の重度心身障害者を対象に、移動に要する自動車またはバイクの運行に伴う燃料費用(ガソリン代または軽油代)の一部を助成します。	障害福祉課



彩の国
埼玉県

制度導入に向けて令和5年3月に「埼玉県福祉のまちづくり条例」が改正されました。
(令和5年11月施行)



埼玉県

思いやり駐車場制度

(パーキング・パーミット制度)

区画が必要な方のために、
ご理解とご協力をお願いします



埼玉県福祉のまちづくり条例





埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

利用証(3種類)

(駐車時にルームミラーに掲示)

交付対象者、申請方法は裏面をご覧ください。





車椅子
利用者

その他の高齢者、
障害者等用

妊産婦、
日が人等用

利用できる駐車区画

(イメージ)

区画のある施設は県ホームページで確認できます。

「車椅子使用者用
駐車区画」
(幅3.5m以上の幅広区画)



「優先駐車区画」
(幅3.5m未満の
通常区画)

優先駐車区画





案内用QRコード

取組	事業内容	担当課等
⑪ 身体障害者自動車改造費の補助	身体障害者を対象に、就労等に伴って自動車を取得して自ら運転できるよう改造を行う場合の費用の一部を補助します。	障害福祉課
⑫ 身体障害者自動車運転免許取得費の補助	道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得しようとする身体障害者を対象に、取得費用の一部を補助します。	障害福祉課
⑬ 公共交通の充実	<p>路線バス、デマンドバス・シャトルバスのノンステップ化を推進します。</p> <p>ユニバーサルデザインに対応した案内表示等の整備を推進します。</p> <p>本庄市南口駅前広場のバス及びタクシー乗降場のバリアフリー化を検討します。</p> <p>バスが正着^{vi}できるよう、構造改良を検討します。</p>	都市計画課
⑭ 身体障害者補助犬の給付	身体障害者補助犬を適切に利用することによって社会復帰、自立、行動範囲の拡大をすることができる人に盲導犬を給付します。	障害福祉課

^{vi} バス車両が停留所に並行して隙間のないよう所定の位置に停車させること。

第2節 (基本目標2) 利用者本位のサービス提供

(1) 相談機能の充実

障害のある人やその家族、発達に不安を抱える子どもやその保護者などからの相談に対応し、必要な支援につなげる機能を果たす様々な相談窓口が設置されています。本市では、発達教育支援センター「すきっぷ」や障害者生活支援センター（児玉郡市による共同委託）を設置しています。また、市役所のみならず、民生委員・児童委員や社会福祉協議会など、様々な相談窓口が存在しています。

一方で、核家族化やプライバシー意識の高まりなどにより、地域とのつながりが希薄化する傾向にあります。困りごとを抱えていても、身近に相談する相手がないことなどによって、必要な支援を受けることができないケースも少なくありません。また、社会情勢の変化に伴い、8050問題やダブルケアなど、既存の福祉サービスだけでは十分に支援しにくい生活課題も可視化されるようになりました。

障害のある人やその家族の多様な相談を受け止められるよう、相談窓口における専門性の向上を図ります。また、庁内関係課、関係機関との連携により、複雑化・複合化した課題の解決に向けて包括的に支援できる体制の構築を進めます。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 発達に不安のある子どもやその家族に対する相談の充実	<p>こども家庭センター、発達教育支援センター「すきっぷ」での健康相談や発達相談、育児相談の充実を図ります。</p> <p>障害や発達に課題のある子どもが、成長とともに適切な相談・指導を受けられるよう、発達教育支援センター「すきっぷ」と、保育園、幼稚園、学校等の関係機関との連携を強化し、一貫した相談体制を構築、推進します。</p>	<p>障害福祉課 こども家庭センター</p>
② 身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動支援	<p>身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動を支援します。</p>	<p>障害福祉課</p>
③ 民生委員・児童委員による相談活動の充実	<p>障害者相談支援事業所や保健所等の関係機関、民生委員・児童委員の連携を強化し、相談・支援活動の充実を図ります。</p>	<p>地域福祉課</p>

取組	事業内容	担当課等
④ 母子保健における相談支援	<p>「こころの教室」の実施を通じて、母子の孤立を防ぎます。アウトリーチとしての機能を有する「赤ちゃん全戸訪問事業」を継続的に実施します。</p> <p>また、乳幼児健診を実施するとともに、発達・発育の不安等への相談に対応します。</p>	こども家庭センター
⑤ 基幹相談支援センターの設置	<p>地域における相談支援の中核機関である「基幹型相談支援センター」を設置し、障害者（児）及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や地域生活に必要な援助を行います。</p>	障害福祉課
⑥ 福祉総合相談窓口（福祉の困りごと相談窓口）での相談・支援	<p>複合的なニーズを持つ市民の困りごと等に対して、分野横断的に関係機関等と連携した支援を行います。</p> <p>地域包括支援センター等と連携して、権利侵害や虐待の防止を図ります。</p>	生活支援課
⑦ 相談窓口の周知と相談機能の充実	<p>障害者福祉ガイドやホームページ、広報ほんじょう等を通じて、相談窓口の周知を行います。</p> <p>また、市役所窓口において、タブレットやコミュニケーション支援ボードを設置するなど、あらゆる人が相談しやすい環境を整備します。</p>	障害福祉課

(2) 福祉サービスの充実と連携強化

障害のある人が日常生活を送るためには、一人一人異なる障害の特性や生活状況に合わせた必要な支援を受けることが大切です。障害のある人やその家族などが抱える生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、相談支援事業者などと連携しながら、適切なサービスの利用につなげていきます。また、障害福祉サービスの量的・質的充実を図り、多様化する支援ニーズへの対応に努めます。さらに、障害の重症化や生活習慣病の予防の観点から、健康づくりに向け、保健・医療分野との連携強化にも取り組みます。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 介護給付の充実	サービスの供給が安定的に確保されるよう、居宅・施設サービスの整備を促進します。	障害福祉課
② 訓練等給付の充実	社会復帰や自立に向けた訓練等給付の充実を図ります。サービスを提供する事業者を確保します。	障害福祉課
③ 自立支援医療費の給付	自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）を支給します。	障害福祉課
④ 補装具費の支給	補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費を支給します。	障害福祉課
⑤ 日常生活用具等の給付・貸与	在宅の障害者（児）が日常生活を送る上での不便を解消するために必要な日常生活用具の給付・貸与を行います。	障害福祉課
⑥ 医療機関等との連携強化	精神障害のある人が地域で安心した暮らしが継続できるよう、医療機関や保健所等との連携を強化します。	障害福祉課
⑦ 救急医療の充実	医師会や関係医療機関等と連携し、救急医療体制を確保します。	健康推進課
⑧ 感染症対策の充実	予防接種事業を実施します。 各種感染症について、知識の普及啓発を図ります。	健康推進課
⑨ 成人保健の充実	各種検診を実施します。 健康診査等の結果を活用し、早期発見、早期治療及び健康づくりを推進します。	健康推進課

取組	事業内容	担当課等
⑩ 母子保健の充実	<p>妊娠中及び産後の健康診査と健康管理体制の充実を図ります。</p> <p>伴走型相談支援、産後ケア事業、赤ちゃん訪問事業、育児相談等を実施し、母子の精神的孤立を防止します。</p> <p>乳幼児健診を実施し、各種相談・支援を進めます。</p> <p>健診の受診勧奨に努め、検診結果への早期対応により、母子の健康づくりを支援します。</p>	こども家庭センター
⑪ 介護予防の推進	<p>健康づくりや介護保険との連携による介護予防を推進します。</p> <p>介護予防の普及・啓発を進め、健康に対する意識を高めます。</p>	高齢者福祉課

(3) 療育・教育の充実

発達に不安を感じる児童数は、全国的に増加傾向にあります。「発達障害」の診断基準の変更やその概念が広く世間に周知されたことなどがその要因として挙げられますが、一人一人の発達状況に合わせた適切な支援は、今後ますますその重要性を増していくと見込まれます。一人一人異なる「生きづらさ」やその保護者の不安に寄り添いつつ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関との連携を深めていきます。また、障害のあるこどもの療育の充実を図り、社会的自立を支援します。

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに学ぶ「インクルーシブ教育」は、誰もが相互に人格と個性を認め合う「共生社会」の構築において重要な役割を果たします。一人一人の特性や状況に応じた適切な支援を受けながら教育を受けることができるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、教員などに対する定期的な指導力向上、理解促進を進めます。

さらには、医療的ケア児及び家族の日常生活への支援のため、必要なサービスが適切に切れ目なく受けられるよう、総合調整を行う医療的ケア児コーディネーターを中心として、保健、医療、保育、教育などの分野の連携による取組を継続して推進します。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 障害児保育事業	家庭において保育することができないと認められる、集団保育が可能な障害児に対し、積極的な保育を実施します。	保育課
② 障害児通所支援の充実	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援の充実を図ります。	障害福祉課
③ 関係機関との連携による障害がある児童への適正な就園・就学支援	こどもの障害や発達の状態の早期把握、一人一人の特性に応じた適切な就園・就学のための関係機関との連携、情報の提供や相談・支援の充実に努めます。	保育課 こども家庭センター 障害福祉課
④ 保育・療育・教育の連携	発達段階等に応じた保育・療育・教育の連携を推進します。 幼稚園や保育園、放課後児童健全育成事業などこども・子育て支援サービスの障害児の利用ニーズの把握に努めます。	こども家庭センター 子育て支援課 保育課
⑤ 医療機関との連携による教育相談の充実	こどもの障害や発達の状態に応じた適切な教育相談の充実に向けて、医療機関との連携強化に努めます。	こども家庭センター

取組	事業内容	担当課等
⑥ つどいの広場の充実	親子の交流の促進、子育てに関する相談や情報の提供をはじめとした地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課
⑦ 家庭児童相談の充実	家庭児童相談員による面接相談や訪問指導の充実を図ります。	こども家庭センター
⑧ 就学前教育相談の充実	就学前の健康診断等により、発達の不安を早期に発見し、就学相談を実施します。	学校教育課
⑨ 保育園・認定こども園における障害児の受け入れ体制の充実	障害のある児童の受け入れを行う保育園に対し、補助します。 民間保育園・認定こども園における加配保育士の配置に対し、補助を行います。	保育課
⑩ 放課後児童健全育成の促進	担当指導員追加雇用に対する委託料加算及び障害児受け入れのための施設改修や備品の購入等に係る経費について補助金を交付し、民間学童保育所の障害のある児童の受け入れを促進します。	子育て支援課
⑪ 保育士・教職員研修の実施	保育士・教職員研修を実施します。 特別支援学級担当者に対する研修を実施します。	学校教育課 保育課
⑫ 特別支援教育の推進	教育・医療・福祉等の専門家の意見を踏まえた就学相談活動を実施します。 就学後の特別支援教育に関する支援を行います。	学校教育課 こども家庭センター
⑬ 特別支援教育の推進体制の整備	発達障害を含めた特別な配慮を要する児童生徒への適切な支援を行うため、各学校へ心理士や就学支援アドバイザーが専門的な支援を行います。	学校教育課 こども家庭センター
⑭ 地域子育て支援センター事業の充実	子育て相談指導や情報提供、保護者同士やこども同士のふれあいの場の提供など、地域子育て支援センター事業の充実を図ります。	子育て支援課
⑮ 特別支援学級の整備・充実	特別支援学級の教材・備品の整備・充実を図ります。 施設の整備・充実を図ります。	教育総務課
⑯ 障害児通所給付事業	障害がある児童または療育が必要な児童が訓練や支援を提供する障害児通所支援を利用した際の費用を支給します。	障害福祉課
⑰ 就学前児童が利用する施設・設備のバリアフリー化	より快適で安全な環境の中で保育・療育・教育が受けられるよう、施設・設備を計画的に改善します。	保育課

取組	事業内容	担当課等
⑱ 学校施設の整備・充実	大規模改修等に合わせ、学校施設のバリアフリー化を推進します。	教育総務課
⑲ 医療的ケア児とその家族に対する支援	医療的ケア児コーディネーターを育成するとともに、医療的ケア児コーディネーターを中心として、保健、医療、保育、教育などの分野が連携し、一体的な支援を提供する取組を推進します。	障害福祉課

(4) 福祉人材の確保

人口減少や少子高齢化に伴い、福祉人材の確保は大きな課題の一つとなっています。障害者総合支援法において、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められており、支援者においてもこれまで以上に高い専門性が必要です。また、課題が複雑化・複合化しているケースもあり、支援機関同士のネットワークの重要性が高まっています。

市内事業者と協力しつつ、福祉人材の確保に努めます。労働環境の整備やキャリアアップの仕組みの構築などを各事業所に促すとともに、ハローワークや学校等と連携し、福祉の仕事の魅力を市民に広く伝えていきます。

また、研修等を実施し、障害者支援に関わるすべての人材の専門性の高度化を図るとともに、福祉人材同士のネットワーク、支援機関同士のネットワークの構築・強化を図ります。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 相談支援専門員の育成と連携	指定特定相談支援事業所の確保を図ります。 児玉郡市障害者自立支援協議会相談支援部会等を通じ、相談支援専門員同士のネットワークを構築し、その連携を強化します。	障害福祉課

第3節 （基本目標3） 自立と社会参加の推進

（1）障害者雇用の促進と就労環境の向上

就労は、障害のある人が地域で自立した生活を送るための手段の一つであると同時に、社会参加や生きがいづくりなどの機能を有します。

アンケート結果を見ると、障害者調査において一般就労を希望する人は全体の25.1%、福祉就労を希望する人は全体の6.3%を占めています。また、令和5年3月に障害者雇用促進法施行令が改正され、障害者の法定雇用率が令和6年4月から段階的に引き上げられることとなっています（令和5年度は2.3%、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%）。

障害者雇用の現状や法制度の変化等を踏まえつつ、公共職業安定所や本庄商工会議所、児玉商工会、特別支援学校などと連携して、市内企業における障害者雇用に向けた支援や働きかけを行います。障害のある人が自らの状況や希望に合わせて就労することができるよう、多様な就労環境の創出を図ります。本市においても、法定雇用率の充足に向けて、庁内で連携します。

市内事業者に対しては、障害者理解や障害者雇用に関する広報等を展開し、障害そのものや障害のある人への理解を普及するとともに、障害のある人となない人がともに働きやすい就労環境の整備を促します。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 障害者雇用の促進のための啓発活動	埼玉県やハローワークなどの関係機関との連携により、障害のある人の雇用に関する理解を深めるため、意識啓発を強化します。 また、事業主を対象とした各種助成制度や障害者雇用率の周知を徹底します。	商工観光課
② 企業に対する障害者雇用の要請	市内・近隣企業に対し、障害者雇用の推進・協力を要請します。	障害福祉課
③ 就労支援に関わるネットワークの強化	公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害の程度や能力に応じた仕事の斡旋・相談の充実を図ります。 児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会などを通じ、ネットワークの強化を図ります。	障害福祉課
④ 障害者雇用の拡大	障害のある人の採用を推進します。	行政管理課

取組	事業内容	担当課等
⑤ 障害者就労施設等からの物品等の調達	市の物品や役務の一部について、障害者就労施設等から調達します。「本庄市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、目標額を定めるとともに、その実績を毎年公表します。	障害福祉課
⑥ 児玉郡市障がい者就労支援センターの充実	児玉郡市設置の児玉郡市障がい者就労支援センターにおいて実施している、障害のある人が安心して働くための就職支援、職場開拓、職場定着支援、生活相談の充実を図ります。	障害福祉課

(2) 多様な学習活動・文化芸術活動への参加促進

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月に施行されました。この法律は、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的とするもので、文化芸術の鑑賞の機会の拡大や文化芸術の創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保などが条文に謳われています。

文化芸術は、新たな価値を生み出すとともに、多様性を尊重し他社との相互理解を進める力を持つものです。障害の有無にかかわらず、すべての人が対等に文化芸術活動に参加できるような環境の創出を図ります。また、身近な地域における学習活動・文化芸術活動を通じ、市民が相互に理解を深め、尊重する関係性の構築を図ります。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、視覚障害者等による図書館の円滑な利用に向けた支援体制や環境の整備に取り組めます。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 生涯学習講座の充実	福祉に関連した生涯学習講座やプログラムの充実を図ります。 障害の有無にかかわらず、すべての人が参加できる環境を整備します。	生涯学習課
② 生涯学習プログラムの充実	障害のある人を対象としたプログラムや、障害のある人とない人が一緒に参加できるプログラムを企画します。	生涯学習課
③ 生涯学習施設の確保・充実	生涯学習施設のバリアフリー化を進めます。 関係機関との協力により、生涯学習の場の確保・拡大を図ります。	生涯学習課
④ 芸術・文化活動の促進	文化祭等各種イベントに、障害のある人が参加できる環境を整備します。 障害の有無にかかわらず、すべての人が芸術・文化活動に参加できるよう、イベント等の周知・啓発を行います。	生涯学習課
⑤ 地域における交流機会の提供【再掲】	社会福祉協議会の活動を支援し、作品展の開催やサロンの設置等、障害者や障害者関係団体等の交流、社会参加を促進します。	地域福祉課
⑥ 視覚障害者等による図書館の円滑な利用に向けた取り組みの推進	視覚障害者等による図書館の円滑な利用に向け、利用しやすい図書等の充実、点字表記を含む読書環境の整備、さらには、デジタル技術を活用したサービス提供の充実を図ります。	図書館

(3) スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

東京2020パラリンピック競技大会の開催などもあり、障害者スポーツの認知度の改善、関心の高まりが全国的に見られます。メディアで取り上げられる機会も増え、ボッチャなどのパラスポーツを体験するイベント等も、各所で開催されるようになっていきます。

本市においては、「市民一人1スポーツ」を理念に掲げ、こどもから高齢者まですべての人が楽しく運動し、健康に過ごせるまちづくりを推進しています。スポレクフェスタをはじめとした様々なスポーツイベントを開催し、パラスポーツの周知を図っています。また、あらゆる人がスポーツに取り組める環境整備として、市内運動施設のバリアフリー化などを行っています。

障害の有無にかかわらず、すべての市民がスポーツを楽しめる環境づくりに引き続き努めます。また、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を総合的に支援します。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① スポーツ・レクリエーション活動の指導者の確保	スポーツ・レクリエーション活動の指導者を確保し、障害のある人が取り組みやすいスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。	スポーツ推進課 障害福祉課
② スポーツ施設の確保・充実	障害のある人の利用を前提としたスポーツ施設の整備・充実を進めます。 障害者スポーツの身近な施設として学校の施設開放を促進します。 障害者スポーツの拠点として本庄総合公園体育館、児玉総合公園体育館の設備の充実を図ります。	スポーツ推進課
③ 老人・身体障害者合同スポーツ大会の開催	高齢者や身体障害者がスポーツを通じて健康を増進するとともに、相互の交流を深めるため、参加しやすい内容を検討します。	高齢者福祉課 障害福祉課

第4節 （基本目標4） 市民の安全を守る取組の充実

（1）災害対策の充実

近年、本市においても大雪や浸水等の自然災害による被害が発生しています。誰もが安心して暮らせる環境づくりにおいて、災害対策は重要な役割を果たします。本市においても、災害を防ぐ取組のみならず、被害を減らす減災、復旧を早めるレジリエンス^{vii}の考え方を取り入れながら、ソフト・ハード両面から様々な施策を推進しています。

障害のある人にとって、災害は障害のない人よりも大きなリスクとなっており、防災無線が聞こえにくいなどにより何が起きているかわからない、避難が必要であっても自力で避難できないなどの課題を抱えるケースがあります。避難先となる施設についても、バリアフリー化が完了していない、医療的ケアが受けられる環境がないなどの課題が全国的に見られます。

障害のある人などが安全に避難できる環境、避難生活においても困難なく過ごせる環境の創出に向けて、引き続き道路や避難所となる公共施設等のバリアフリー化を進めます。

また、自力で避難することが難しい障害のある人等を対象に、避難行動要支援者制度の利用を促すことで、発災時における障害のある人の避難を支援する地域の体制の確保を図ります。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 防災行政無線の整備	障害のある人に配慮した防災無線体制を整備します。	危機管理課
② 災害情報伝達の充実	FAXやホームページ、電話等複数のメディアによる情報伝達を行います。	危機管理課

^{vii} 感染症や自然災害が発生しても生活や経済への影響を最小限に食い止めつつ社会としての機能を維持・継続できる強靱性のこと。

取組	事業内容	担当課等
③ 避難方法・避難所対策の充実	<p>障害の特性に応じた情報の提供に努めます。</p> <p>避難方法や避難場所の周知を徹底します。</p> <p>地域団体や福祉避難所をはじめとする関係機関との連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施します。</p> <p>避難ルートの確認や協力者の確保を促します。</p> <p>障害者の受け入れが可能な福祉避難所の確保に向けた取組を進めます。</p>	<p>危機管理課 地域福祉課</p>
④ 地域防災体制の確立	<p>発災時に独力での避難が困難な障害者の避難行動要支援者避難支援制度への登録を促します。</p> <p>避難行動要支援者避難支援制度へ登録した人などが安全に避難できるよう、地域住民による避難支援者の確保を促進するとともに、自治会、民生委員・児童委員等関係団体、消防本部等関係機関との情報共有を図ります。</p>	<p>危機管理課 地域福祉課</p>

(2) 交通安全・地域安全対策の推進

移動手段の多くを自動車に依存する本市においては、安全に通行できる道路環境の維持は市民の日々の安心を創出するために不可欠な取組の一つです。障害のある人の視点を取り入れ、誰もが安心して移動できる道路環境の整備を通じ、交通事故の抑制を図ります。歩行者保護を基本とした取組を地域と一体となって進めます。

また、安心して日常生活を送るためには、心身や財産等の安全性が確保された環境が不可欠です。警察庁「令和4年の犯罪情勢」によると、平成15年以降刑法犯認知件数は減少傾向が続いていましたが、令和4年は令和3年を上回っています。振り込め詐欺に代表される特殊詐欺の認知件数は依然として高い水準にあり、犯行手口の多様化・巧妙化も見られます。サイバー空間における犯罪も多く、被害の深刻化や手口の悪質化も見られます。すべての市民がトラブルに巻き込まれることのないよう、正しい対応を取るための意識啓発を図っていくことはもちろんのこと、地域による見守りを通じた犯罪の抑止に努めます。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 交通安全施設の整備	障害のある人に対応した歩道の整備を推進します。 視覚障害者に配慮した音響信号機等の設置を要請します。	道路整備課 危機管理課
② 放置自転車対策の推進	車いすの通行や視覚障害のある人の通行の安全確保のため、放置自転車等を撤去します。	環境推進課 支所環境産業課
③ 交通安全運動の充実	障害のある人への理解を促すなど、障害のある人に配慮した交通安全運動の充実を図ります。	危機管理課
④ 交通安全教育の推進	市、警察、学校、関係団体及び家庭の連携による幼児から成人に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育及び高齢者、障害のある人等に対する適切な交通安全教育を実施します。 指導者の養成・確保、教材等の充実に努めます。 参加・体験・実践型の教育の普及に努めます。	危機管理課
⑤ 防犯対策の充実	障害のある人が犯罪に巻き込まれないよう、本庄市防犯ボランティア連絡協議会との連携、地域団体や住民の協力による見守り体制の強化を図ります。	危機管理課

取組	事業内容	担当課等
⑥ 悪質商法等に関する情報の提供	住宅改修等の悪質商法や振り込め詐欺などの犯罪について、障害のある人などにわかりやすい情報を提供します。	商工観光課

(3) 権利擁護施策の充実

権利擁護とは、知的障害や精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利や財産を保護するための制度です。国は、平成28年5月に「成年後見制度利用の促進に関する法律」を施行し、市町村に対して成年後見制度利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを努力義務とし、制度の利用を促すことを求めています。また、厚生労働省は、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」を掲げた「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を令和4年3月に策定しています。

本市では、令和3年から本庄市社会福祉協議会に委託して「本庄市成年後見サポートセンター」を設置しており、市民の権利擁護に関する相談を受け付けているほか、市民の権利や財産を守るための制度の利用に向けた手続き等の支援を行っています。成年後見サポートセンターを含む地域連携ネットワークにおいて、すべての人が最後まで住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを権利擁護の観点から進めます。本庄市社会福祉協議会が実施（埼玉県社会福祉協議会から受託）する「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）」なども活用しながら、障害等によって判断能力が十分でない人の地域生活を支援します。

また、「障害者虐待防止法」に基づき、障害者虐待の防止に取り組むとともに、地域と協力して虐待が疑われるケースの早期発見と早期対応に努めます。

図表 主な取組

取組	事業内容	担当課等
① 成年後見制度の利用促進	<p>成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見サポートセンターを中心とした相談体制の充実、受任者調整の支援、権利擁護人材の育成や活動の促進、後見人支援等の機能を整備します。</p> <p>また、判断能力が不十分となった本人や親族による成年後見制度開始の申立ができない場合に、市長申立による成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用支援を行います。</p>	<p>地域福祉課 生活支援課 障害福祉課</p>
② 市民後見人等権利擁護人材の育成と支援	<p>成年後見サポートセンターにおいて、市民後見人養成講座、NPO法人等後見事業者向け講座等を実施します。また、講座修了者等が資質向上を図れるよう、継続的な支援を実施します。</p>	<p>地域福祉課</p>

取組	事業内容	担当課等
③ 権利擁護相談体制の充実	<p>判断能力の低下した高齢者や障害者の権利や財産を保護するため、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、各団体と連携し、相談体制の充実に取り組みます。</p>	<p>生活支援課 障害福祉課</p>
④ 権利擁護事業に関する啓発活動の推進	<p>成年後見制度等について、市民をはじめ、関係する福祉関係事業所、民間事業者等の権利擁護が必要な人を取り巻く人を対象とする講演会・研修会を実施するとともに、パンフレット等を作成し、周知啓発を図ります。</p>	<p>地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 市民活動推進課</p>
⑤ 成年後見サポートセンターによる相談支援等	<p>成年後見制度に関する相談・支援や情報提供、市民後見人の養成等を行います。</p> <p>また、パンフレット等を配布・設置し、啓発を行うほか、市民向け講演会を開催し、制度の周知等を行います。</p>	<p>本庄市社会福祉協議会</p>
⑥ 障害者に対する虐待の防止と早期発見・早期対応	<p>障害者虐待が疑われるケースを発見した場合の通報義務について、広く市民に周知します。</p> <p>警察、医療機関、サービス提供事業者、民生委員・児童委員等の関係機関や地域団体等と連携し、虐待が疑われるケースの早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>埼玉県等と連携し、グループホーム等入所者やサービス利用者からの通報や相談に速やかに対応します。</p>	<p>こども家庭センター 生活支援課 障害福祉課</p>

第5章 計画の推進体制

第1節 障害者施策の推進に関する基本的な考え方

(1) 意思疎通・意思決定支援

令和4年5月に制定された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障害のある人による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策の推進にあたり旨とすべき事項として、①障害の種類・程度に応じた手段を選択でき、②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく、③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることを掲げています。

本市の掲げる「誰もが自分らしく暮らせる共生のまち 本庄」の実現に向け、様々な施策を進めます。障害のある人が、自ら得た情報を活用し、自らの意思により決定し、活躍できるよう、支援しつつ取り組むこととします。

(2) バリアフリー・移動支援推進

「バリアフリー」とは、人間の意識や社会の制度、あるいは建築や都市環境などあらゆる社会の中で、高齢者や障害のある人などが自立した生活を送る上での障壁をなくしていくことをいいます。障害の有無や年齢などに関係なく、すべての市民が暮らしやすい生活環境の創出に向け、ソフト・ハード両面からの整備が求められます。

一方、障害福祉アンケート結果においても、本市の障害のある人の多くは、生活の様々な場面で移動手段の確保に課題を抱えている実態がうかがえます。

令和5年度に策定された「本庄市移動円滑化促進方針(バリアフリーマスタープラン)」は、本市における高齢者、障害のある人等の円滑な移動を確保するため、バリアフリー化における基本方針とその取り組み方をまとめています。

本計画に掲げる施策の展開においては、窓口における些細なやり取りであっても、この方針の趣旨、「すべての市民が暮らしやすい生活環境の創出」を意識しつつ取り組むこととします。

(3) 障害や障害のある人への理解拡大と差別解消

「障害者差別解消法」の施行以降、行政機関のみならず民間事業者に対しても「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められるようになり、本市でも、障害を理由とする差別の解消に向けた市民への広報・啓発活動を進めてきました。

一方、内部障害や発達障害、精神障害という「見えない障害」も増加傾向にあり、また、障害福祉アンケート結果でも、差別や偏見を感じるとの回答も多く寄せられました。

こうした中、「障害者差別解消法」の改正により、令和6年4月より民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。このことを契機として、本市

の掲げる「誰もが自分らしく暮らせる共生のまち 本庄」の実現に向け、誰もが多様な障害の存在を理解し、身近な地域における相互理解を深めることができるよう、施策推進に取り組むこととします。

第2節 関係機関との連携

障害者施策は福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、雇用、住宅、交通、防災、情報など、広範囲の分野にまたがるものであり、その推進・充実には市内各部署との連携が不可欠です。「本庄市総合振興計画」や「本庄市地域福祉計画」などの他計画の動向も考慮しつつ、障害の有無にかかわらず、すべての市民がともに地域で暮らしていくことができるよう、施策の効果的・効率的な推進を図っていきます。

また、行政が提供するサービスだけでは障害のある人の生活を支えることはできません。福祉サービス事業所や保健・医療機関、ボランティア団体など、市の内外で活動する団体・機関に加え、一般事業所などとも連携し、障害のある人やその家族の暮らしがよりよいものとなるよう、ネットワークを構築・強化するとともに、広く障害そのものや障害のある人への理解を促していきます。

児玉郡市や深谷市、熊谷市など、近隣自治体との連携を図り、円滑な事業の推進を図ります。

第3節 計画の進行管理

計画に記載された事業・取組について、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

障害のある人本人や家族・保護者、福祉団体等の代表者から構成される「本庄市障害者施策推進協議会」において、本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行い、円滑な計画の推進を図ります。

第6章 障害（児）福祉サービス等の見込みと確保方策（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

第1節 障害福祉計画・障害児福祉計画の考え方

第7期本庄市障害福祉計画・第3期本庄市障害児福祉計画においては、厚生労働省が定めた基本指針や埼玉県が定める基本的な考え方を参考に、本市における成果目標を定めます。

(1) 計画の性質

第7期本庄市障害福祉計画・第3期本庄市障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までのサービス提供体制の確保に関する目標を定めたものであり、本市の障害者施策をまとめた第4次本庄市障害者計画と一体的に策定されています。

(2) 計画策定における基本的な考え方

本計画の策定にあたっては、本市の障害者施策の基本を定めた第4次本庄市障害者計画の基本理念「誰もが自分らしく暮らせる共生のまち 本庄」を念頭に、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本的な指針」という。）に基づき、次に掲げる点に配慮することとします。

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着

(3) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障害福祉サービス等の提供体制等を定期的に確認することとし、本庄市障害者施策推進協議会において、第4次本庄市障害者計画と合わせて進捗状況の管理・見直しを行い、円滑な事業実施に努めます。

また、障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、関係機関との連携が欠かせないため、児玉郡市障害者自立支援協議会を活用し、児玉郡市における事業の共同推進や障害福祉に関わる関係団体等との連携により、地域での障害福祉サービスの向上を図ります。

第2節 新たな成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 国の基本指針における考え方

- 地域移行者数：令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。
- 施設入所者数：令和8年度末の数値を令和4年度末の数値から5%以上削減すること。

② 埼玉県の考え方

地域移行者数は、国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。（設定しない理由：本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、本県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとしているため。）

③ 目標設定にあたっての本市の考え方

施設入所者の削減については、埼玉県の考えを踏まえ、数値目標を設定しないこととしますが、障害のある人及び家族の意向を尊重した生活の場を確保できるよう引き続き支援を行います。なお、施設入所から地域生活への移行には、地域社会の障害に対する理解が不可欠であるため、理解啓発促進の取組を進めます。

図表 成果目標

令和4年度末時点の入所者数	令和8年度末時点の入所者数【目標値】
89人	設定しない
	地域生活への移行割合【目標値】
	6.7%
	地域生活移行者数【目標値】
	6人
	施設入所者の削減割合【目標値】
	設定しない
	施設入所者の削減数【目標値】
	設定しない

図表 施設入所者数等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
施設入所者数	98人	90人	89人	93人
地域生活移行者数	0人	1人	0人	0人
新規施設入所支援者数	2人	1人	5人	5人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 国の基本指針における考え方

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上とすること。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- 精神病床における早期退院率：入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とする。

② 埼玉県の考え方

国の基本方針のとおりとする。

③ 目標設定にあたっての本市の考え方

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、令和5年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを念頭に地域の実情に合った精神障害者の支援体制の整備について検討します。その中で、長期入院患者の実情を踏まえ、目標値の設定について検討します。

図表 成果目標

令和4年度末時点での設置状況	令和8年度末時点での設置状況【目標】
検討中	設置

図表 活動指標

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	2回	2回	2回
協議の場への関係者の参加者数	40人	40人	40人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有	有	有
	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	35人	38人	41人
精神障害者の自立生活援助	3人	4人	5人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	2人	2人	2人

（3）地域生活支援の充実

① 国の基本指針における考え方

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

② 埼玉県での考え方

国の基本指針のとおりとする。

③ 目標設定にあたっての本市の考え方

地域生活支援拠点等に求められる機能のうち、特に、需要のある緊急時の対応が可能な施設入所支援を実施できる施設を確保できるよう、引き続き児玉郡市における地域生活支援拠点等の面的整備を含め、関係機関と協議を進めます。また、強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握、支援体制の整備についても、この協議の中で議論を深め実施に向け検討します。

図表 成果目標

令和4年度末時点での設置状況	令和8年度末まで、地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
検討中	有
	複数市町村による設置の場合の市町村内訳
	本庄市、美里町、神川町、上里町
	令和8年度末まで、運用状況の検証・検討の年間実施回数
	2
	強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備
	有
	複数市町村による設置の場合の市町村数
	4
	複数市町村による設置の場合の市町村内訳
	本庄市、美里町、神川町、上里町

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の基本指針における考え方

- 一般就労への移行者数：就労移行支援事業所A型にあつては令和3年度実績の1.29倍以上とし、就労移行支援事業所B型にあつては令和3年度実績の1.28倍以上とすること。また、それぞれの事業についてについて、実態を踏まえつつ令和8年度中の一般就労への移行者の目標値も定めること。
- 就労移行支援事業について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすること。併せて、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上とすること。
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進することを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上とすること。
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上とすること。

② 埼玉県の考え方

国の基本指針のとおりとする。

③ 目標設定にあたっての本市の考え方

就労を希望する障害のある人が一般就労につながるように、児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心として児玉郡市障がい者就労支援センターやその他の就労支援事業所等の関係機関と連携を図るとともに、福祉施設における就労支援の強化や就労移行支援事業を活用した福祉施設から一般就労への移行促進に取り組めます。市内の事業所だけでなく、近隣の就労移行支援事業所とも連携することで、様々なニーズに対応し、更なる一般就労への移行を目指します。

また、福祉施設から一般就労への移行のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就労支援、また就労の継続に向けた支援の充実を目指します。障害のある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障害のある人の就労支援強化等を図ります。

図表 福祉施設からの一般就労者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
一般就労移行者数	9人	7人	10人	10人
就労移行支援事業 利用者数	34人	39人	36人	40人
就労継続支援A型 一般就労移行者数	0人	0人	1人	1人
就労継続支援B型 一般就労移行者数	2人	2人	0人	0人
就労定着支援事業 利用者数	12人	8人	8人	12人
就労移行支援事業所 (ア)	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
上記(ア)のうち就労定着 率が8割以上の事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所

図表 成果目標

	令和3年度実績	令和8年度目標値
一般就労移行者数	7人	9人
就労移行支援事業による一般就労移行者数	5人	7人
就労継続支援A型による一般就労移行者数	0人	1人
就労継続支援B型による一般就労移行者数	2人	3人
就労移行支援事業所（ア）	2	2
上記（ア）のうち、一般就労移行割合が5割以上の事業者数	2	2
就労定着支援事業所（イ）	1	1
上記（イ）のうち、就労定着率が7割以上の事業所数	1	1
一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数	8人	12人

（5）障害児支援の提供体制の整備等

① 国の基本指針における考え方

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1箇所以上設置することを基本とする。
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築すること。
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築することを基本とする。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1箇所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること。また、都道府県及び市町村において、協議の場を設けること。
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

② 埼玉県の方考え方

国の基本指針のとおりとする。

③ 目標設定にあたっての本市の方考え方

障害児支援の提供体制の構築に関しては、障害児通所支援等の専門的なサービス提供体制の確保及び将来自立した生活を送るために適切な療育・教育を確保する観点から、これまで、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に向け取り組んできました。

障害児支援の提供体制の中核をなす児童発達支援センターの設置に関しましては、こうした取組を素地として、令和8年度までに、児玉郡市での設置に向け、検討します。

図表 成果目標

	令和8年度の目標値等	備考
児童発達支援センターの設置	1箇所	児玉郡市での設置
障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	有	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1箇所	児玉郡市での設置
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1箇所	児玉郡市での設置
医療的ケア児が適切に支援を受けられるための関係機関による協議の場の設置	有	児玉郡市での実施
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有	児玉郡市での実施

図表 活動指標

サービス名称	単位	第3期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	延利用日数 (人日/月)	950	1,100	1,250
	平均利用者数 (人/月)	110	125	140
放課後等デイサービス	延利用日数 (人日/月)	2,750	2,900	3,050
	平均利用者数 (人/月)	190	200	210
保育所等訪問支援	延利用日数 (人日/月)	4	5	6
	平均利用者数 (人/月)	4	5	6
居宅訪問型児童発達支援	延利用日数 (人日/月)	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数 (人)	3	3	3
障害者相談支援	延利用日数 (人日/月)	40	50	60

注) 医療型児童発達支援については令和6年度から児童発達支援と統合されるため見込み値は算出しません。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の基本指針における考え方

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保することを基本とする。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を進めるとともに、必要に応じて協議会の体制を確保することを基本とする。

② 埼玉県での考え方

国の基本指針のとおりとする。

③ 目標設定にあたっての本市の考え方

これまで、児玉郡市において共同で相談支援を障害種別ごとに委託して実施しており、専門職員の配置により機能強化を図っています。

今後、更に地域における相談支援体制を強化するため、現在の相談支援体制の機能を充実し、継続的に専門的相談支援を実施できるよう、自立支援協議会の相談支援部会等を中心として、各事業所の連携や人材の育成を図っていきます。この結果として、基幹相談支援センター等の体制については、基幹相談支援センターを令和5年度内に発足し、翌年度以降、児玉郡市内市町及び関係機関等連携してその機能強化に努めます。

図表 成果目標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導助言	25件	25件	25件
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	25件	25件	25件
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数	15回	15回	15回
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	2回	2回	2回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業参画による事例検討、実施回数、参加事業者・機関数	2回	2回	2回
	14事業者数	14事業者数	14事業者数
専門部会の設置数・実施回数	3部会数	3部会数	3部会数
	22回	22回	22回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の基本指針における考え方

- 各都道府県及び各市町村において、利用者が真に必要とする障害福祉サービスを提供していくため、令和8年度末までに、サービスの質向上のための体制を構築することを基本とする。

② 埼玉県での考え方

国の基本指針のとおりとする。

③ 目標設定にあたっての本市の考え方

障害のある人が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を実施していくためには、障害福祉に携わる市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するとともに、相談支援専門員やサービス事業者との連携による地域でのサービスの実態の把握、サービスを利用する障害のある人自身の意思決定が大切であり、その適切な支援についても見識を持つ必要があります。

市職員は、県が開催する研修に参加し、障害者総合支援法の適正な理解に努めています。

今後も、各事業者が個別に実施する研修のほかに、地域の相談支援体制の強化や連携強化等の取組を行い、障害福祉サービスの質の向上を図ります。また、児玉郡市障害者自立支援協議会では障害福祉サービスの提供状況について検証し、真に求められるサービスの提供に努めます。

図表 成果目標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数	10人	10人	10人
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	0回	0回	1回

第3節 障害福祉サービスの見込量とその確保方策

(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

① サービスの概要

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 訪問系サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	<p>ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>障害のある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。</p>
② 重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障害がある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。</p>
③ 同行援護	<p>移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある人の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。</p>
④ 行動援護	<p>行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。</p> <p>障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある人の社会参加と地域生活を支援します。</p>

サービス名称	サービスの概要
⑤ 重度障害者等包括支援	<p>常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。</p> <p>このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。</p>

② サービスの利用実績

第6期計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。訪問系サービスは、障害のある人の地域での自立した生活を支えるために必要不可欠なサービスとなっており、施設での利用を希望する人も多くなっています。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	平均利用時間 (時間/月)	630	665	720
	平均利用者数 (人/月)	47	59	63
② 重度訪問介護	平均利用時間 (時間/月)	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0
③ 同行援護	平均利用時間 (時間/月)	66	63	62
	平均利用者数 (人/月)	7	8	8
④ 行動援護	平均利用時間 (時間/月)	60	54	68
	平均利用者数 (人/月)	2	2	2
⑤ 重度障害者等包括 支援	平均利用時間 (時間/月)	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0

③ サービスの利用見込みと確保方策

第7期計画期間におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。

今後も専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	平均利用時間 (時間/月)	770	820	880
	平均利用者数 (人/月)	75	85	100
② 重度訪問介護	平均利用時間 (時間/月)	30	30	30
	平均利用者数 (人/月)	1	1	1
③ 同行援護	平均利用時間 (時間/月)	70	70	70
	平均利用者数 (人/月)	9	9	9
④ 行動援護	平均利用時間 (時間/月)	70	70	70
	平均利用者数 (人/月)	2	2	2
⑤ 重度障害者等包括 支援	平均利用時間 (時間/月)	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0

(2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

① サービスの概要

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 日中活動系サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
① 生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
② 自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
③ 自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
④ 就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 ※令和7年10月1日の施行が予定されています。
⑤ 就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
⑥ 就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
⑦ 就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。
⑧ 就労定着支援	障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

サービス名称	サービスの概要
⑨ 療養介護	<p>病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。</p> <p>このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを合わせて提供します。</p>
⑩ 短期入所 (福祉型・医療型)	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。</p> <p>このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。</p>

② サービスの利用実績

第6期計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 生活介護	延利用日数 (人日/月)	3,479	3,643	3,770
	平均利用者数 (人/月)	170	180	185
② 自立訓練(機能訓練)	延利用日数 (人日/月)	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0
③ 自立訓練(生活訓練)	延利用日数 (人日/月)	44	60	45
	平均利用者数 (人/月)	3	3	2
⑤ 就労移行支援	延利用日数 (人日/月)	348	378	380
	平均利用者数 (人/月)	22	22	20

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑥ 就労継続支援（A型）	延利用日数 （人日／月）	70	31	71
	平均利用者数 （人／月）	4	2	3
⑦ 就労継続支援（B型）	延利用日数 （人日／月）	2602	2679	3050
	平均利用者数 （人／月）	154	161	180
⑧ 就労定着支援	利用者数 （人／月）	9	6	7
⑨ 療養介護	利用者数 （人／月）	10	10	10
⑩ 短期入所（福祉型）	延利用日数 （人日／月）	112	167	230
	平均利用者数 （人／月）	9	12	15
⑪ 短期入所（医療型）	延利用日数 （人日／月）	3	5	8
	平均利用者数 （人／月）	1	1	1

注）④ 就労選択支援は令和7年度から開始予定のサービスであるため実績なし。

③ サービスの利用見込みと確保方策

第7期計画期間におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。

今後も専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 生活介護	延利用日数 （人日／月）	3,800	3,900	4,000
	平均利用者数 （人／月）	190	195	200
うち、重度障害者の 利用者数	平均利用者数 （人／月）	50	55	60

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
② 自立訓練（機能訓練）	延利用日数 （人日／月）	25	25	25
	平均利用者数 （人／月）	1	1	1
③ 自立訓練（生活訓練）	延利用日数 （人日／月）	45	45	45
	平均利用者数 （人／月）	2	2	2
④ 就労選択支援	平均利用者数 （人／月）		10	20
⑤ 就労移行支援	延利用日数 （人日／月）	390	410	430
	平均利用者数 （人／月）	20	22	24
⑥ 就労継続支援（A型）	延利用日数 （人日／月）	100	110	130
	平均利用者数 （人／月）	4	5	7
⑦ 就労継続支援（B型）	延利用日数 （人日／月）	3,300	3,600	3,900
	平均利用者数 （人／月）	190	210	230
⑧ 就労定着支援	平均利用者数 （人／月）	10	13	16
⑨ 療養介護	平均利用者数 （人／月）	10	10	10
⑩ 短期入所（福祉型）	延利用日数 （人日／月）	330	480	690
	平均利用者数 （人／月）	20	25	35
うち、重度障害者の 利用者数	平均利用者数 （人／月）	9	10	11
⑪ 短期入所（医療型）	延利用日数 （人日／月）	10	10	10
	平均利用者数 （人／月）	2	2	2
うち、重度障害者の 利用者数	平均利用者数 （人／月）	0	0	0

(3) 居住系サービスの見込量と確保方策

① サービスの概要

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 居住系サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
① 自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害のある人のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
② 共同生活援助（グループホーム）	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
③ 施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動と合わせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある人の日常生活を一体的に支援します。
④ 地域生活拠点等	障害の重度化・障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

② サービスの利用実績

第6期計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。
 施設入所支援は、県内での施設入所待機者が多く、新規入所が困難な状況が続いています。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 自立生活援助	平均利用者数 (人/月)	0	6	6
② 共同生活援助 (グループホーム)	平均利用者数 (人/月)	78	93	100
③ 施設入所支援	平均利用者数 (人/月)	91	89	89
④ 地域生活拠点等	整備数 (箇所)	—	—	—

③ サービスの利用見込みと確保方策

第7期計画期間におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。
 今後も専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 自立生活援助	平均利用者数 (人/月)	10	12	15
② 共同生活援助 (グループホーム)	平均利用者数 (人/月)	110	120	130
	うち、重度障害者の 利用者数	7	8	9
③ 施設入所支援	平均利用者数 (人/月)	90	91	92
④ 地域生活拠点等	設置数 (箇所)	1	1	1
⑤ 地域生活支援拠点等の コーディネーター配置 人数	人数 (人)	4	4	4
⑥ 地域生活支援拠点等 における機能の検証及び 検討の実施回数	回数 (回)	2	2	2

(4) 相談支援の見込量と確保方策

① サービスの概要

相談支援サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 相談支援サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
① 計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
② 地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
③ 地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。

② サービスの利用実績

第6期計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 計画相談支援	平均利用者数 (人)	397	416	430
② 地域移行支援	平均利用者数 (人)	0	0	0
③ 地域定着支援	平均利用者数 (人)	0	0	0

③ サービスの利用見込みと確保方策

第7期計画期間におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。

計画相談支援については、引き続き計画相談導入率の向上を図ることとし、利用の増加を見込みます。また、地域移行支援、地域定着支援については、障害のある人の地域生活を支援する観点から利用を見込みます。

今後も、専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。利用者の増加を促進するために計画相談の周知や受け入れ体制の構築について児玉郡市障害者自立支援協議会とともに検討していきます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 計画相談支援	平均利用者数 (人)	450	460	480
② 地域移行支援	平均利用者数 (人)	1	1	1
③ 地域定着支援	平均利用者数 (人)	1	1	1

第4節 地域生活支援事業の見込量とその確保方策

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業とは、市区町村と都道府県が独自に行うサービスで、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、市が計画的に事業を実施するものです。この事業は、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

本市では、次に示す15事業の実施、あるいは実施に向けた検討を行っており、第7期障害福祉計画においても、引き続き各事業における取組を進めます。

図表 本庄市が実施する地域生活支援事業

- ① 理解促進研修・啓発事業
- ② 自発的活動支援事業
- ③ 相談支援事業
- ④ 成年後見制度利用支援事業
- ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥ 意思疎通支援事業
- ⑦ 日常生活用具給付等事業
- ⑧ 手話奉仕員養成研修事業
- ⑨ 移動支援事業
- ⑩ 地域活動支援センター事業
- ⑪ 訪問入浴サービス事業
- ⑫ 日中一時支援事業
- ⑬ 巡回支援専門員整備事業
- ⑭ 社会参加支援事業
- ⑮ 就業・就労支援事業

(2) 地域生活支援事業の見込みと確保方策

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」が除去されるよう、障害のある人への理解を深めるため、研修・啓発を行います。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

今後もテーマの設定等を工夫し、障害のある人への理解をより深める講座の開催に努めます。また、引き続き広報・リーフレット等を活用して「障害者差別解消法」やその改正に伴う合理的配慮の提供などの周知に努めます。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
② 自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

制度の活用に向けて関係団体等への周知に努めます。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
② 自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

③ 相談支援事業

相談支援事業に含まれるサービスについては以下のとおりです。

本市では、身体・知的・精神の障害別に相談支援事業を児玉郡市の共同委託で実施しています。事業内容としては、①福祉サービスの利用援助、②社会資源を利用するための支援、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利擁護のために必要な援助、⑥専門機関の紹介などを継続的に実施するための体制の確保です。

図表 相談支援事業の概要

サービス名称	サービスの概要
③-1 障害者相談支援事業	障害のある人等の福祉に関する様々な問題について障害のある人等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
③-2 基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
③-3 基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
③-4 住宅入居等支援事業	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障害のある人を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
③-1 障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3
身体障害者	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
知的障害者	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
精神障害者	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
③-2 基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
③-3 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
③-4 住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業は、児玉郡市での共同事業として委託により実施しており、第7期計画でも同様に実施します。

基幹相談支援センターについては、児玉郡市障害者自立支援協議会を中心に検討を進めていきます。

住宅入居等支援事業については、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター事業等と一体的な実施について検討します。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
③-1 障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3
身体障害者	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
知的障害者	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
精神障害者	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
③-2 基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
③-3 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
③-4 住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

④ 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するものです。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
④ 成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件)	1	1	2

成年後見制度担当部署等関係機関と連携を図り、制度周知のためのパンフレットの配布等と合わせて実施します。

国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、権利行使に不安のある障害のある人等の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。合わせて、中核機関となる成年後見センターについて周知に努めます。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
④ 成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件)	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、法人後見活動を支援します。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

障害者福祉・高齢者福祉・地域福祉の観点から関係機関と十分な連携を図り、活動を支援する方策を検討します。

また、関係課において令和2年度からは法人向け成年後見制度研修を開始しており、引き続き法人後見事業の充実を図ります。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、障害のある人とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑥-1 手話通訳者派遣事業	平均利用件数 (件/月)	798	713	850
⑥-2 要約筆記者派遣事業	延利用件数 (件)	6	0	1
⑥-3 手話通訳者設置事業	実施の有無	検討	検討	検討

平成30年4月1日施行の本庄市手話言語条例では、手話を使いやすい環境整備を行うことを基本理念としており、市の責務として、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。より利用しやすい派遣事業となるよう、ICT機器の活用等も含め検討します。

また、手話通訳者の設置については、引き続き進展するICT環境を考慮しながら設置の在り方について検討します。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑥-1 手話通訳者派遣事業	平均利用件数 (件/月)	900	900	900
⑥-2 要約筆記者派遣事業	延利用件数 (件)	1	1	1
⑥-3 手話通訳者設置事業	実施の有無	検討	検討	検討

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、入浴補助用具等の日常生活用具を給付、または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑦-1 介護・訓練支援用具	延利用件数 (件)	3	6	2
⑦-2 自立生活支援用具	延利用件数 (件)	7	9	3
⑦-3 在宅療養等支援用具	延利用件数 (件)	8	4	3
⑦-4 情報・意思疎通支援用具	延利用件数 (件)	12	14	27
⑦-5 排泄管理支援用具	延利用件数 (件)	1,630	1,775	1,728
⑦-6 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	延利用件数 (件)	1	1	1

今後もニーズ等の情報収集に努め、適切な給付を継続して行います。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦-1 介護・訓練支援用具	延利用件数 (件)	2	3	3
⑦-2 自立生活支援用具	延利用件数 (件)	2	2	2
⑦-3 在宅療養等支援用具	延利用件数 (件)	2	1	1
⑦-4 情報・意思疎通支援用具	延利用件数 (件)	15	15	15
⑦-5 排泄管理支援用具	延利用件数 (件)	1,782	1,838	1,895
⑦-6 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	延利用件数 (件)	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	延利用者数 (人)	12	13	15

入門編と基礎編を隔年で開催しています。今後も計画的に講座を開催し、現在と同程度の規模で継続していく見込みです。今後は、研修を修了した人の登録制度等、地域での活躍に向けた取組についても検討します。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	延利用者数 (人)	15	15	15

⑨ 移動支援事業

一人で外出するのが困難な障害のある人等の余暇活動等の社会参加のために、外出の際の移動の支援を行います。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑨ 移動支援事業	実利用人数 (人/年)	9	11	11
	延利用時間 (時間/年)	895	935	1,200

行動援護等への移行も考慮し、継続して見込みます。

サービス提供量を増やし、利用者の利便性の向上を図るため、登録事業所にサービス提供に応じた補助金を交付し、事業の支援を行います。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑨ 移動支援事業	実利用人数 (人/年)	13	13	13
	延利用時間 (時間/年)	1,400	1,400	1,400

⑩ 地域活動支援センター事業

障害のある人等の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑩-1 地域活動支援センター（自市町村分）	実施箇所数（箇所）	2	2	2
	実利用人数（人／年）	42	34	36
⑩-2 地域活動支援センター（他市町村分）	実施箇所数（箇所）	1	1	12
	実利用人数（人／年）	25	31	25

今後も、デイケアひまわり（身体障害者・知的障害者）、みさと（精神障害者）、ポノポノ（精神障害者）の3箇所で開催します。精神障害者を対象とする2箇所については、児玉郡市での共同事業として委託します。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑩-1 地域活動支援センター（自市町村分）	実施箇所数（箇所）	2	2	2
	実利用人数（人／年）	38	38	38
⑩-2 地域活動支援センター（他市町村分）	実施箇所数（箇所）	0	0	0
	実利用人数（人／年）	0	0	0

⑪ 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問により居宅において移動入浴車または浴槽を利用して入浴サービスを行います。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑪ 訪問入浴サービス	延利用回数 (回/年)	166	148	170

専門的な知識・技術を有する事業所に委託することで、適切なサービスを継続して提供します。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑪ 訪問入浴サービス	延利用回数 (回/年)	200	200	200

⑫ 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑫ 日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	18	16	20

レスパイトケアとしての機能も考慮して継続的な利用を見込みます。

サービス提供量を増やし、利用者の利便性の向上を図るため、登録事業所にサービス提供に応じ補助金を交付し、事業の支援を行います。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑫ 日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	20	20	20

⑬ 巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、発達障害児の早期発見を行うとともに、保護者や職員に対し、個々の特徴にあった支援の方法などを助言します。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑬ 巡回支援専門員整備事業	延訪問回数 (回/年)	123	125	130

巡回相談、1年生巡回、5歳児相談等を行います。実績に応じて訪問回数を見込みます。

多くのこどもの支援が行えるよう、引き続き事業の充実を図ります。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑬ 巡回支援専門員整備事業	延訪問回数 (回/年)	134	137	141

⑭ 社会参加支援事業

障害のある人の自立や社会参加を促進するためには、様々な環境整備、各種支援が必要です。地域の障害のある人のニーズを把握し、効果的な実施を図っています。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑭-1 スポーツ、文化、芸術活動	延利用人数 (人/年)	129	252	350
⑭-2 点字・声の広報発行	実利用者数 (人/年)	12	11	12
⑭-3 自動車改造費助成	利用件数 (件)	3	5	5
⑭-4 自動車運転免許取得費助成	利用件数 (件)	1	1	1
⑭-5 重度障害者燃料費助成	利用件数 (件)	3,572	4,342	4,400
⑭-6 重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業	助成件数 (件/年)	2,349	2,355	2,370

スポーツ、文化、芸術活動については児玉郡市での共同事業として、委託により実施します。また、点字・声の広報発行事業については、本市単独事業として事業者等に委託して実施します。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑭-1 スポーツ、文化、芸術活動	延利用人数 (人/年)	500	500	500
⑭-2 点字・声の広報発行	実利用者数 (人/年)	12	12	12
⑭-3 自動車改造費助成	利用件数 (件)	5	5	5
⑭-4 自動車運転免許取得費助成	利用件数 (件)	1	1	1
⑭-5 重度障害者燃料費助成	利用件数 (件)	4,500	4,500	4,500

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑭-6 重度心身障害者福祉 タクシー利用料金助 成事業	助成件数 (件/年)	2,450	2,450	2,450

⑮ 就業・就労支援事業

職親委託制度として、職親として登録されている民間事業者に知的障害のある人に対する生活指導及び技能習得訓練等を委託します。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑮ 就業・就労支援事業 (知的障害者職親委託制度)	実施事業所数 (箇所)	3	3	3

引き続き委託により現状のサービスを維持します。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑮ 就業・就労支援事業 (知的障害者職親委託制度)	実施事業所数 (箇所)	3	3	3

第5節 障害児が利用するサービスの見込量とその確保方策

(1) 障害児通所・訪問系サービスの見込量と確保方策

① サービスの概要

障害児通所・訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 障害児通所支援の概要

サービス名称	サービスの概要
① 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
② 医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
③ 放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
④ 保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害のあるこどもが、障害のあるこども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

② サービスの利用実績

第2期計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	第2期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 児童発達支援	延利用日数 (人日/月)	476	720	833
	平均利用者数 (人/月)	60	87	94
② 医療型児童発達支援	延利用時間数 (時間/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
③ 放課後等デイサービス	延利用日数 (人日/月)	2,379	2,507	2,616
	平均利用者数 (人/月)	163	168	179
④ 保育所等訪問支援	延利用日数 (人日/月)	2	3	3
	平均利用者数 (人/月)	2	3	3
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	延利用日数 (人日/月)	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0
⑥ 医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	配置人数 (人)	0	0	0

③ サービスの利用見込みと確保方策

第3期計画期間におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。

医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、実績がなく事業所も近隣に少ない状況ですが一定の需要があるものとして計画します。また、医療的ケア児に対する支援について、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置や発達障害の支援事業の実施を目指します。

今後も、専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第3期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 児童発達支援	延利用日数 (人日/月)	950	1,100	1,250
	平均利用者数 (人/月)	110	125	140
③ 放課後等デイサービス	延利用日数 (人日/月)	2,750	2,900	3,050
	平均利用者数 (人/月)	190	200	210
④ 保育所等訪問支援	延利用日数 (人日/月)	4	5	6
	平均利用者数 (人/月)	4	5	6
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	延利用日数 (人日/月)	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	1	1	1
⑥ 医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	配置人数 (人)	3	3	3
⑦ 障害児相談支援	延利用日数 (人日/月)	40	50	60

注) ①医療型児童発達支援については令和6年度から①児童発達支援と統合されるため見込み値は算出しません。

(2) 障害児相談支援の見込量と確保方策

① サービスの概要

障害児相談支援に含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 障害児通所支援の概要

サービス名称	サービスの概要
① 障害児相談支援	障害のあるこどもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

② サービスの利用実績

第2期計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	第2期実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 障害児相談支援	平均利用者数 (人/月)	13	16	30

③ サービスの利用見込みと確保方策

第3期計画期間におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。

今後も、専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第3期見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 障害児相談支援	平均利用者数 (人/月)	40	50	60

第7章 資料編

(1) 計画の策定経過

時期	内容
令和3年1月11日	令和3年度本庄市障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ● 第3次本庄市障害者計画主要事業に係る実績報告について ● 第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について
令和4年8月23日	令和4年度第1回本庄市障害者計画策定庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ● 第3次本庄市障害者計画の進捗状況の確認について ● 第4次本庄市障害者計画等の策定について ● 策定スケジュールについて
令和4年9月16日	令和4年度第1回本庄市障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ● 第3次本庄市障害者計画主要事業に係る令和3年度の実績報告について ● 第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について
令和5年1月25日	令和4年度第2回本庄市障害者計画策定庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ● 第4次障害者計画策定のためのアンケート調査について <ul style="list-style-type: none"> * 障害者福祉に関するアンケート調査（対象：障害者） * 障害児福祉に関するアンケート調査（対象：障害児の保護者） * 障害者福祉に関するアンケート調査（対象：一般市民）
令和5年2月8日	令和4年度第2回本庄市障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ● 第4次障害者計画策定のためのアンケート調査について <ul style="list-style-type: none"> * 障害者福祉に関するアンケート調査（対象：障害者） * 障害児福祉に関するアンケート調査（対象：障害児の保護者） * 障害者福祉に関するアンケート調査（対象：一般市民）
令和5年8月24日	令和5年度第1回本庄市障害者計画策定庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ● 第3次本庄市障害者計画の進捗状況の確認について ● 第4次障害者計画策定のためのアンケート調査結果について ● 第4次障害者計画等の骨子について
令和5年9月20日	令和5年度第1回本庄市障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ● 第3次本庄市障害者計画の進捗状況の確認について ● 第4次障害者計画策定のためのアンケート調査結果について ● 第4次障害者計画等の素案について
令和5年10月18日	令和5年度第2回本庄市障害者計画策定庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ● 第4次障害者計画等原案について
令和5年11月13日	令和5年度第2回本庄市障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ● 第4次障害者計画等原案について
令和6年2月14日	令和5年度第3回本庄市障害者計画策定庁内検討会議 <ul style="list-style-type: none"> ● 第4次障害者計画等のパブリックコメント実施結果について ● 第4次障害者計画等の答申案について
令和6年2月20日	令和5年度第3回本庄市障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ● 第4次障害者計画等のパブリックコメント実施結果について ● 第4次障害者計画等の答申案について

(2) 本庄市障害者施策推進協議会条例

○本庄市障害者施策推進協議会条例

平成30年12月27日

条例第31号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、市長の附属機関として、本庄市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第36条第4項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者
- (2) 障害者又は障害児の家族又は保護者
- (3) 障害者福祉に関して識見を有する者

(4) 社会福祉団体の関係者

(5) 市議会議員

(6) 公募による市民

(7) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

(準備行為)

3 第3条第2項の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(本庄市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正)

4 本庄市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例（平成18年本庄市条例第44号）
の一部を次のように改正する。

別表地域包括支援センター運営
協議会委員の項の次に次のように
加える。

障害者施策推進 協議会委員	日額	6,200円
------------------	----	--------

(3) 本庄市障害者施策推進協議会規則

○本庄市障害者施策推進協議会規則
平成31年3月15日
規則第10号

(趣旨)

第1条 本庄市障害者施策推進協議会条例(平成30年本庄市条例第31号)第8条の規定に基づき、本庄市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 協議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第3条 協議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の
手続
- (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 協議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第5条 協議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(4) 本庄市障害者施策推進協議会委員名簿

当初委嘱：令和4年1月11日 任期満了：令和7年1月10日

役職	氏名	選出区分及び団体等		備考
会長	やの ま 規 矢野間 規	5号委員	本庄市議会	～令和4年3月
	ほりぐち いよこ 堀口 伊代子			令和4年4月～
副会長	たねむら ともみ 種村 朋文	1号委員	本庄市身体障害者福祉会	
委員	かんべ たちし 神部 雅	1号委員	本庄市身体障害者福祉会盲人部	
委員	かねこ ちかこ 金子 千賀子	1号委員	本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会	
委員	いじま ひろし 飯島 博二	2号委員	本庄ひまわり親の会	
委員	みやざき つとむ 宮崎 勉	2号委員	本庄保健所管内精神障害者を守る会 双葉会	
委員	うちだ あきこ 内田 晶子	2号委員	埼玉県立本庄特別支援学校 PTA	～令和5年3月
委員	かきぬま ゆきこ 柿沼 由希子			令和5年4月～
委員	あらい ゆみ 新井 由美	3号委員	特定非営利活動法人 古太萬の会	
委員	すずき みねいち 鈴木 峯一	3号委員	特定非営利活動法人 児玉郡市障がい者就労支援センター	
委員	ふくしま やすお 福島 保雄	3号委員	社会福祉法人 はなわ福祉会	
委員	さおとめ たかし 五月女 尚史	3号委員	社会福祉法人 本庄ひまわり福祉会	
委員	かわせ きょうこ 川瀬 京子	4号委員	本庄市民生委員・児童委員協議会	～令和4年11月
委員	こいけ みきこ 小池 美喜子			令和4年12月～
委員	やまかべ まさる 山下部 勝	4号委員	社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会	～令和4年3月
委員	おおや まさのぶ 大屋 正信			令和4年4月～
委員	せきね ともこ 関根 朋子	6号委員	一般公募	
委員	まるやま あけみ 丸山 明美	6号委員	一般公募	
委員	くりはら りえ 栗原 理恵	7号委員	熊谷公共職業安定所本庄出張所	～令和4年3月
委員	さかきだ ゆか 榊田 由香			～令和5年3月
委員	しょうだ みのる 正田 実			～令和6年1月
委員	ほりこし てつや 堀越 鉄也			令和6年2月～
委員	まつもと ひとし 松本 均	7号委員	埼玉県北部福祉事務所	～令和4年3月
	はねだ すなお 羽田 淳			～令和5年3月
	しおだ ともはる 塩田 智晴			令和5年4月～
委員	みずかみ なりひと 水上 成人	7号委員	埼玉県本庄保健所	
委員	こまつ あや 小松 文	7号委員	埼玉県立本庄特別支援学校	

(5) 用語の解説

○アウトリーチ

課題や困難を抱えた人が、自ら相談機関に出向くことが難しい場合に支援者が直接的に支援するために行う訪問支援のこと。

○アクセシビリティ

利用者が施設や機器やサービスを円滑に利用できること。

○医療的ケア

一般的に、痰の吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の日常生活を営むのに必要であって、医師の指示の下に行われる医行為のこと。医師や看護師等の免許を持たない者も、研修を修了し、都道府県知事の認定を受けることで、一部の医行為に限り、一定の条件下で実施できる。

○基幹相談支援センター

障害者総合支援法第77の2により設置される、地域における障害者支援の中心的な施設。地域の総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業などを実施する。

○高次脳機能障害

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。

○合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること。

○コミュニケーション支援ボード

言葉によるコミュニケーションに困難を抱える障害者や外国人などの意思疎通を支援するためのツール。

○埼玉県福祉のまちづくり条例

ノーマライゼーション、バリアフリーの理念のもと、福祉のまちづくりを進め、高齢者、障害者をはじめとする全ての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする条例。福祉のまちづくりを進める具体的な方策として、高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進を図るため、施設のバリアフリー化整備の基準（整備基準）の遵守を定めるとともに、生活関連施設の整備にあたっての届出の手続きなどを定めている。

○埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本指針

「すべての人に配慮して、計画・設計するユニバーサルデザイン」を埼玉県政に幅広く活用することはもとより、市町村行政や企業、県民の活動に広く普及し、定着を進め、お年寄りや障害を持つ方々、これからは担う若い人など、誰もが自由に活動し、生き生きと豊かに生活できる「ハートいっぱい・さいたま」づくりを目指すために、埼玉県が策定した指針。

○児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、地域の**子ども**たちが元気に安心して暮らせるように、**子ども**たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人。

○児童扶養手当

父または母のいない家庭のこどもや、父または母に一定の障害のある家庭のこどもについて支給される手当。支給額は所得に応じて決定される（全部支給・一部支給に区分される）。

○手話

ろう者がコミュニケーションをとったり、物事を考えたりするときに使うことばで、手指、体の動きや表情などを使って概念や意志を視覚的に表現する言語。

○障害支援区分

障害者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

○障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

○障害者虐待防止法

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

○障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務付けるなど、障害者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。

○障害者雇用率

常用労働者の数に対する障害者の割合のこと。身体障害者や知的障害者に一般労働者と同じ水準で常用労働者となり得る機会を与えるために、事業主等に障害者雇用達成義務が課されている。なお、平成30年度（2018年度）以降は精神障害者も算定基礎に追加される。

○障害者差別解消法

障害者基本法の基本的な理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障害のある人もない人もともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

○障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された期間のこと。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。

○障害者就労支援センター

障害者の就労機会の拡大を図るために、市町村が設置する支援施設。障害者やその家族の求めに応じ、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援の業務を行う。

○障害者総合支援法

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

○障害者優先調達推進法

障害者就労施設等の受注の機会を確保し、施設で就労する障害者が自立した生活を送るために、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等から物品の調達を行うよう定めた法律。

○自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。自己負担額の基本は保険適用医療費の一割であるが、所得や病状により更に減額される。制度の対象は、更生医療、育成医療及び精神通院医療の3医療。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって、1級から6級までに区分される。

○精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって1級から3級までに区分される。

○正着

バス車両が停留所に並行して隙間のないよう所定の位置に停車させること。

○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人を保護、支援するため、不動産や預貯金などの財産を管理したり、生活を送るために必要な契約を結んだりする制度。

○ソーシャル・インクルージョン

社会的に弱い立場にある人々も含め、市民一人一人を排除や摩擦、孤独、孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み支え合う考え方。「社会的包摂」ともいう。

○ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態を指す。

○地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障害者の自立した地域生活を支援する場。

○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

○地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とした施設。

○地域自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備及び関係機関、団体、事業者等との連携を図る組織。本市は美里町、神川町、上里町と「児玉郡市障害者自立支援協議会」を設置している。

○点字

視覚障害者が文書を読み書きするときに用いるもの。

指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦 3 点、横 2 点で組み合わせて音を標記する文字。

○特別支援学級

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成 19 年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。

○特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。

○特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

○難病

「①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」(厚生省「難病対策要綱」昭和 47 年) のこと。

○ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと。

○8050 問題

こどもの引きこもりを背景として、80 代の親が 50 代のこどもの生活を支えるために、経済的、精神的に強い負担を担う状態を指す。

○発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

○発達障害者支援法

発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

○パブリックコメント

計画等の策定時に原案を公表し、市民から幅広く意見を受け入れ、最終的な計画内容を検討する制度。

○バリアフリー

障害者、高齢者等の社会的弱者が社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。また、社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去すること。

○ピアカウンセリング

同じ背景（障害や課題など）を持つ人同士が集まり、対等な立場で相談し、支え合うこと。

○避難行動要支援者

災害時、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。例えば、高齢者、障害者など。

○福祉避難所

災害時に高齢者、障害者、乳幼児等の特に支援の必要度が高い人（要配慮者）を対象に設置される避難所。避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮される必要がある。

○放課後等デイサービス

学校に就学している障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障害児通所支援。

○民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人、児童委員を兼ねる。

○ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

○要約筆記

難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。

○療育

医療や訓練、教育、福祉などを通じて、障害があっても社会に適応し自立できるように育成すること。

○療育手帳

厚生労働省事務次官通知「療育手帳制度について」に基づき交付される手帳であり、知的障害者の程度によって等級を設定している。等級は都道府県ごとに独自に設定しており、埼玉県では、㊤（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4段階に区分している。

○レジリエンス

感染症や自然災害が発生しても生活や経済への影響を最小限に食い止めつつ社会としての機能を維持・継続できる強靱性のこと。

○レスパイト

家族介護者を一時的に一定の期間、障害者のケアから解放し、それによって日頃の身体的・精神的な疲れなどから回復できるようにする援助。

**第4次本庄市障害者計画・
第7期本庄市障害福祉計画・
第3期本庄市障害児福祉計画**

発行 本庄市

編集 福祉部 障害福祉課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3

TEL 0495-25-1111 (代表)

FAX 0495-23-1963

URL <https://www.city.honjo.lg.jp>
